

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく

高知県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

平成 21 年 3 月一部改正

平成 27 年 8 月 13 日一部改正

平成 27 年 11 月 24 日一部改正

平成 28 年 2 月 12 日一部改正

平成 28 年 6 月 24 日一部改正

高知県

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の背景と目的	1
1 計画の背景	
2 計画の目的	
第2節 計画の位置づけ等	1
1 計画の位置づけ	
2 計画期間	
3 耐震化の目標を設定する建築物について	
第3節 想定される地震の規模、被害の状況等	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
第1節 耐震化の現状	5
1 住宅	
2 多数の者が利用する建築物	
第2節 耐震改修等の目標の設定	7
1 住宅の目標	
2 多数の者が利用する建築物の目標	
第3節 公共的建築物の耐震化の目標	7
第4節 県有建築物の耐震化実施計画	9
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
第1節 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	10
1 県等の実施体制	
2 役割分担	
3 事業の実施方針	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	
第2節 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	14
1 県が実施する支援策	
2 市町村が実施する支援策	
第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	18
1 消費者への情報提供	
2 相談窓口の設置	
3 技術者育成	
第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	19
1 窓ガラスの落下防止対策	

2	大規模建築物における天井崩落対策	
3	地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策	
4	ブロック塀の倒壊対策	
第5節	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	20
第6節	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	21
第4章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び	
	知識の普及に関する事項	22
第1節	地震防災マップの作成・公表	22
第2節	相談体制の整備及び情報提供の充実	22
第3節	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	22
	1 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用	
	2 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発	
第4節	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	23
第5節	自主防災組織等との連携	23
第5章	建築基準法による勧告又は命令等についての	
	所管行政庁との連携に関する事項	24
第1節	耐震改修促進法による指導等の実施	24
	1 指導、助言の方針	
	2 指示の方針	
	3 公表の方針	
第2節	建築基準法による勧告又は命令等の実施	25
第6章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	26
第1節	市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項	26
	1 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方	
	2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
	3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
	4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
	5 建築基準法による勧告又は命令等の実施（所管行政庁のみ）	
	6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
第2節	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	28
第3節	その他	28
	1 地震保険の加入促進	
	2 被災建築物応急危険度判定等の実施等	
	3 その他	

補 章 平成25年11月25日施行の耐震改修促進法の改正への対応	30
第1節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な 建築物に係る事項	30
1 指定の考え方	
2 指定建築物及び耐震診断結果の報告期限	
第2節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	40
1 指定の考え方	
2 指定道路及び耐震診断結果の報告期限	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、ほとんどの住民が就寝していた午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建物の倒壊によるものだった。

同震災による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、現行の建築基準法の構造基準(以下「現行基準」という。)を満足していない昭和56年5月以前、いわゆる新耐震基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。

このため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が施行され、高知県でも平成15年12月に既存建築物耐震改修促進・実施計画【高知県版】(以下「旧県計画」という。)を策定した。

その後、新潟県中越地震(平成16年10月)、福岡県西方地震(平成17年3月)など、近年、各地で大規模な地震が発生し、東海地震、東南海・南海地震等の発生切迫性が指摘されていることから、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、翌年1月26日に施行された。

県ではこれに対応するとともに、旧県計画の実施計画の見直し時期を迎えていることから、①法改正で新たに加わった特定建築物を実態把握対象に加え、②住宅・特定建築物の用途・規模に該当する建築物の耐震化目標を設定することとし、③旧計画になかった高知市内の建築物も計画対象とする等、旧県計画を修正・拡充し、新たな高知県耐震改修促進計画を策定することとした。(別添資料1参照:特定建築物に係る制度変更概念図)

2 計画の目的

「高知県耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された、現行基準を満足していない建築物のうち、主として住宅及び特定建築物を中心に、耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本県における建築物の耐震化を図ることを目的とする。

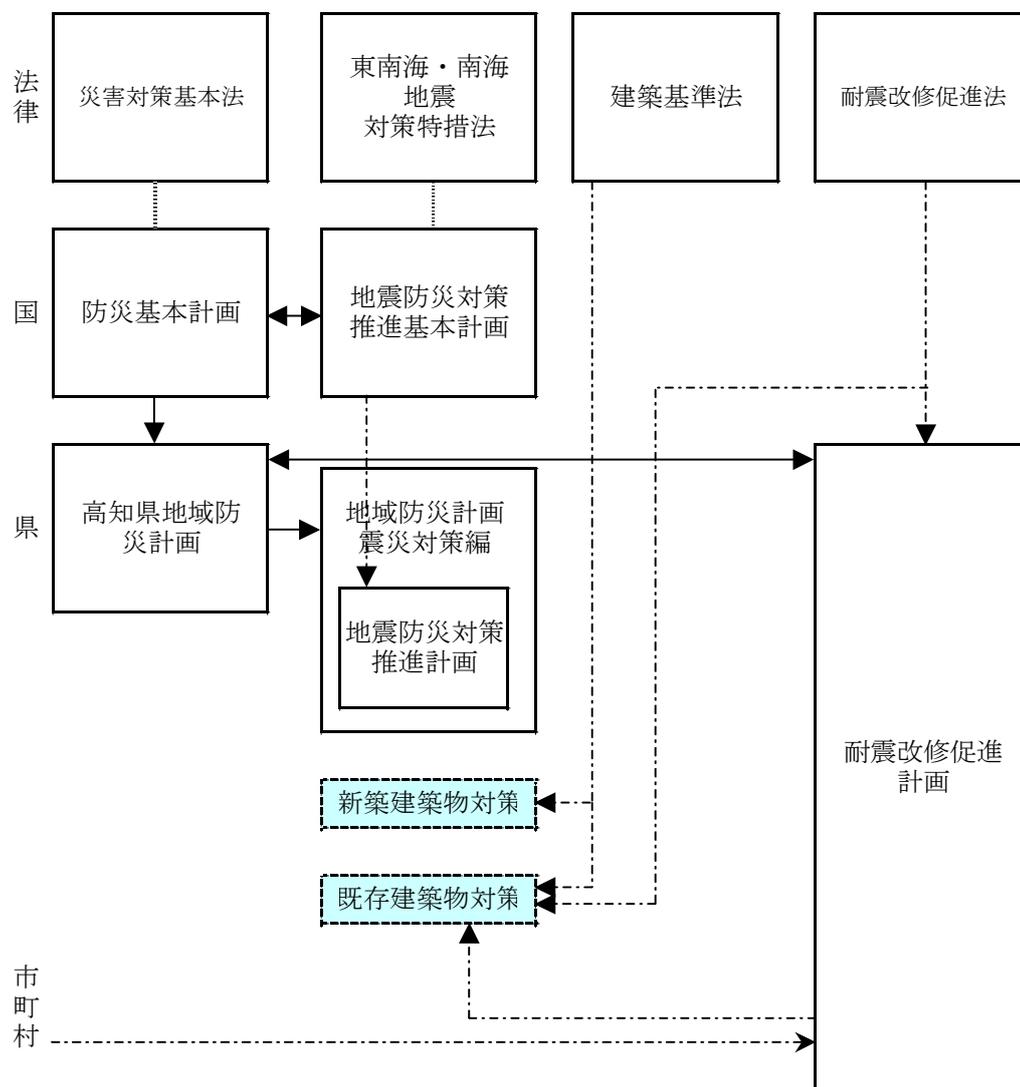
第2節 計画の位置づけ等

1 計画の位置づけ

県計画は、国が示した基本方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号)に基づき、県内の既存建築物の耐震診断・耐震改修等に関する施策の方向性を示す計画であり、「高知県地域防災計画(震災対策編)」(平成18年5月改定)の関連計画となるものである。

また、県内の市町村の市町村耐震改修促進計画は、県計画を勘案して策定することとする(詳細は第6章第1節のとおり)。

図表 1 本計画の位置づけ



2 計画期間

計画期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 箇年とする。なお、必要に応じて概ね 3 年ごとに計画の見直しを行うものとする。

なお、国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年1月 25 日、国土交通省告示第 184 号、最終改正は平成 25 年 10 月 29 日)の改正により、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標が新たに定められる等が行われ、これを踏まえた計画の改定を行うまで、計画の期限を延長するものとする。

3 耐震化の目標を設定する建築物について

(1)用語の定義

県計画における用語の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「新耐震基準」:昭和53年6月の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年5月に大改正されたもの。

「既存建築物」:昭和56年5月31日以前に建築され、「新耐震基準」を満たしていない建築物。

「特殊建築物」:建築基準法第2条に規定されている用途の建築物で、病院、ホテル、学校などのように不特定又は多数の人が利用する建築物。なお、そのうち特定行政庁が指定する一定規模以上のものは、定期報告の対象となる。**(別添資料2参照:定期報告対象建築物一覧)**

「特定行政庁(所管行政庁)」:建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。高知県では、高知県知事と高知市長で、耐震改修促進法に基づき特定建築物の所有者に対し、指導・助言・指示等を行うことができる。

「特定建築物」:昭和56年5月31日以前に建築された、耐震改修促進法第6条第1項各号に基づく建築物。所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられている。**(別添資料3参照:特定建築物一覧)**

「重点建築物」:用途や規模など建築物の個別の特性により、また、地域防災計画の趣旨を踏まえ、「既存建築物」の内から設定した下表の建築物をいい、旧計画の施策を引き続き行っていくものとする。

		建物の用途等	建築物の例
用途による設定及び優先度	a. 機能確保が必要なもの	①復旧拠点施設 救援・救護施設	県・市町村災害対策本部等 消防署、警察署 災害拠点病院等
		②避難施設	避難所に指定された学校・公民館等
		③ライフライン管理施設	水道・ガス・電気等の管理施設等
	b. 災害時要援護者等の利用するもの	④各種福祉施設	老人保健施設、老人ホーム、 養護学校、児童福祉施設、保育所等
規模及び地域による設定及び優先度	c. その他	規模:3階以上、かつ2,000㎡以上の建築物 地域:密集住宅市街地整備促進事業等により防災上特に重要な区域と位置付けられた場合、その区域内の建築物	

「住宅」:建て方(一戸建・長屋建・共同住宅)、種類(専用・併用など)、利用関係(持家・貸家・分譲住宅など)を問わず、住宅全般。

「多数の者が利用する建築物」:県計画において住宅と並んで耐震化の目標を設定する

建築物で、特定建築物の用途・規模に該当する建築物。

「公共的建築物」:地震などの災害が発生した場合に避難所や防災上重要な施設等となる、学校・体育館・病院・集会場・庁舎・公的住宅等及び災害時に自らが避難することが容易ではない人達に利用される老人ホーム等の社会福祉施設・幼稚園・保育所をいう。

(2) 目標等を設定する建築物

①住宅、②多数の者が利用する建築物、③公共的建築物について目標等を設定する。

第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、100年から150年の間隔で発生するとされており、国の「地震調査委員会」は、2007年1月1日を基準日と算定して、今後30年以内に発生する確率を50%程度、50年以内では80~90%と公表した。

本県では、次の南海地震が発生すると、沿岸に近い地域では震度6強(軟弱地盤などでは震度7)から震度6弱、その他の地域でも震度5強の強い揺れが、約100秒間という非常に長い時間にわたって続く想定されている。

「第2次高知県地震対策基礎調査」(平成16年3月高知県)によると、南海地震が発生した場合、本県では、死傷者約20,400人、全壊・半壊建物約167,600棟の甚大な被害が想定されている。特に、想定死者数については、約9,600名のうち、津波によるものが7割、揺れ(建物倒壊)によるものが2割、その他火災や崖崩れによるものとされている。(別添資料4

参照:想定される地震動及び建物被害想定)

図表2 南海地震により高知県に想定される被害^(注)(H16.3第2次高知県地震対策基礎調査から)

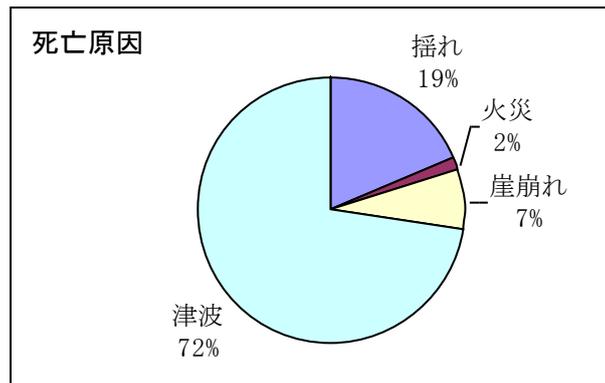
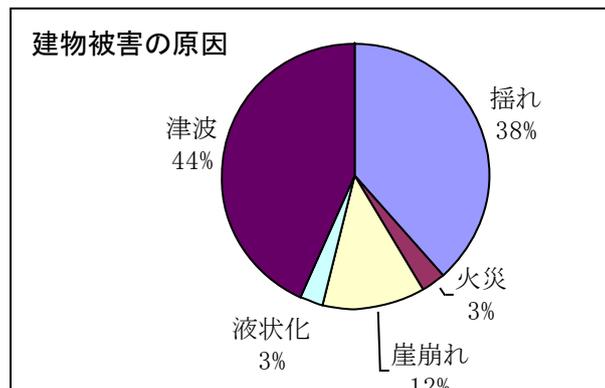
(注) 早朝の発生で、津波避難意識が低い場合の被害

○建物被害

全壊	81,712 棟
半壊	85,922 棟

○人的被害

死者	9,627 人
負傷者	10,766 人



第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の現状

1 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると高知県内の住宅総数は318,400戸である。このうち、耐震化の対象となる昭和56年以前の耐震基準(旧耐震基準)で建設された住宅は、14万6千戸(46%)で全国(39%)に比べて割合が高く、特に木造住宅は約12万戸と耐震化の対象となる住宅の約83%を占める。

県内の既存住宅耐震化の統計データが存在しないため、全国の耐震化状況の率を基に、住宅数に占める耐震化された住宅の割合を示す耐震化率を、住宅・土地統計調査より推計すると65%で、全国平均の75%をかなり下回る水準となる。

図表3 住宅の耐震化の状況(平成15年住宅・土地統計調査より)

	戸数	耐震性有(耐震改修実施済含む)		耐震性なし	耐震化率	
		昭和56年以降建築	昭和56年以前建築			
戸建て住宅	238,400戸	111,000戸		34,400戸	111,300戸	65.0%
共同住宅	80,000戸	61,700戸				
計	318,400戸	172,700戸				

2 多数の者が利用する建築物

平成18年度の高知県調査によると、多数の者が利用する建築物(国・政府機関所有等建築物及び緊急輸送道路等^(注)沿いにある道路を閉塞させる建築物は除く(以下同じ))は、県内に約3,000棟あり(推計を含む)、そのうち耐震性があるとされる建築物(推計を含む)は約1,700棟で、耐震化率は約56%と全国平均(75%)を19ポイント下回っている。(別添資料5参照：建築物の耐震化率推計の国の考え方)

(注)耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき県が定める道路をいう。

図表4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

建物用途	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和56年5月以前	昭和56年6月以降	
学校	1,787 棟	107 棟	863 棟	54.3%
体育館(一般公共に供されるもの)	248 棟	6 棟	120 棟	50.8%
病院・診療所	155 棟	5 棟	75 棟	51.6%
集会場・公会堂	35 棟	3 棟	17 棟	57.1%
老人ホーム等	73 棟	0 棟	35 棟	47.9%
幼稚園・保育所	83 棟	5 棟	40 棟	54.2%
庁舎	178 棟	3 棟	86 棟	50.0%
その他	435 棟	98 棟	210 棟	70.8%
合計	2,994 棟	227 棟	1,446 棟	55.9%

注)棟数、昭和56年6月以降の耐震性有数は別添資料5に準ずる推計による。

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物は、約1,500棟であるが、

そのうち、耐震性があるとされる建築物は、約 200 棟(約 15%)である。

これは、法の規定が、努力義務規定で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどの理由から耐震化が進んでいないものと想定される。

また、用途別に見ると、学校で耐震改修済が約 80 棟と改修の取り組みが進んでいるが、他の用途は取り組みが進んでいるとはいえない。

政策的には第2節、第3節で述べる新耐震基準による建築物も含めた耐震化の目標値といった統計的検討のみならず、昭和 56 年 5 月以前のこれら建築物のうち、棟数の多い、あるいは耐震化率の低い、学校、体育館、病院・診療所、老人ホーム等、庁舎の耐震改修をいかにして進めていくかについて個別・具体的に検討していく必要がある。

また、耐震診断を行った建築物は全体で約 30%であるが、民間の建築物にあっては、約 20%にとどまっており、耐震診断が進んでいないために、耐震性が確認されていない建築物が多く存在している。

図表 5 - 1 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(昭和 56 年 5 月以前の建築物・用途別)

用途	棟数		耐震診断済	耐震診断率	耐震性有			耐震化率
					診断の結果耐震性有	耐震改修済	計	
学校	924	(827) 棟	232 棟	28.1%	28 棟	79 棟	107 棟	11.6%
体育館(一般公共に供されるも)	128	(128) 棟	38 棟	29.7%	1 棟	5 棟	6 棟	4.7%
病院・診療所	80	(42) 棟	4 棟	9.5%	2 棟	3 棟	5 棟	6.3%
集会場・公会堂	18	(16) 棟	2 棟	12.5%	1 棟	2 棟	3 棟	16.7%
老人ホーム等	38	(37) 棟	4 棟	10.8%	0 棟	0 棟	0 棟	0.0%
幼稚園・保育所	43	(14) 棟	7 棟	50.0%	3 棟	2 棟	5 棟	11.6%
庁舎	92	(88) 棟	20 棟	22.7%	3 棟	0 棟	3 棟	3.3%
その他	225	(120) 棟	58 棟	48.3%	90 棟	8 棟	98 棟	43.6%
合計	1,548	(1,272) 棟	365 棟	28.7%	128 棟	99 棟	227 棟	14.7%

■ : 高知市内の高知市有・民間を除く

図表 5 - 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(昭和 56 年 5 月以前の建築物・所有者別)

所有者	棟数		耐震診断済	耐震診断率	耐震性有			耐震化率
					診断の結果耐震性有	耐震改修済	計	
県	600	(600) 棟	170 棟	28.3%	56 棟	8 棟	64 棟	10.7%
市町村	691	(550) 棟	172 棟	31.3%	59 棟	68 棟	127 棟	18.4%
民間	257	(122) 棟	23 棟	18.9%	13 棟	23 棟	36 棟	14.0%
計	1,548	(1,272) 棟	365 棟	28.7%	128 棟	99 棟	227 棟	14.7%

■ : 高知市内の高知市有・民間を除く

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、平成27年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の75%から少なくとも90%とすることを目標としている。本県の耐震化の現状は、住宅で約65%、多数の者が利用する建築物で約56%と全国平均の約75%に比べ低い状況にある。

なお、耐震化の目標数値については、定期的に検証することとし、住宅については住宅・土地統計調査に併せて5年ごとに、多数の者が利用する建築物は3年ごとに実態の把握を行うこととする。

図表6 住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標

		現状 注1)	目標 (H27年度) 注2)
住宅	総数	約 318,400 戸	約 302,000 戸
	うち耐震性有	約 207,100 戸 (約 65%)	約 271,800 戸 (約 90%)
	うち耐震性無	約 111,300 戸 (約 35%)	約 30,200 戸 (約 10%)
多数利用建築物	総数	約 2,990 棟	約 3,300 棟
	うち耐震性有	約 1,670 棟 (約 56%)	約 2,970 棟 (約 90%)
	うち耐震性無	約 1,320 棟 (約 44%)	約 330 棟 (約 10%)

注1)現状の数値は、住宅は、平成15年住宅・土地統計調査による。多数の者が利用する建築物は、平成18年度高知県調査による(別添資料5に準じた推計による。)
 注2)平成27年度の推計は、別添資料5に準じた過去のトレンド等からの推計によるものに、今後の政策効果等を加えたもの。

1 住宅の目標

住宅の耐震化率について、国の目標(耐震化率を75%から90%とすること)のシグナル効果や政策効果も踏まえ、現状の約65%を平成27年度までに、約90%とすることを目標とする。

この耐震化率目標を達成するためには、滅失する住宅や今後新築される住宅の耐震化率向上への影響を考慮しても、今後10年間で約4万4千戸余りの既存住宅の耐震化が必要となる。

2 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物全体の耐震化率を平成27年度までに約90%とすることを目標とする。

なお、今後、市町村耐震改修促進計画の策定状況により、必要に応じて目標値を修正するものとする。

第3節 公共的建築物の耐震化の目標

学校、体育館、病院、集会場、庁舎、公的住宅(公営住宅、改良住宅)は、地震などの災害が発生した場合には、避難場所等となり防災上重要な施設である。

また、老人ホーム等の社会福祉施設、幼稚園・保育所などは災害時に自らが避難することが容易ではない利用者に使用される施設である。

このため、これらの公共的な建築物で、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標も約90%とするとともに、第1節の2で述べたような個別・具体的な施策を検討していくこととする。

図表7 各用途別目標

		現状	目標（H27年度）
学校		約 1,790 棟	約 1,980 棟
	うち耐震性有	約 970 棟（約54%）	約 1,782 棟（約90%）
	うち耐震性無	約 820 棟（約46%）	約 198 棟（約10%）
体育館		約 250 棟	約 280 棟
	うち耐震性有	約 130 棟（約52%）	約 252 棟（約90%）
	うち耐震性無	約 120 棟（約48%）	約 28 棟（約10%）
病院・診療所		約 160 棟	約 170 棟
	うち耐震性有	約 80 棟（約50%）	約 153 棟（約90%）
	うち耐震性無	約 80 棟（約50%）	約 17 棟（約10%）
集会場・公会堂		約 40 棟	約 40 棟
	うち耐震性有	約 20 棟（約50%）	約 36 棟（約90%）
	うち耐震性無	約 20 棟（約50%）	約 4 棟（約10%）
老人ホーム等		約 70 棟	約 80 棟
	うち耐震性有	約 40 棟（約57%）	約 72 棟（約90%）
	うち耐震性無	約 30 棟（約43%）	約 8 棟（約10%）
幼稚園・保育所		約 80 棟	約 90 棟
	うち耐震性有	約 50 棟（約63%）	約 81 棟（約90%）
	うち耐震性無	約 30 棟（約38%）	約 9 棟（約10%）
庁舎		約 180 棟	約 200 棟
	うち耐震性有	約 90 棟（約50%）	約 180 棟（約90%）
	うち耐震性無	約 90 棟（約50%）	約 20 棟（約10%）
公的住宅（H18度末）		約 17,100 戸	約 17,100 戸
	うち耐震性有	約 14,000 戸（約82%）	約 15,400 戸（約90%）
	うち耐震性無	約 3,100 戸（約18%）	約 1,700 戸（約10%）

注1) 図表6の注1、2参照。

注2) 公的住宅は階数が2以下あるいは延べ面積が1,000㎡未満のものも含む。

また、その他の公共建築物も含めた総合的対応として、南海地震対策推進本部の「公共的建築物の耐震化の促進検討チーム」において今後の耐震化の進め方を整理しており、今後ともその方針に従って取り組みを継続していく。（別添資料6参照：公共的建築物の

耐震化の進め方)

第4節 県有建築物の耐震化実施計画(担当課:危機管理課)

県有建築物には、南海地震が発生した際、その建物の利用者の安全を確保することはもとより、応急救助や被災者支援などの行政として果たすべき役割を適切に発揮できる建物であること、さらには被災者の避難施設などに緊急的臨時的に転用できる建物であることなど、多面的な役割が求められる。

このため、県有建築物の耐震改修が急がれるところであるが、厳しい財政状況の中で一斉に改修を行うことは困難であり、優先順位の評価を行い、優先順位の高いものから順次耐震改修を行う。

具体的には、耐震性が不十分な県有建築物のうち、優先度の高い建物を「県有建築物の耐震化実施計画」(平成19年2月高知県南海地震対策推進本部決定)に位置付けて、平成26年度末を目標に耐震化に努めていく。また、併せて耐震診断に基づく耐震性能リストについても、平成19年4月以降、順次公表していく。(別添資料7参照:県有建築物の耐震化の進め方)

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

県、市町村、建築物所有者、建築関係技術者、建築関係団体、自主防災組織等^(注)は、1に述べる県の計画の実施体制も考慮しながら、2に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震改修を進める。

(注)災害が発生したときに、被害を最小限にとどめ、または軽減するため、地域住民が初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うために組織しているものをいう。町内会や自治会のような、地域の集まりであっても、その目的のひとつに「防災に関する取り組み」が含まれていれば、自主防災組織である。

1 県等の実施体制

(1) 高知県南海地震対策推進本部（平成15年2月設置）（担当課：危機管理課）

県は、南海地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進を図るため、知事为本部長とする「高知県南海地震対策推進本部」を設置しており、その下で「耐震改修促進法」の立法趣旨も踏まえながら、県有建築物や公共的建築物等の耐震化を進めていく。

また、南海地震に備えるため、平成18年度から有識者と公募委員で構成する「南海地震条例づくり検討会」を中心に、県民が主体的に参画できる南海地震条例（仮称）づくりを進めている（平成19年度中を目途にとりまとめていく予定）。条例制定後は、これをよりどころとして、既存建築物の耐震化も含めて、県民一人ひとり、各界各層における具体的行動の実践に向けた取り組みに展開していく（「県民運動」としての広がり）。

(2) 高知県既存建築物耐震対策推進協議会（平成16年6月設置）（担当課：住宅企画課、建築指導課）

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、「既存建築物」の地震対策の総合的、計画的な推進を図るため、また、地震発生後の余震等による建築物への二次災害防止対策等を的確に実施するため、高知県既存建築物耐震対策推進協議会を設置している。

本協議会は、木造住宅耐震診断相談部会、木造住宅耐震改修技術者育成部会、特定建築物等耐震対策部会、応急危険度判定部会、の4部会を内部に持っている。本協議会を活用し、計画の周知徹底や、計画推進のための連絡調整を図るものとする。

また、地震発生後の被災建築物に対する応急危険度判定についても、県と市町村及び関係団体が連携を取りながら、的確な実施を図るための体制づくりを確保する。

（別添資料8参照：協議会組織概要）

(3) 四国耐震診断評定委員会（平成11年設立）

四国内の社団法人建築士事務所協会が中心となって、「四国耐震診断評定委員会」を設立し、「既存建築物」の耐震診断結果及び耐震改修計画の評定を行っている。なお、判定結果については、所管行政庁(知事・高知市長)が「耐震改修促進法」に基づく改修計画の認定審査を行う際に、参考資料として活用している。

2 役割分担

(1) 県

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町村及び関係団体と連携しながら下記の施策を行う。

高知県耐震改修促進計画の策定

県計画の策定、見直し

耐震改修等の実施、促進

県有建築物の耐震改修等の計画的な実施

民間建築物の耐震改修等の促進

重点建築物の設定及び耐震改修等の誘導

耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導・助言・指示・公表

耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定

技術者養成・把握

耐震改修・耐震診断に関する技術者の養成・把握

所有者等に対する普及啓発、情報提供

広域的な地震防災マップによる注意喚起

耐震相談窓口の設置、運営

所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発

無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施

市町村、自主防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

市町村、建築関係団体との連携

市町村、建築関係団体との連携体制の構築

建築関係団体との連携による、耐震改修等に関する技術者の養成

市町村、建築関係団体への情報提供、技術的支援等

(2) 市町村

市町村は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた耐震改修等の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自主防災組織等の活動を支援し、連携して下記のことを実施する。

市町村耐震改修促進計画の策定

市町村耐震改修促進計画の策定、見直し

耐震改修等の実施、促進

市町村有建築物の耐震改修等の計画的な実施

民間建築物の耐震改修等の促進

重点建築物の耐震改修等の誘導

耐震診断に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等の実施

避難路等の設定

耐震改修促進法に基づく特定建築物に対する指導・助言・指示・公表(所管行政庁のみ)

耐震改修促進法に基づく所管建築物に対する改修計画の認定(所管行政庁のみ)

所有者等に対する普及啓発、情報提供

相談窓口の設置・運営

所有者等に対する耐震性向上に関する注意喚起、普及、啓発

自主防災防災組織等との連携による家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

必要に応じた、詳細な地震防災マップの策定による注意喚起

県、建築関係団体との連携

県、建築関係団体との連携体制の構築

(3) 建築物所有・管理者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取組むことが不可欠であり、所有者等は下記のことを実施する。

自ら所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施

耐震診断の結果に基づく、必要に応じた耐震改修・建替の実施

(4) 建築関係技術者

県、市町村が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切なアドバイス等、下記のことを実施する。

所有者等に対する普及啓発、情報提供

所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

耐震改修等の実施

耐震診断・耐震改修等の業務の適切な実施

技術の向上、研鑽

耐震診断講習会の受講、登録

耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

(5) 建築関係団体

県、市町村が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者等、技術者及び行政等と連携し、下記のことを実施する。

所有者等に対する普及啓発、情報提供

耐震相談窓口の設置・運営

無料の耐震相談会、耐震講習会等の実施

技術者の養成

耐震診断・耐震改修等に関する技術者向けの講習会の実施

耐震判定業務の促進

四国耐震診断評定委員会の運営

市町村との連携

耐震診断・耐震改修等の促進のための県、市町村への協力

(6) 自主防災組織等

自主防災活動を通じて、防災知識の普及や地域における災害危険の把握に努める。

住宅の耐震化、家具転倒防止対策等の学習会の実施

ブロック塀等の倒壊危険箇所の点検

3 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者・管理者(以下「所有者等」)が自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠である。

県は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、市町村と連携して所有者等が耐震改修等を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度などを検討するものとする。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成 17 年の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などでみられるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建物の 2 次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。

地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化のみならず、これらの 2 次部材等の耐震化を図る必要がある。このため、定期報告対象建築物を主に定期報告や建築物防災査察^(注)等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言をするなどの措置を講じる。

(注)昭和 35 年以来、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令及び制度の周知徹底を図るために、毎年度、一定の規模以上の施設を対象に実施している。

第 2 節 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

平成 27 年度までの今後 10 年間に耐震化率を目標数値に引き上げるためには、昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替を促進させる必要がある。

昭和 56 年 5 月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明である。このため、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが進んでいないと推測される。

また、平成 18 年度に民間の多数の者が利用する建築物の所有者等を対象として本県が実施したアンケート調査結果では、耐震診断・改修に取り組みられない理由として、「経済的な理由により対応が出来ないから」、行政に要望することとして、「耐震診断・改修するための補助制度をつくってほしい」との回答が多数寄せられた。

このため、耐震改修等をより一層推進するために、国の補助事業を活用した助成制度のより一層の充実を図るよう検討することとする。

図表 8 耐震診断・改修等に取り組みられない理由、行政に望むこと

選択肢	回答数
耐震診断・改修等に取り組みられない理由	54
1 耐震診断・改修の方法が分からない	2
2 依頼するための適当な業者がない、分からない	0
3 耐震診断をしても改修の対応が出来ない	16
4 経済的な理由により対応が出来ない	35
5 大規模地震が起きないと思っている	0
6 その他	1
耐震診断・改修に当たって行政に望むこと	60
1 信頼できる技術者、施工者を紹介してほしい	0
2 耐震診断・改修について、懇切に相談にのってほしい	0
3 耐震診断・改修に関する説明会を開催してほしい	2
4 耐震診断・改修に関するパンフレットの配付など、情報提供してほしい	6
5 耐震診断・改修するための助成制度をつくってほしい	51
6 その他	1

1 県が実施する支援策

(1) 現在実施している支援策

平成 15 年度から木造住宅耐震診断事業を、平成 17 年度からは木造住宅耐震改修

事業を実施し、木造住宅の耐震化を推進する市町村を財政的に支援している。
 その他、図表9参照。

図表9 現在実施している補助事業の概要

事業名	木造住宅耐震化促進事業(耐震診断事業)
担当課	住宅課(平成19年度～(予定))、住宅企画課(～平成18年度)
事業の趣旨及び内容	
1 趣旨	木造住宅の耐震性を確保するため、木造住宅の耐震診断に要する費用を助成する。
2 内容	
補助先	市町村
補助対象経費	昭和56年以前に建築された木造住宅(共同住宅を含む)の耐震診断に要する費用
補助率	負担割合:県1/4、市町村1/4、国1/2
補助限度額	3万円/戸
実施期間	平成15年度～
備考	国制度、「住宅・建築物耐震改修等事業」活用

事業名	木造住宅耐震化促進事業(改修設計費補助事業)
担当課	住宅課(平成19年度～(予定))、住宅企画課(～平成18年度)
事業の趣旨及び内容	
1 趣旨	耐震診断の後、円滑に耐震改修工事の検討が行えるように、改修のための設計書の作成に要する費用を助成する。
2 内容	
補助先	市町村
補助対象経費	木造住宅の耐震改修工事のための設計書の作成に要する費用
補助率	2/3(負担割合:県1/4、市町村1/4、国1/2)
補助限度額	20万円/戸
実施期間	平成19年度～(予定)
備考	国制度、「住宅・建築物耐震改修等事業」活用

事業名	木造住宅耐震化促進事業(耐震改修事業)
担当課	住宅課(平成19年度～(予定))、住宅企画課(～平成18年度)
事業の趣旨及び内容	
1 趣旨	木造住宅の耐震性を確保するため、木造住宅の耐震改修工事に要する費用を助成する。
2 内容	
補助先	市町村
補助対象経費	木造住宅の耐震改修工事に要する費用
補助率	負担割合(県27.5/100、市町村27.5/100、国45/100)
補助限度額	60万円/戸
実施期間	平成17年度～
備考	国制度「地域住宅交付金」活用

事業名	私立学校施設耐震対策支援事業費補助金
担当課	私学・大学支援課
事業の趣旨及び内容	
1 趣旨	私立学校児童生徒の安全と、地域住民の応急避難場所の役割を果たしている学校施設の耐震化を推進するため、耐震診断のための費用を助成する。
2 内容	
補助先	私立学校の設置者
補助対象経費	昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ面積が200㎡を越す非木造の公舎、屋内運動場等の耐震診断経費
補助率	1 / 2
補助限度額	
実施期間	平成15年度～平成19年度
備考	県単独

事業名	保育所耐震診断事業
担当課	幼保支援課
事業の趣旨及び内容	保育所耐震診断事業費補助金
1 趣旨	南海地震に備えて、保育所に通う子どもたちの安全を確保するために施設設置者が実施する耐震診断の費用を助成する。
2 内容	
補助先	市町村(高知市を除く公立保育所)、私立保育所設置者(高知市を除く)
補助対象経費	昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ面積が200㎡を越す非木造の建物の耐震診断費
補助率	市町村1/3以内、私立保育所設置者1/2以内
補助限度額	耐震診断費:「耐震判定会資料」の耐震診断料率表を基に算定した額 R造は、1次診断の構造図・有の耐震診断料率表、S造は、3次診断の構造図・有の耐震診断料率表を用いる。 評定手数料:S造については、四国耐震診断評定委員会規程第9条に規定する評定手数料
実施期間	平成15年度～平成19年度
備考	県単独

事業名	私立学校施設耐震対策支援事業
担当課	幼保支援課
事業の趣旨及び内容	私立学校施設耐震対策支援事業費補助金
1 趣旨	南海地震に備えて、幼稚園に通う子どもたちの安全を確保するために施設設置者が実施する耐震診断の費用を助成する。
2 内容	
補助先	私立幼稚園設置者
補助対象経費	昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ面積が200㎡を越す非木造の建物の耐震診断費
補助率	1 / 2以内
補助限度額	耐震診断費:「耐震判定会資料」の耐震診断料率表を基に算定した額 R造・S造それぞれに該当する耐震診断料率表(1次～3次診断の構造図・有)を用いる。 評定手数料:R造・S造とも1次診断以外の場合は、四国耐震診断評定委員会規程第9条に規定する評定手数料
実施期間	平成15年度～平成19年度
備考	県単独

事業名	幼稚園耐震化促進事業
担当課	幼保支援課
事業の趣旨及び内容	幼稚園耐震化促進事業費補助金
1 趣旨	耐震対策を目的として行う幼稚園施設の整備に要する費用について補助し、園児が安心して生活できる安全な幼稚園づくりを支援する。
2 内容	
補助先	市町村及び私立幼稚園の設置者
補助対象経費	昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ床面積が200㎡を越す園舎等にかかる対象工事費(実施設計費及び耐力度調査費を含む)
補助率	耐震補強等工事に係る経費 1/6以内
補助限度額	
実施期間	平成19年度～(予定)
備考	県単独

事業名	公立学校施設耐震診断支援事業
担当課	児童生徒支援課
事業の趣旨及び内容	
1 趣旨	市町村及び学校組合立の幼稚園の園舎、小学校、中学校、高等学校、養護学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎の耐震化を促進するため、耐震診断のための費用を助成する。
2 内容	公立学校施設耐震診断支援事業費補助金
補助先	市町村及び学校組合
補助対象経費	昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ面積が200㎡を超える非木造の建物の耐震診断費
補助率	1/3以内
補助限度額	
実施期間	
備考	県単独

事業名	公立小中学校耐震化促進事業
担当課	児童生徒支援課
事業の趣旨及び内容	
1 趣旨	新耐震設計法(昭和56年)以前の基準により建築された公立小中学校の学校建物の耐震化を向上させるため、耐震補強等工事のための費用を助成する。
2 内容	公立小中学校耐震化促進事業費補助金
補助先	市町村及び学校組合
補助対象経費	昭和56年以前に建築された2階建て以上、または延べ面積が200㎡を超える非木造の建物の耐震補強等工事に係る経費
補助率	耐震補強等工事に係る経費1/6以内 実施設計に係る経費1/2以内
補助限度額	
実施期間	
備考	県単独

(2) 今後導入を検討する支援策

耐震性の高い住宅への建替助成など、現在の支援制度の拡充を検討する。また、木造以外の住宅、及び特定建築物への支援制度の創設についても検討する。

2 市町村が実施する支援策

(1) 現在実施している支援策

平成 17 年度末現在、県内 35 市町村のうち、木造住宅耐震診断事業は 31 市町村が、木造住宅耐震改修事業は 21 市町村が制度化しており、これまでに耐震診断 3,151 戸、耐震改修 10 戸を実施している。（別添資料 9 参照：木造住宅の耐震化促進のための支援事業の概要）

(2) 今後導入を検討する支援策

制度化していない町村は、速やかに制度化を検討する。

第 3 節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1 消費者への情報提供

(1) 啓発用リーフレットなどの活用

耐震に関するシンポジウムの開催、テレビコマーシャルやリーフレットによる耐震対策事業の紹介など、消費者に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発する。

(2) 事業者の登録、公表

高知県木造住宅耐震化促進事業を実施する建築士事務所や工務店の登録を行い、その内容を県のホームページなどを通じて公表する。

(3) 耐震性がある建築物の情報提供

耐震改修を実施の有無の判断を容易にするため、定期報告の耐震改修の有無等についての情報を一般に閲覧可能とすることを検討する。

2 相談窓口の設置

耐震対策に関する消費者からの問い合わせに対応できるように、専門の技術者による常設の相談窓口を引き続き設置する。

3 技術者育成

耐震診断や耐震改修を行う技術者向けの講習会を引き続き実施する。登録された事業者が継続的に技術をレベルアップしていく仕組みづくりを行う。

県内企業による安価な耐震補強器具の開発・製造への支援を検討する。

被災建築物応急危険度判定士を養成する(県は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、その判定を的確に行う技術者の養成と登録を行っている。)(別添資料 10 参照：応急危険度判定とは)

図表 10 被災建築物応急危険度判定士講習会の受講者数

	受講者数(名)(5年ごとに更新が必要)
平成8年度	310
平成9年度	186
平成10年度	156
計	652
平成13年度(8年度の更新を含む)	287
平成14年度(9年度の更新を含む)	138
平成15年度(10年度の更新を含む)	220
計	645
平成18年度(13年度の更新を含む)	208
現判定士数	566

第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^(注)された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

このため、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物については、定期報告の提出時や防災査察等の実施時に改修・改善指導する。

(注)昭和53年に屋外に面したはめごろし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないよう基準が改正された。

2 大規模建築物における天井崩落対策

平成14年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振れ止めの設置やクリアランスを取るなどの対策(「大規模建築物の天井崩落対策について(技術基準)」)(平成15年10月15日付け国住指発第2402号)が作成された。

その後、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

このため、耐震改修等の大規模な修繕時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者、管理者に対して指導・助言を行う。

3 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月に発生した千葉県西北部を震源とする地震において、エレベーターの故

障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」^(注)(以下「新指針」という。)によるエレベーターでの故障等は発生していなかった。このため、新指針に適合しない既存エレベーターについて、定期報告の提出時を捉え、新指針等と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も併せて指導する。

(注)建設省(現国土交通省)から委託を受けた(財)日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が、昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

4 ブロック塀の倒壊防止対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者がでたことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人身事故が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため自主防災組織等を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自主防災組織等による危険マップ作成に対し、市町村が協力を行うなど危険回避対策を講じる。また、ブロック塀の代わりに生垣等を設置するなどの、地震時に倒壊しないような構法への転換を PR する。

第 5 節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき定める道路(以下「1 号道路」という。)は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる道路を定めることとなっている。

高知県では、平成 9 年 3 月に高知県緊急輸送道路ネットワーク計画で緊急輸送を確保するために必要な道路(以下「緊急輸送道路」という。)を定めている。(別添資料 11 参照：緊急輸送道路ネットワーク計画図)

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県計画では、緊急輸送道路の第 1 次緊急輸送道路のうち広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路と位置づけられた次の道路を 1 号道路として指定する。

- ・四国横断自動車道
- ・一般国道 55 号
- ・一般国道 32 号

- ・一般国道 194 号
- ・一般国道 33 号
- ・一般国道 56 号

(これらの道路で、緊急輸送道路を定めて以降、バイパス等道路のつけ替え等で道路の位置を変更した場合は、変更後の道路を 1 号道路とする。)

なお、緊急輸送道路の見直しがある場合は、必要に応じて 1 号道路の見直しを行う。

また、人口集中地域、密集市街地において、地震時の避難路を確保するため等に、市町村が市町村耐震改修促進計画に位置づけた道路は、1 号道路とみなす。

所管行政庁である高知市については、県との連携を図りつつ独自に 1 号道路の選定に努めることとし、県は高知市と協議のうえ、高知市内の道路の指定を行うこととする。

第 6 節 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策(担当課:砂防課)

土砂災害に対する安全度が低く、住宅・宅地開発が進展しない地域において、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業により、その安全度の早期向上を図り、新たな住宅・宅地供給の推進をする。

また、既存住宅・宅地においても同事業により、その地域の安全度の向上を図る。(住宅宅地基盤特定治水施設整備事業)

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災マップの作成・公表

建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図(地震防災マップ)の作成が重要である。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、各市町村の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分とする必要がある。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、沿岸部の津波の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する項目についても地震防災マップに盛り込むことが重要である。

高知県では地震の揺れについては平成16年3月に県内全市町村の地域で500mメッシュのマップを作成し、公表している。また、津波の浸水被害については、平成17年6月に沿岸地域で12.5mメッシュのマップを作成し、公表している。

地震防災マップを地域の特性に応じた、より地域住民に分かりやすいものとするといった観点に立って、各市町村が更に詳しい市町村地震防災マップを作成する場合には、国の助成制度も活用しながら、県としても情報提供等適切な支援を実施していく。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震診断や耐震改修など、建築物の耐震化の相談に適切に対応するため、県、市町村、建築関係団体における耐震相談窓口業務の内容を明確にするとともに、さらにその内容を充実させる。

これらの相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととする。具体の窓口については、高知県の公開ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/>)に掲載しているが、これをさらに分かりやすいものとする。

なお、住宅の耐震診断・改修全般の常設の相談機関としては、住宅耐震相談センター((社)高知県建築士事務所協会内、tel:088-825-1240、土日祝日を除く10時～16時)がある。

第3節 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震改修等を促進するため下記の事業を実施する。

1 啓発用リーフレットなどの活用

耐震に関するシンポジウムの開催、テレビコマーシャルやリーフレットによる耐震対策事業の紹介など、消費者に対して建築物の耐震対策の重要性を啓発する。

県民への家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止への啓発をする。

2 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物の耐震化を図るために、定期報告対象建築物については、

定期報告に併せて、耐震診断、改修等を促す。

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう事例集、セミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第5節 自主防災組織等との連携

次の南海地震では、強い揺れや津波により甚大な被害が県内全域で想定されることから、自らの命は自ら守る「自助の取組」と併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助の取組」が重要となる。

県は市町村と連携して、津波からの迅速な避難や住宅耐震化、家具転倒防止等の対策が地域全体での取組となるよう、自主防災組織に働きかけるとともに、積極的な情報提供などにより自主防災活動を支援していく。

第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

第1節 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁は、特定建築物の所有・管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性の劣る建築物については、その所有者・管理者に対して耐震改修等の対策を行うよう指導することとする。

指導に当たっては、立入調査等適切な指導を行い、耐震化についての助言等を行う。また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、関係する市町村との連携により適切な指導を継続して行うこととする。

1 指導、助言の方針

(1) 指導、助言を行う建築物

耐震改修促進法第6条第1項各号に規定する建築物とする。

(2) 指導の方法

「指導」及び「助言」は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応じる方法で行う。

2 指示の方針

(1) 指示を行う建築物

耐震改修促進法第7条第2項に規定する建築物とし、耐震診断の指示を行う優先順位は、災害時に機能確保が必要な建築物、災害時に要援護者等の利用する建築物、その他不特定多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理の用途に供する建築物の順に建築物の状況等により指示を行う。

耐震改修の指示を行う優先順位は、原則として、「用途」と「耐震性能」を勘案して行うものとする。

(2) 指示の方法

指導及び助言を行っても耐震診断、耐震改修を実施されない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

3 公表の方針

(1) 公表を行う建築物

所管行政庁による指示に従わず、耐震診断又は耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにする必要がある。

そのことが指示の実効性を確保する上で有効であることから、社会的影響が大きいと予

想されるものや所有・管理者が正当な理由なく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとして、その旨を公表することとする。

(2) 公表の方法

「公表の方法」については、法に基づく公表であることや、県民に広く周知できることなどから、今後の対策に結びつくこと等を考慮する必要があり、所管行政庁のホームページへの掲載や各事務所(土木事務所、市町村役場)において掲示を行い、県民が閲覧できるようにする。

第2節 建築基準法による勧告又は命令等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法第7条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合等に次の措置を行う。

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令
損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項

(注) 本節の語尾等の表現について

本節に記載されている各事項間には当該事項によるべきとする考え方に差異があることから、次のような考え方で記述している。

～べきである。～べきでない。

法令、制度の趣旨等から記述された事項による運用が強く要請されると県が考えているもの。

～ことが望ましい。～ことは望ましくない。

制度の趣旨等から、記述された事項による運用が想定されていると県が考えているもの。

～ことが(も)考えられる。

記述された事項による運用を県が例示的に示したもの。

耐震改修促進法では、市町村における耐震改修促進計画の規定は設けられていないもののその策定は努力義務となっている。

しかし県計画を勘案し、国の住宅・建築物耐震改修事業を活用するために、全ての市町村において、平成19年度中に、各市町村の耐震改修促進計画の策定を目指すことが望ましい。

1 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

国の基本方針や県計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について検討し、計画に記載することが望ましい。

また、県の地震防災マップを踏まえ、より詳細な地震防災マップの作成が考えられる。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

国の基本方針や県計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案して目標設定することが望ましい。

目標の設定については、可能な限り、住宅、学校、病院等建築物(民間の学校、病院等を含む。)の用途ごとに目標を設定する。

また、定めた目標については、必要に応じて見直しを行うこととし、その旨を耐震改修促進計画に記載することが望ましい。

目標の設定に当たっては、防災部局、衛生部局、道路部局、教育委員会等の関係部局と十分に連携を図る必要がある。

また、市町村有建築物については、第2章第4節の県有建築物の耐震化計画の取組み

を踏まえ、これに準ずる取り組みを速やかに進めることが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

建築物の所有者等と市町村との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取り組み方針について定めることが望ましい。

また、具体的な支援策(耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等)の方針に加え、安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備(相談窓口の設置、事業者情報等の情報提供の充実)の方針、地震等の総合的な安全対策(ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策等)に関する方針等を記載することが望ましい。

また、重点的に耐震化に着手すべき建築物の設定の考え方、重点的に耐震化すべき区域設定の考え方、優先的に耐震化を図る公共建築物の選定方針を適宜、記載することが考えられる。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震防災マップ)の作成について記載することが望ましい。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとすることが望ましい。

なお、各市町村の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分となるようにすることが考えられる。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩落の危険性、市街地の火災の危険性、非難の困難さ等に関する地震防災マップの作成についても取り組むことが考えられる。

所有者等からの相談体制の整備(相談窓口の設置など)、情報提供(耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等)に関する事業等について記載することが望ましい。

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震改修事例集の作成等の事業、市町村が行う広報活動(住宅月間、建築物防災週間、防災週間等の期間における集中的な実施)、家具等の転倒防止対策等について、関係団体との協力・連携方策も含めて記載することが望ましい。例えばパンフレットの作成については、単に作成することを記載するのではなく、作成したパンフレットを全戸に配布して耐震診断の実施を促す等、具体的に取り組む事業を記載することが考えられる。

また、住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震診断の実施を促すことが重要であり効果的であると考えられる。あわせて工事を行うことにより費用面での

メリットもある。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携策等について記載することも考えられる。例えば、耐震改修を促進するための地域の協議会にリフォーム業者の参画を求めること、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報提供を行うことなどが考えられる。

地域における自主防災活動等を通じて、地域防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であり、市町村耐震改修促進計画では、県との役割分担も含め、自主防災組織等との連携策や取り組み支援策について記載することが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施(所管行政庁のみ)

所管行政庁は、第5章の記述に準じ、市町村耐震改修促進計画に記載することが望ましい。

6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

関係団体、地域住民等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断・改修が行われるようにする観点から、協議会の設置及び協議会が行う事業の概要等について記載することが考えられる。

第2節 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

第3章で述べた、高知県既存建築物耐震対策推進協議会における取り組みを継続して進めることとする。

第3節 その他

1 地震保険の加入促進

本県では、地震保険の加入世帯率は19.4%と全国平均よりも0.7ポイント下回っているが、2005年度の一年間に契約された火災保険のうち地震保険が付帯されている割合は66.5%と都道府県別では最高率となっており、保険の必要性に対する意識が高まってきている(損害保険料率算出機構調べ(2005年度末))。

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自身の財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県、市町村などは、広報などにより引き続き地震保険の加入の促進に努めることとする。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施等

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市町村は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設を必要に応じて行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

3 その他

その他必要な事項は別途定める。

補章 平成25年11月25日施行の耐震改修促進法の改正への対応

この章は、平成25年11月25日施行の法改正(以下、改正後の法律を「法」、改正前の法律を「旧法」と呼ぶ。)に対応するためのものである。

なお、第1～6章は、旧法に対応し、特段の支障がない限り効力を有するものとする。以降の記述は、法に対応するものとする。

第1節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に係る事項

1 指定の考え方

法第5条第3項第1号に基づき定める大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の拠点となる施設や避難所となる施設等(既存耐震不適格建築物であって耐震不明建築物であるものに限る)である。

具体的には、地域防災計画等に位置付けられた防災拠点で、①高知県道路啓開計画(※)の広域の防災拠点、②市町村災害対策本部庁舎、(以上は、報告期限までに建替えや耐震改修を終えた、または着手するものを除く)、③県の所管部局が早急に耐震化が必要であるとした建築物、④市町村が計画記載を要望する建築物、で意見聴取等条件の整ったものから指定を行うこととする。

※ 高知県道路啓開計画(暫定版)

南海トラフ地震発生直後には、揺れや津波により、各地で道路の寸断や情報の錯綜・断絶が発生し、負傷者の救助、救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出るものと想定される。高知県道路啓開計画は、事前に、優先して啓開すべき防災拠点と防災拠点に至るルート、啓開作業を行う建設業者や手順などを定め、これを関係機関が認識、共有することにより、地震発生後における早期の道路啓開を目指すものである。

高知県道路啓開計画(暫定版)は、市町村と県が連携して選定した「地域の防災拠点」1,192箇所うちの優先順位が高い247箇所と、県が選定した「広域の防災拠点」35箇所の計282箇所について、啓開日数の算定を行ったものである。

2 指定建築物及び耐震診断結果の報告期限

まずは、表1-1に記載の建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定する。なお、①は該当建築物がなく、②は表1の市町村以外には該当建築物がない。

また、耐震診断結果の報告期限は、平成31年3月31日とする。

引き続き、表1-1に記載以降、条件の整った表1-2に記載の建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定する。なお、全て④の建築物である。

また、表1-2に記載の建築物の耐震診断結果の報告期限は、平成32年3月31日とする。

表 1 - 1

建築物の名称等	所在地
高知市立朝倉総合市民会館	高知市朝倉戊 585 番地 1
高知市木村会館	高知市旭町三丁目 121
高知市役所本庁舎	高知市本町五丁目 1 番 45 号
高知市役所南別館	高知市本町五丁目 6 番 13 号
高知県立武道館	高知市丸ノ内 1 丁目 8-3
安芸市役所東庁舎	安芸市矢ノ丸 1-4-40
安芸市役所北庁舎	安芸市矢ノ丸 1-4-40
高岡第一小学校①- 5 棟	土佐市高岡町乙 3440-1
土佐市役所本庁舎	土佐市高岡町甲 2017-1
土佐市役所西庁舎	土佐市高岡町甲 2017-1
土佐市役所北庁舎	土佐市高岡町甲 2112
土佐市いづみふれあいセンター	土佐市市野々 34-1
土佐市教育研究所	土佐市高岡町乙 225
高知県立青少年センター本館	香南市野市町西野 303-1
高知県立青少年センター宿泊棟	香南市野市町西野 303-1
中央公民館	四万十市右山五月町 8 番 22 号
働く婦人の家	四万十市右山五月町 8 番 32 号
幡多公設地方卸売市場	四万十市佐岡 499 番 1
馬路村就業改善センター	安芸郡馬路村大字馬路 443
大豊町役場庁舎	長岡郡大豊町高須 231 番地
吾北総合支所	吾川郡いの町上八川甲 1934
本川総合支所	吾川郡いの町長沢 123-12
仁淀消防組合消防本部	吾川郡いの町西町 1 番地
仁淀消防組合吾北分署	吾川郡いの町上八川甲 1934
野老野公民館	高岡郡中土佐町大野見野老野 507
竹原体育館	高岡郡中土佐町大野見竹原 689
大野見体育館	高岡郡中土佐町大野見吉野 232
久万秋公民館	高岡郡中土佐町大野見久万秋 231
神母野集落センター	高岡郡中土佐町大野見神母野 1025-1

下ル川集落センター	高岡郡中土佐町大野見下ル川 1435
瀬里集会所	高岡郡四万十町瀬里 53-2
弘瀬集会所	高岡郡四万十町弘瀬 459-3
下道集会所	高岡郡四万十町下道 38-2
里川入会林総合利用センター	高岡郡四万十町里川 544-3
昭和高齢者創作館	高岡郡四万十町昭和 532
平野集会所	高岡郡四万十町平野 417-7
作屋就業改善センター	高岡郡四万十町作屋 479-3
農村環境改善センター	高岡郡四万十町榊山町 571-7
「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療 支援者支援マニュアル」に位置付けられ、平 成 26 年 9 月 5 日付けで計画記載の同意が得 られた民間の病院	高知市内
「高知県災害時医療救護計画」に位置付けら れ、平成 27 年 5 月 13 日付けで計画記載の同 意が得られた民間の病院	高知市内
高知市地域防災計画に位置付けられ、平成 27 年 4 月 23 日に計画記載の同意が得られた民 間の貸しビル	高知市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が 得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が 得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が 得られた民間の集会所	香南市内
香南市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 6 月 11 日に計画記載の同意が 得られた民間の集会所	香南市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が 得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が 得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が 得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定 で、平成 27 年 4 月 17 日に計画記載の同意が	香美市内

得られた民間の集会所	
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月17日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月20日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月22日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年4月30日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月25日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年5月28日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内

香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月15日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年9月18日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内

四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成26年10月10日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
災害時等における施設利用の協力に関する協定を市町村と締結し、平成27年3月17日に計画記載の同意が得られた民間の宿泊施設	黒潮町内

表 1 - 2

建築物の名称等	所在地
香南市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年8月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香南市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年6月19日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成27年7月13日に計画記載の同意	香美市内

香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 27 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
香美市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 7 月 30 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	香美市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 8 月 28 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 9 月 4 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 9 月 14 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 10 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 10 月 15 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 7 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 16 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
南国市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 11 月 26 日に計画記載の同意が得られた民間の地域集会所	南国市内
土佐市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 12 月 11 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	土佐市内
土佐市地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 12 月 25 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	土佐市内
北川村地域防災計画に位置付けられ、平成 27 年 12 月 25 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	北川村内
北川村地域防災計画に位置付けられる予定で、平成 27 年 12 月 25 日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	北川村内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成	大豊町内

27年12月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成27年12月24日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月12日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
大豊町地域防災計画に位置付けられ、平成28年1月14日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	大豊町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成27年8月5日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
四万十町地域防災計画に位置付けられ、平成27年8月5日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	四万十町内
梶原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梶原町内
梶原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月8日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梶原町内
梶原町地域防災計画に位置付けられ、平成28年3月11日に計画記載の同意が得られた民間の集会所	梶原町内

第2節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

1 指定の考え方

法第5条第3項第2号に基づく地震時に通行を確保すべき道路は、地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することを目的とし、高知県道路啓開計画のルートを踏まえ、

- ・広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路
- ・県外からの救援ルートとなる国道
- ・総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路のうち、必要な道路を指定することとする。

ただし、以下に示すケースなどにより指定する道路が確定しない場合は確定してから指定することとする。

- (1) 報告期限までに、接続する防災拠点の移転設計等に着手する場合

(2)報告期限までに、バイパスが開通すると見込まれる場合

(3)防災拠点が長期浸水エリア内にあるなど、国道と防災拠点を結ぶルートを特定できない場合

(4)報告期限までに、沿道建築物の除却が見込まれる道路拡幅工事等の着手が予定されている場合

また、高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路(須崎道路、窪川佐賀道路、中村宿毛道路など)、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路は、原則として指定しないこととする。

さらに、当該道路に高速自動車国道、高速自動車国道に並行する自動車専用道路、一般国道の自動車専用道路、地域高規格道路が並走しており、当該道路の部分の代替機能を果たす場合は、原則として当該道路の部分は指定しないこととする。

2 指定道路及び耐震診断結果の報告期限

まずは、平成26年度に調査を終えた道路(26年度調査道路:広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路、県外からの救援ルートとなる2桁国道)のうち、次の道路(表2-1、図2-1参照)を指定する。

引き続き、平成26年度に調査を終えた道路のうち、次の道路(表2-2、図2-2参照)を指定する。

また、指定された道路に接する敷地内の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)(※)の耐震診断結果の報告期限は、平成31年3月31日とする。

さらに、引き続き、平成27年度に調査を終えた道路(27年度調査道路:県外からの救援ルートとなる3桁国道、総合防災拠点と地域の防災拠点のうち市町村の災害対策本部を結ぶ道路等)のうち、次の道路(表2-3、図2-3参照)を指定する。

また、表2-3、図2-3に記載の、指定された道路に接する敷地内の通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)(※)の耐震診断結果の報告期限は、平成32年3月31日とする。

※ 通行障害既存耐震不適格建築物の高さ要件のイメージ

図1のように、45°で見上げた線にかかる建築物が該当する。この場合、45°で見上げる線は、⑦建築物の敷地が道路と同じ高さか道路より低い場合は道路の高さから、④建築物の敷地が道路より高い場合は道路を敷地の高さまで上げた地点から引くこととする。

図 1

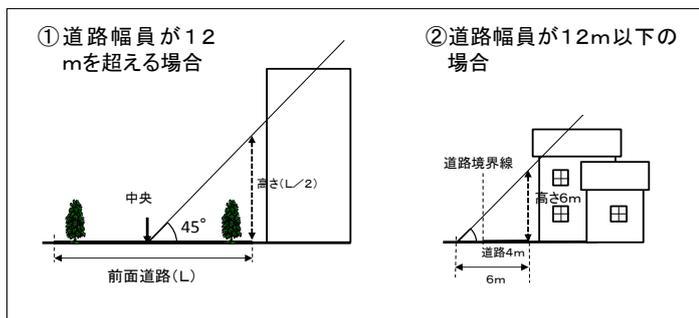


表 2 - 1

路線名	区間
国道33号	升形交差点～仁淀川町橋(橋防災事業の起点) (いの町枝川の高知西バイパスとの交差点～同波川の県道39号土佐伊野線との交差点を除く)
県道38号高知土佐線	国道33号との交差点～国立病院機構高知病院
県道302号長者佐川線	国道33号との交差点～町道青去2号線との交差点
佐川町道青去2号線	県道302号長者佐川線との交差点～高北病院

表 2 - 2

路線名	区間
国道32号	南国IC～高知市介良の国道55号との交差点
県道384号北本町領石線	県道256号久礼田笠ノ川線との交差点～南国市道南国122号線との交差点
南国市道南国122号線	県道384号北本町領石線との交差点～高知大学医学部
県道376号高知南インター線	高知南IC～高知新港入口
県道14号春野赤岡線	高知新港入口～県道35号桂浜宝永線との交差点
県道35号桂浜宝永線	県道14号春野赤岡線との交差点～県道278号弘岡下種崎線との交差点
県道278号弘岡下種崎線	県道35号桂浜宝永線との交差点～高知市道三里347号線との交差点
高知市道三里347号線	県道278号弘岡下種崎線との交差点～海里マリン病院
国道55号(一般国道の自動車専用道路以外のもの)	高知市介良の国道32号との交差点～東洋町 徳島県境(香南のいちIC～芸西西IC、芸西村道江尻線との交差点～県道216号羽尾琴浜線との交差点、県道12号安田東洋線との交差点～県道20

	6号西谷田野線との交差点、田野病院前～国道493号との交差点、室戸市道羽根本線との西側交差点～室戸市道羽根本線との東側交差点、農免崎山傍士線との交差点～室戸市道岩戸元線との交差点を除く)
県道45号南国インター線	国道55号との交差点～南国市道旧農協病院線との交差点
南国市道旧農協病院線	県道45号南国インター線との交差点～中央東土木事務所
県道13号高知空港線	国道55号との交差点～高知龍馬空港
県道240号遠崎野市線	国道55号との交差点～県道234号土佐山田野市線との交差点
県道234号土佐山田野市線	県道240号遠崎野市線との交差点～高知県立青少年センター
香南市道馬袋線	国道55号との交差点～香南市道野地横井線との交差点
香南市道野地横井線	香南市道馬袋線との交差点～県道231号山川野市線との交差点
県道231号山川野市線	香南市道野地横井線との交差点～野市中央病院
安芸市道妙見刑部線	国道55号との交差点～安芸市総合運動場
県道29号安芸物部線	国道55号との交差点～あき総合病院
県道202号椎名室戸線	国道55号との西側交差点～室戸市道室戸広域公園線との交差点
室戸市道室戸広域公園線	県道202号椎名室戸線との交差点～室戸広域公園
国道56号(窪川佐賀道路、中村宿毛道路以外のもの)	県道36号高知南環状線との交差点～土佐IC、四万十町中央IC～宿毛市 愛媛県境(国道321号との交差点～宿毛市道大道車岡線との交差点、平田IC～宿毛市与市明トンネル南側坑口を除く)
県道36号高知南環状線	高知市春野町広岡中の国道56号との交差点～春野総合運動公園(高知市道春野町511号線との交差点～県道37号高知春野線との交差点を除く)
四万十町道山手線	国道56号との交差点～四万十町根元原の県道19号窪川船戸線との交差点、四万十町北琴平町の県道19号窪川船戸線との交差点～四万十町道宮ノ越線との交差点
県道19号窪川船戸線	四万十町根元原の四万十町道山手線との交差点～四万十町北琴平町の四万十町道山手線との交差点
四万十町道宮ノ越線	四万十町道山手線～四万十町道香月が丘西本通線との交差点
四万十町道香月が丘西本通線	四万十町道宮ノ越線との交差点～四万十町四万十緑林公園
県道325号上ノ加江窪川線	国道56号との交差点～くぼかわ病院

四万十市道古津賀中央線	国道56号との交差点～幡多土木事務所
国道439号	国道56号との交差点～四万十市道旭通線との交差点
四万十市道旭通線	国道439号との交差点～四万十市民病院
宿毛市道大道車岡線	国道56号との交差点～幡多けんみん病院
県道353号橋上平田線	国道56号との交差点～宿毛市総合運動公園
国道321号	国道56号との交差点～土佐清水総合公園(土佐清水市道小方長野線との交差点～県道21号土佐清水宿毛線との交差点、土佐清水市道鍵掛灘山線との北側交差点～土佐清水市道鍵掛灘山線との南側交差点を除く)

表 2 - 3

路線名	区間
国道195号(あけぼの街道)	国道195号(あけぼの街道)の高知市と南国市の市境～県道31号前浜植野線との交差点
県道31号前浜植野線	国道195号(あけぼの街道)との交差点～香美市道楠目1号線との交差点
香美市道楠目1号線	県道31号前浜植野線との交差点～国道195号との交差点
国道195号	香美市道楠目1号線との交差点～香美市 徳島県境
県道256号久礼田笠ノ川線	国道32号の交差点～県道384号北本町領石線との交差点
県道31号前浜植野線	国道32号との交差点(道の駅 南国風良里)～南国市道双葉台植野線との交差点
南国市道双葉台植野線	県道31号前浜植野線との交差点～南国市道蛸が丘1号線との交差点
南国市道蛸が丘1号線	南国市道双葉台植野線との交差点～株式会社アスティス
南国市道南国129号線	国道55号との交差点～南国市道市役所東工業線との交差点
南国市道市役所東工業線	南国市道南国129号線との交差点～南国市道稲吉1号線との交差点
南国市道稲吉1号線	南国市道市役所東工業線との交差点～南国市役所
南国広域農道	国道55号との交差点～県道14号春野赤岡線との交差点
県道14号春野赤岡線	南国広域農道との交差点～南国市道久枝十市線との交差点
南国市道久枝十市線	県道14号春野赤岡線との交差点～南国市と高知市の市境
県道14号春野赤岡線(旧道)	南国市と高知市の市境～県道14号春野赤岡線(現道)との交差点(高知市池)

県道14号春野赤岡線 (現道)	県道14号春野赤岡線(旧道)との交差点(高知市池)～高知新港 入口
県道234号土佐山田野 市線	高知県立青少年センター～香美市役所本庁舎
香南市道坂本父養寺線	高知県立青少年センター～県道22号龍河洞公園線との交差点
県道22号龍河洞公園線	香南市道坂本父養寺線との交差点～香南市役所本庁舎
香南市道野地中ノ村線	香南市道野地横井線との交差点～香南市道岩田ヤシキ中ノ村線 との交差点
香南市道岩田ヤシキ中ノ 村線	香南市道野地中ノ村線との交差点～県道30号香北赤岡線との交 差点
県道30号香北赤岡線	香南市道野地中ノ村線との交差点～県道230号稗地中村線との 交差点
県道230号稗地中村線	県道30号香北赤岡線との交差点～県道221号奥西川岸本線との 交差点
県道221号奥西川岸本 線	県道230号稗地中村線との交差点～陸上自衛隊高知駐屯地
国道55号	芸西西IC～芸西村道江尻線との交差点
芸西村道江尻線	国道55号との交差点～芸西村道西分線との交差点
芸西村道西分線	芸西村道江尻線との交差点～芸西村道桜ヶ池線との交差点
芸西村道桜ヶ池線	芸西村道西分線との交差点～県道216号羽尾琴浜線との交差点
県道216号羽尾琴浜線	芸西村道桜ヶ池線との交差点～国道55号の交差点
安田町道安田隆見線	国道55号との交差点～安田町役場
県道12号安田東洋線	国道55号との交差点～馬路村道五味有ノ木線との交差点
馬路村道五味有ノ木線	県道12号安田東洋線との交差点～馬路村役場
安田町道東西島線	県道12号安田東洋線との交差点～安田町道東島与床線との交差 点
安田町道東島与床線	安田町道東西島線との交差点～安田町道西ノ久保野田川線との 交差点
安田町道西ノ久保野田 川線	安田町道東島与床線との交差点～安田町道沖ノ沢線との交差点
安田町道沖ノ沢線	安田町道西ノ久保野田川線との交差点～安田町道沖ノ沢薬師堂 線との交差点
安田町道沖ノ沢薬師堂 線	安田町道沖ノ沢線との交差点～広域農道東島線との交差点
広域農道東島線	安田町道沖ノ沢薬師堂線との交差点～田野町道立岡桃山線との

	交差点
田野町道立岡桃山線	広域農道東島線との交差点～県道206号西谷田野線との交差点
県道206号西谷田野線	田野町道立岡桃山線との交差点～国道55号との交差点
田野町道中央線	国道55号との交差点～田野町役場
県道206号西谷田野線	田野町道立岡桃山線との交差点～農道野友加茂線との交差点
農道野友加茂線	県道206号西谷田野線との交差点～国道493号との交差点
国道493号	農道野友加茂線との交差点～北川村道東野友線との交差点
北川村道東野友線	国道493号の交差点～北川村役場
国道493号	北川村道東野友線との交差点～野友IC、北川奈半利道路との交差点～国道55号との交差点
奈半利町道役場前線	国道55号との交差点～奈半利町役場
室戸市道羽根本線	国道55号との西側交差点～国道55号との東側交差点
農免崎山傍士線	国道55号との交差点～室戸市道向江自然の家線との交差点
室戸市道向江自然の家線	農免崎山傍士線との交差点～室戸市道岩戸元線との交差点
室戸市道岩戸元線	室戸市道向江自然の家線との交差点～国道55号の交差点
県道202号椎名室戸線	室戸市道室戸広域公園線との交差点～国道55号との東側交差点
東洋町道生見10号線	国道55号との交差点～東洋町役場
県道44号高知北環状線	国道33号との交差点(高知市西塚ノ原)～高知赤十字病院(平成31年度移転予定先)
国道33号	升形交差点～グランド通交差点
高知市道高知街12号線	国道33号との交差点(グランド通)～高知市道高知街2号線の交差点
高知市道高知街2号線	高知市道高知街12号線との交差点～高知県庁本庁舎
高知市道高知街2号線	高知市道高知街12号線との交差点～高知市道高知街10号線との交差点
高知市道高知街10号線	高知市道高知街2号線の交差点～高知市道高知街8号線の交差点
高知市道高知街8号線	高知市道高知街10号線との交差点～高知市道高知街86号線との交差点
高知市道高知街86号線	高知市道高知街8号線との交差点～高知県警察本部
高知市道春野町511号線	県道36号高知南環状線との交差点～高知市道春野町594号線との交差点
高知市道春野町594号線	高知市道春野町511号線との交差点～農道大津鷺尾線との交差点

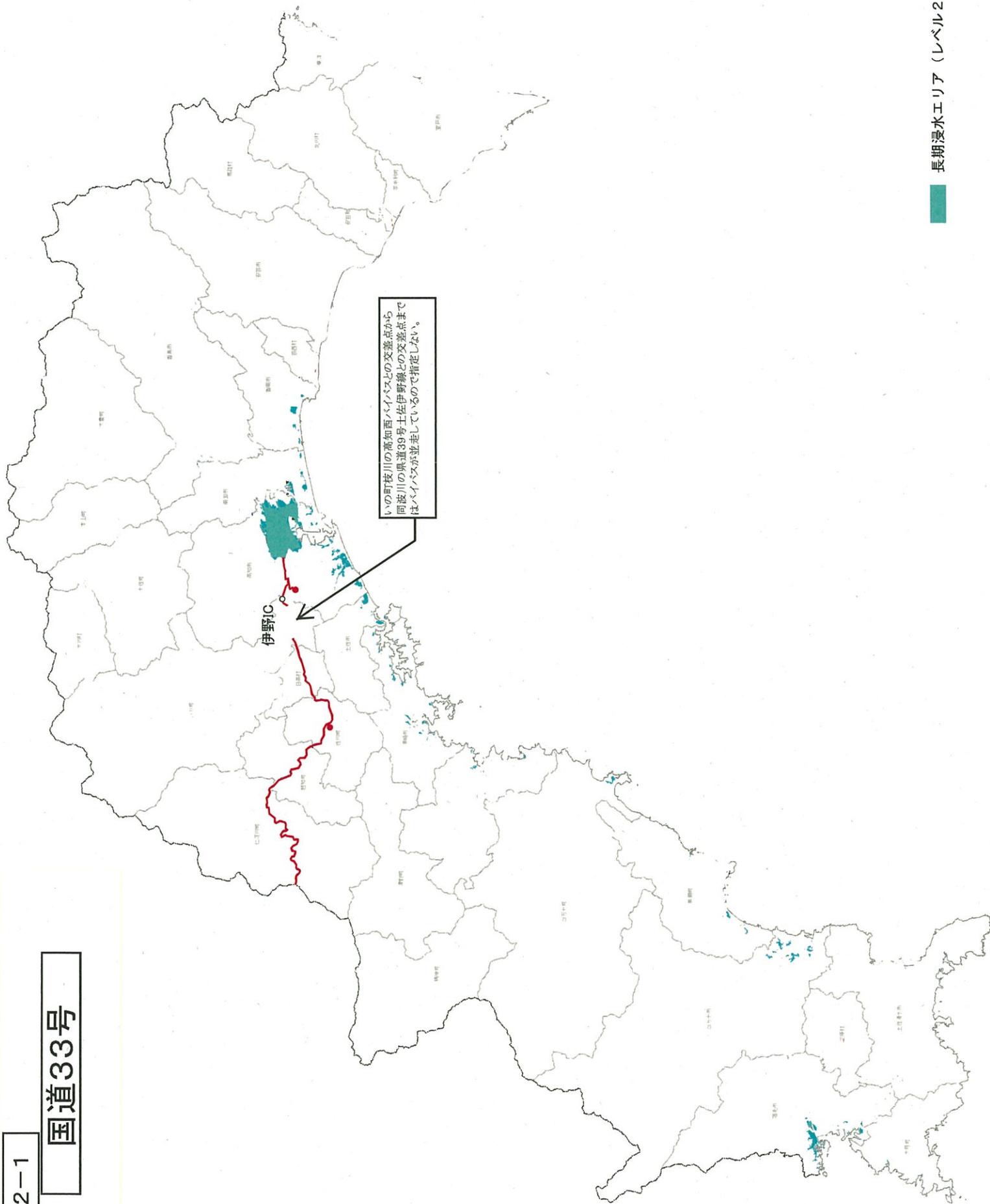
農道大津鷺尾線	高知市道春野594号線との交差点～県道37号高知春野線との交差点
県道37号高知春野線	農道大津鷺尾線との交差点～県道36号高知南環状線との交差点
国道439号	大豊IC～国道32号との交差点(大豊町高須)
国道32号	国道439号との交差点(大豊町高須)～大豊町役場
国道439号	大豊IC～本山町道本山中央線との交差点
本山町道本山中央線	国道439号との交差点～本山町道横町通り線との交差点
本山町道横町通り線	本山町道本山中央線との交差点～本山町役場
国道439号	本山町道本山中央線との交差点～土佐町道中村線との交差点
土佐町道中村線	国道439号との交差点～土佐町役場
いの町道諸枝是友線	是友IC～いの町道ヒズメ線との交差点
いの町道ヒズメ線	いの町道諸枝是友線との交差点～伊野合同庁舎
いの町道中沢塔ノ向線	いの町道諸枝是友線との交差点～仁淀病院
いの町道中沢塔ノ向線	仁淀病院～国道33号との交差点
国道33号	いの町道中沢塔ノ向線との交差点～県道33号南国伊野線との交差点
県道33号南国伊野線	国道33号との交差点～いの町道本町線との交差点
いの町道本町線	県道33号南国伊野線～いの町役場本庁舎
国道33号	国道194号との交差点～県道39号土佐伊野線との交差点
国道194号	国道33号との交差点～いの町 愛媛県境
県道17号本川大杉線	国道194号との交差点～大川村役場
県道39号土佐伊野線	鎌田IC～国道33号との交差点
県道302号長者佐川線	国道33号との交差点～佐川町道東町松崎線との交差点
佐川町道東町松崎線	県道302号長者佐川線との交差点～佐川町役場
県道298号下山越知線	国道33号との交差点～越知町道中央線との交差点
越知町道中央線	県道298号下山越知線との交差点～越知町道下川窪役場前線との交差点
越知町道下川窪役場前線	越知町道中央線との交差点～越知町役場
国道56号	土佐IC～県道39号土佐伊野線との西側交差点
県道39号土佐伊野線	国道56号との西側交差点～土佐市道市民病院前線との交差点
土佐市道市民病院前線	県道39号土佐伊野線との交差点～土佐市防災センター
土佐市道市民病院前線	土佐市防災センター～土佐市民病院
国道56号	城山トンネル東側坑口～須崎市池山の県道388号吾井郷下分線との交差点(道の駅 かわうその里すさき)

県道388号吾井郷下分線	国道56号との交差点(道の駅 かわうその里すさき)～須崎市役所
国道56号	須崎西IC～県道388号吾井郷下分線との交差点
県道388号吾井郷下分線	国道56号との交差点～須崎市道浜町西町3号線との交差点
須崎市道浜町西町3号線	県道388号吾井郷下分線との交差点～須崎市道中町1号線との交差点
須崎市道中町1号線	須崎市道浜町西町3号線との交差点～須崎市道横町中町線との交差点
須崎市道横町中町線	須崎市道中町1号線との交差点～県道310号須崎停車場線との交差点
県道310号須崎停車場線	須崎市道横町中町線との交差点～高陵病院
県道310号須崎停車場線	高陵病院～須崎第二総合庁舎
国道197号	国道56号との交差点～梶原町 愛媛県境
国道440号	国道197号との交差点～梶原町 愛媛県境
梶原町道町西路線	国道440号との交差点～梶原町総合庁舎
四万十町道高校線	四万十町道宮ノ越線との交差点～県立窪川高等学校
四万十町道宮ノ越線	四万十町道香月が丘西本通線との交差点～県道19号窪川船戸線との交差点
県道19号窪川船戸線	四万十町道宮ノ越線との交差点～四万十町役場
国道381号	国道56号との交差点～四万十市 愛媛県境
国道441号	国道439号との交差点～国道381号との交差点
四万十市道堤防廻り線	県道333号安並佐岡線との交差点～国道439号との交差点
県道333号安並佐岡線	四万十市道堤防廻り線との交差点～国道439号との交差点
国道439号	県道333号安並佐岡線との交差点～県道330号中村下ノ加江線との交差点
県道330号中村下ノ加江線	国道439号との交差点～四万十市役所本庁舎
土佐清水市道船場長野線	国道321号との交差点～県道21号土佐清水宿毛線との交差点
県道21号土佐清水宿毛線	土佐清水市道船場長野線との交差点～国道321号との交差点
土佐清水市道鍵掛灘山	国道321号との北側交差点～国道321号との南側交差点

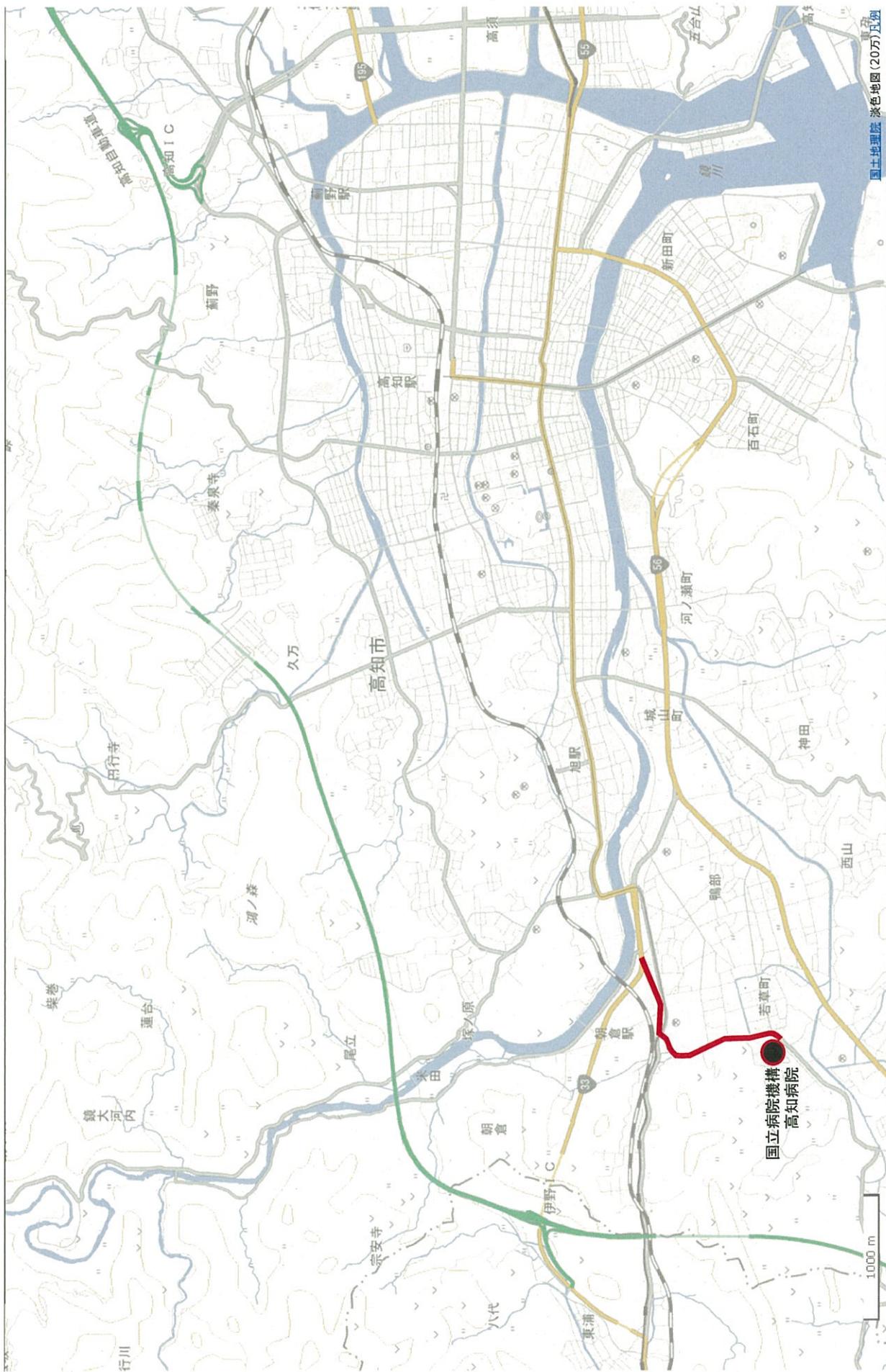
線	
都市計画道路大通線	国道321号との交差点～区画道路5号線との交差点
区画道路5号線	都市計画道路大通線との交差点～土佐清水市道清水山手1号線との交差点
土佐清水市道清水山手1号線	区画道路5号線との交差点～渭南病院
都市計画道路中央通線	都市計画道路大通線との交差点～土佐清水市道天神町4号線との交差点
土佐清水市道天神町4号線	都市計画道路中央通線との交差点～土佐清水市役所
国道56号	宿毛IC～新宿毛大橋東詰
国道56号	平田IC～県道21号土佐清水宿毛線との交差点
県道21号土佐清水宿毛線との交差点	国道56号との交差点～三原村道来栖野線との交差点
三原村道来栖野線	県道21号土佐清水宿毛線との交差点～三原村役場
県道46号中村宿毛線	県道21号土佐清水宿毛線との交差点～県道344号宗呂中村線との交差点
県道344号宗呂中村線	県道46号中村宿毛線との交差点～県道28号宿毛宗呂下川口線との交差点
県道28号宿毛宗呂下川口線	県道344号宗呂中村線との交差点～宿毛市道添ノ川線との交差点
宿毛市道添ノ川線	県道28号宿毛宗呂下川口線との交差点～宿毛市と大月町の境
大月町道添ノ川線	宿毛市と大月町の境～農道弘見添ノ川線との交差点
農道弘見添ノ川線	大月町道添ノ川線との交差点～国道321号との交差点
国道321号	農道弘見添ノ川線との交差点～大月町道弘見中学校前線との交差点
大月町道弘見中学校前線	国道321号との交差点～大月町役場

※ 表2-1、表2-2、表2-3の区間欄の表示は道路法に基づく路線の起終点の考え方に係らず、国道の県庁前交差点(若しくはこれに最も近い交差点)を起点とし、広域の防災拠点または県境を終点とする考え方に基づいて行った。

国道33号

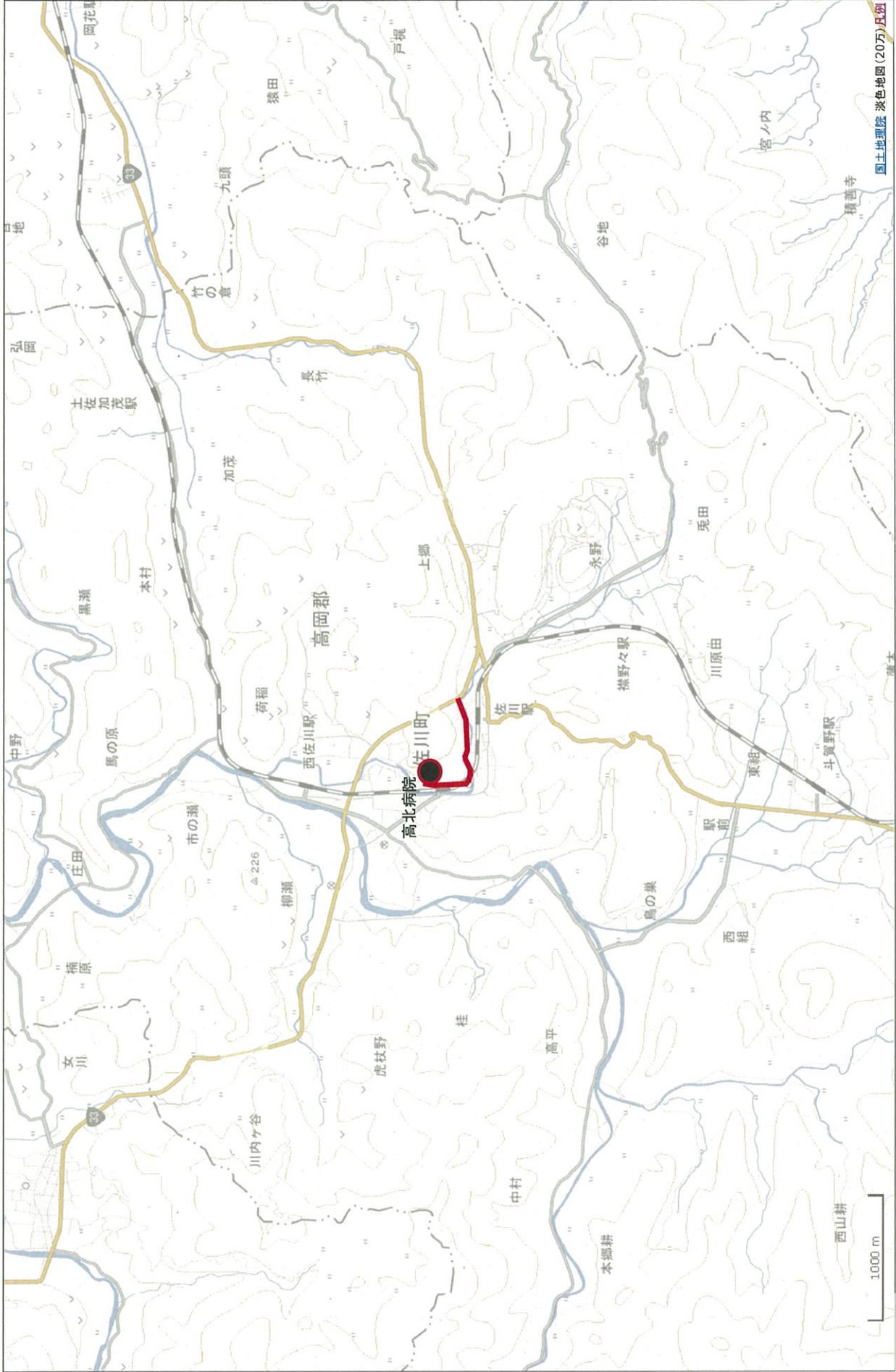


県道38号高知土佐線



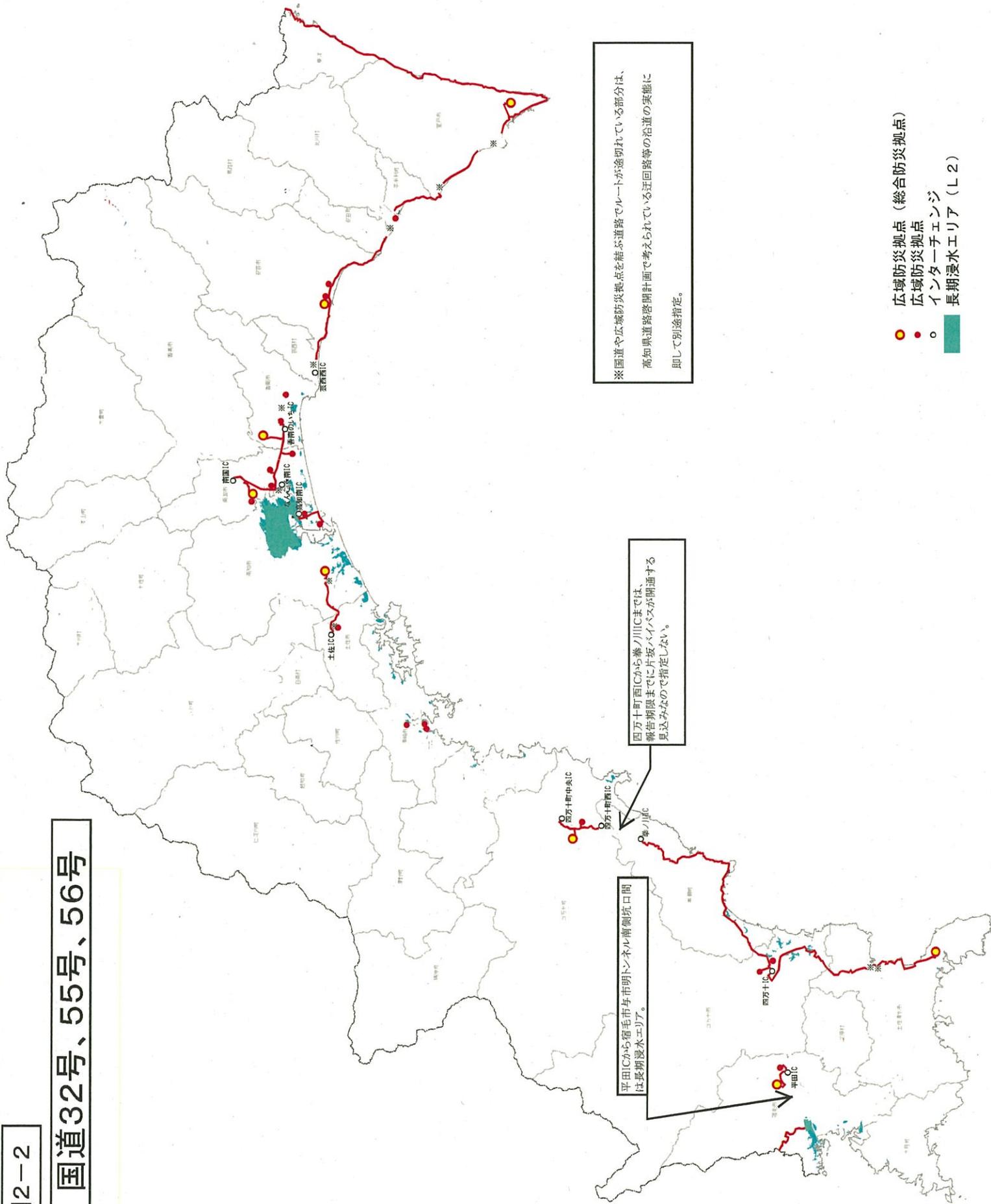
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

県道302号長者佐川線・佐川町道青去2号線

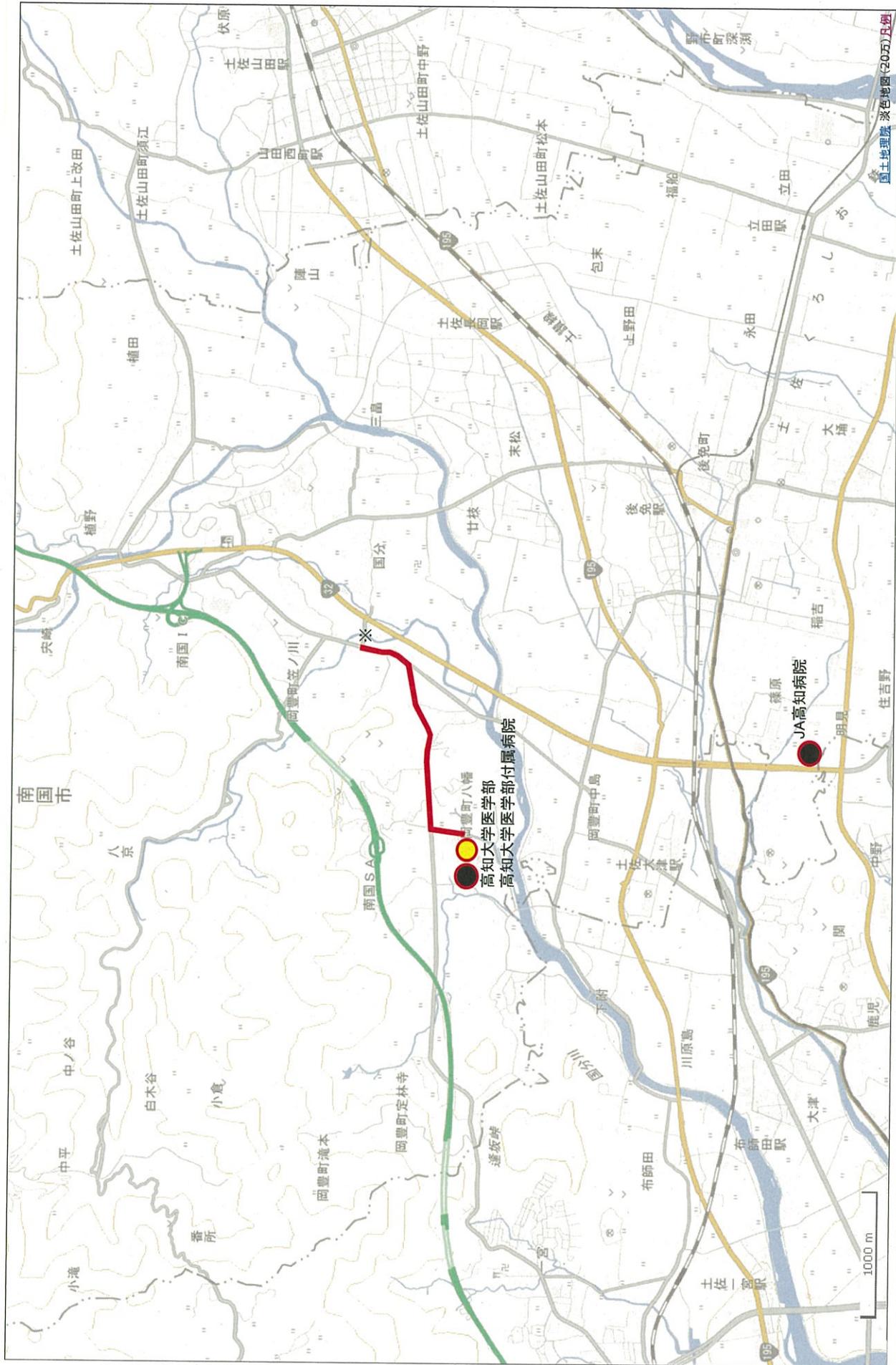


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情植、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国道32号、55号、56号

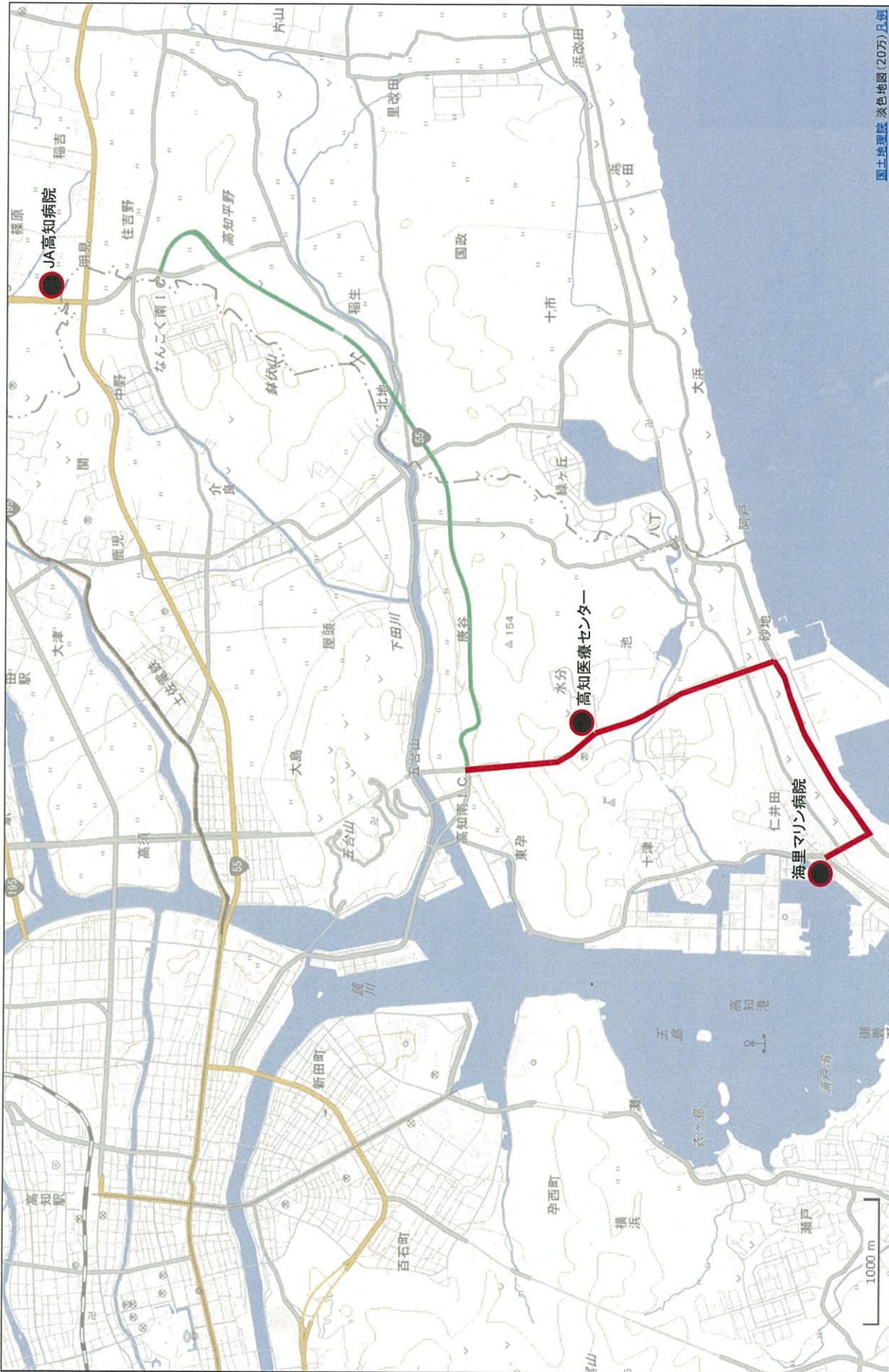


県道384号北本町領石線・南国市道南国122号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道376号高知南インター線・県道14号春野赤岡線・県道35号桂浜宝永線・
県道278号弘岡下種崎線・高知市道三里347号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平27情植、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

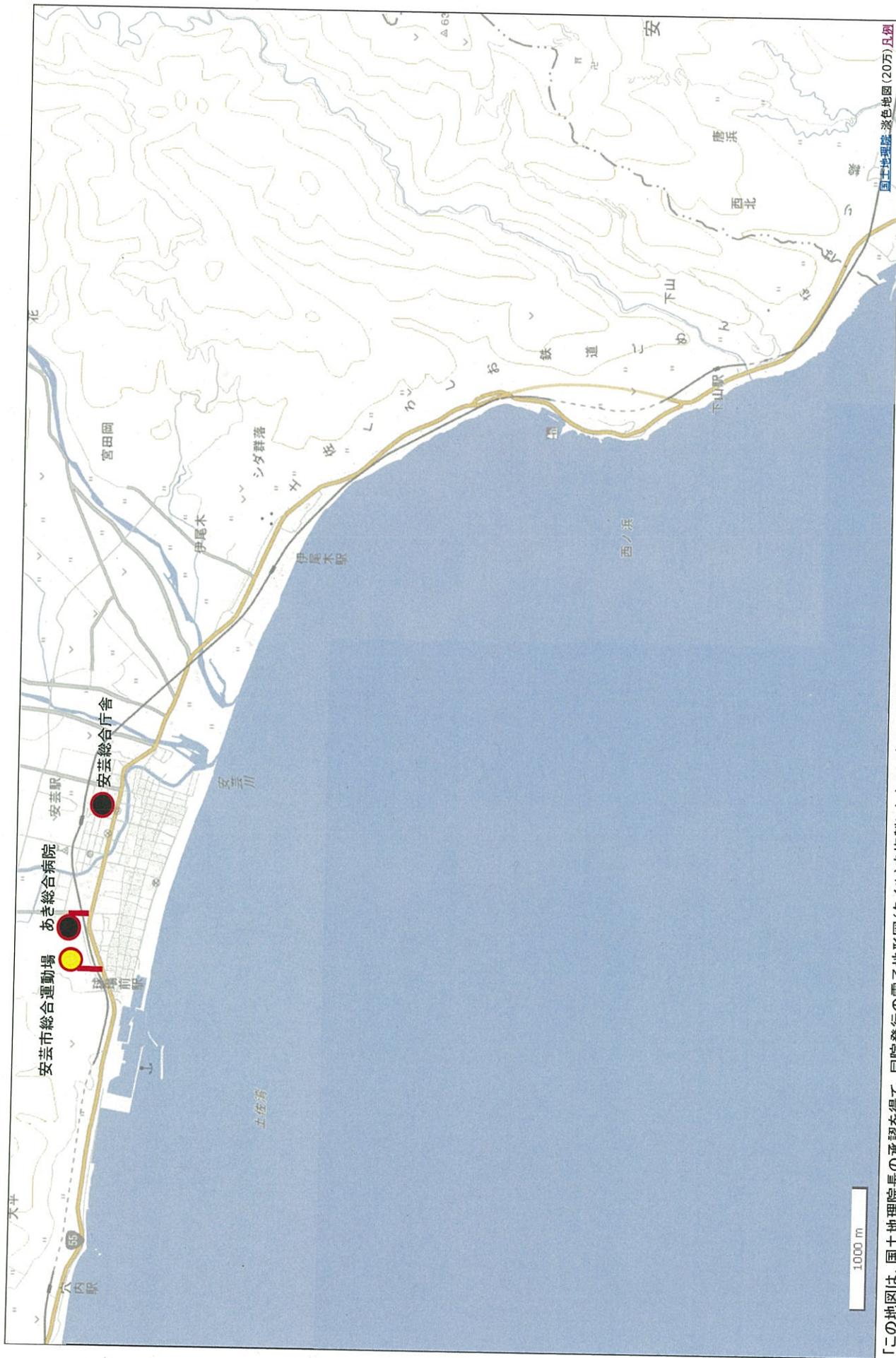
図2-2

県道45号南国インター線・南国市道旧農協病院線、県道13号高知空港線、
県道240号遠崎市線・県道234号土佐山田野市線、
香南市道馬袋線・香南市道野地横井線・県道231号山川野市線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

安芸市道妙見刑部線、県道29号安芸物部線



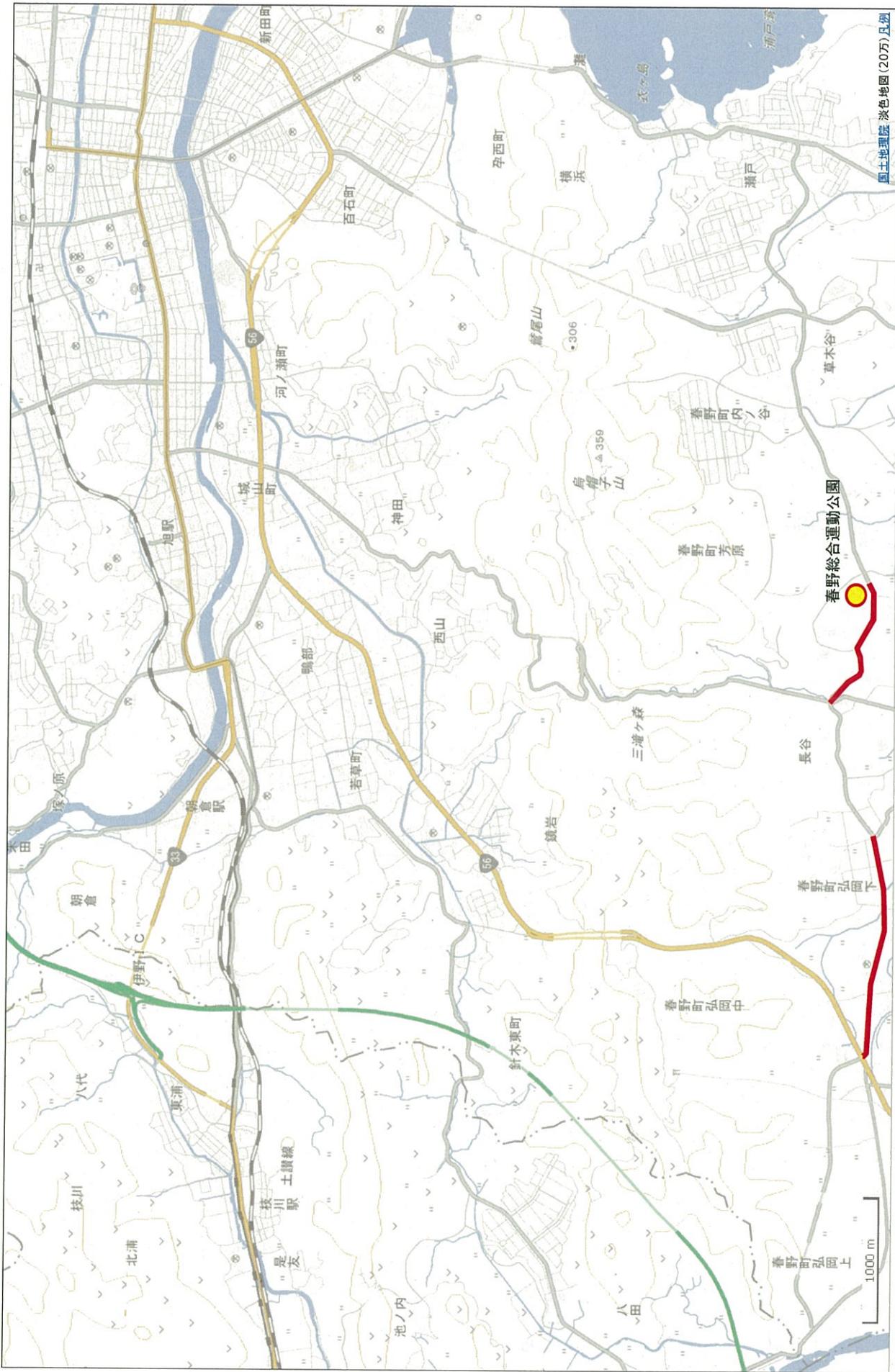
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならぬ。」

県道202号椎名室戸線・室戸市道室戸広域公園園線



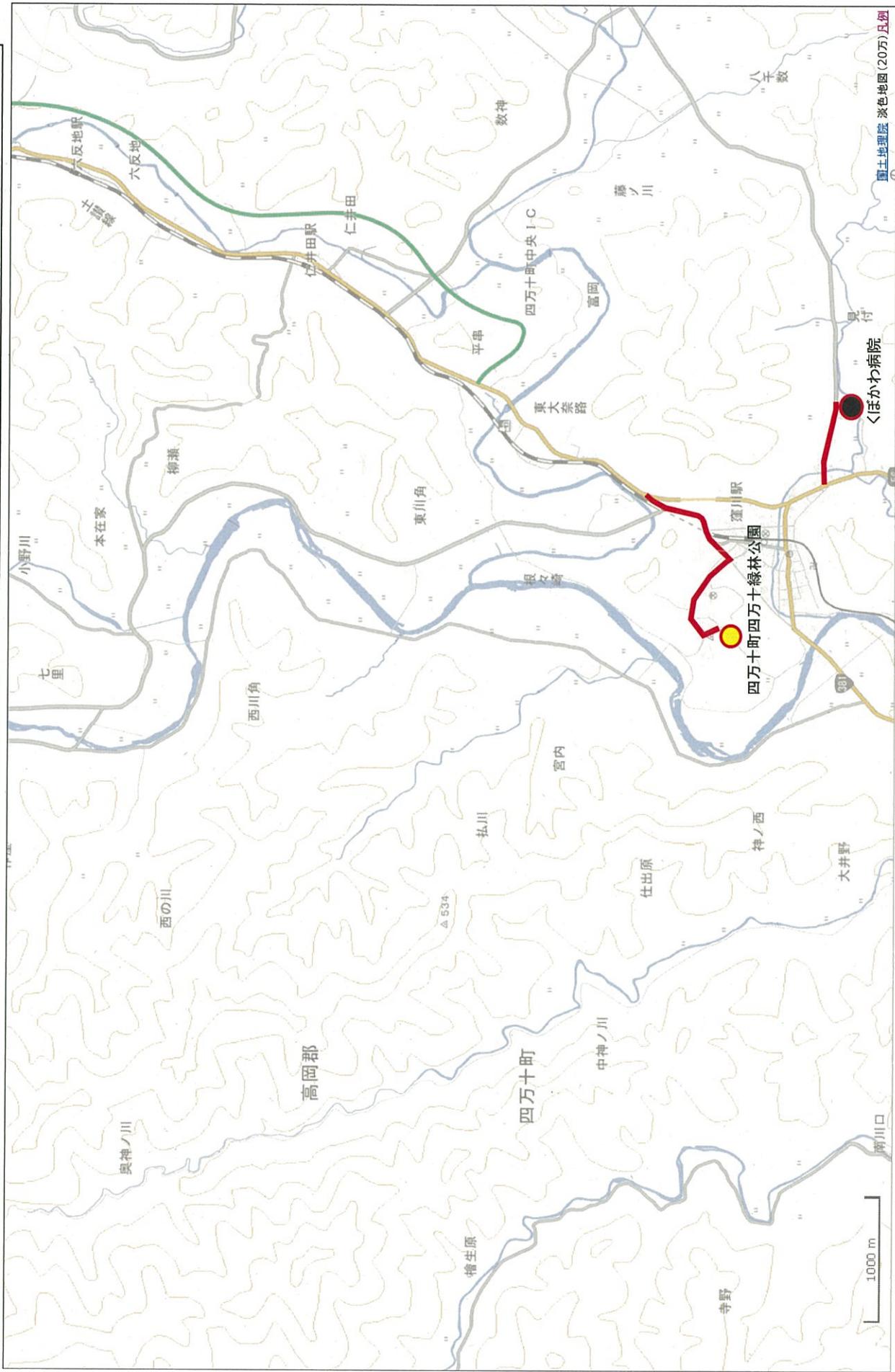
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道36号高知南環状線



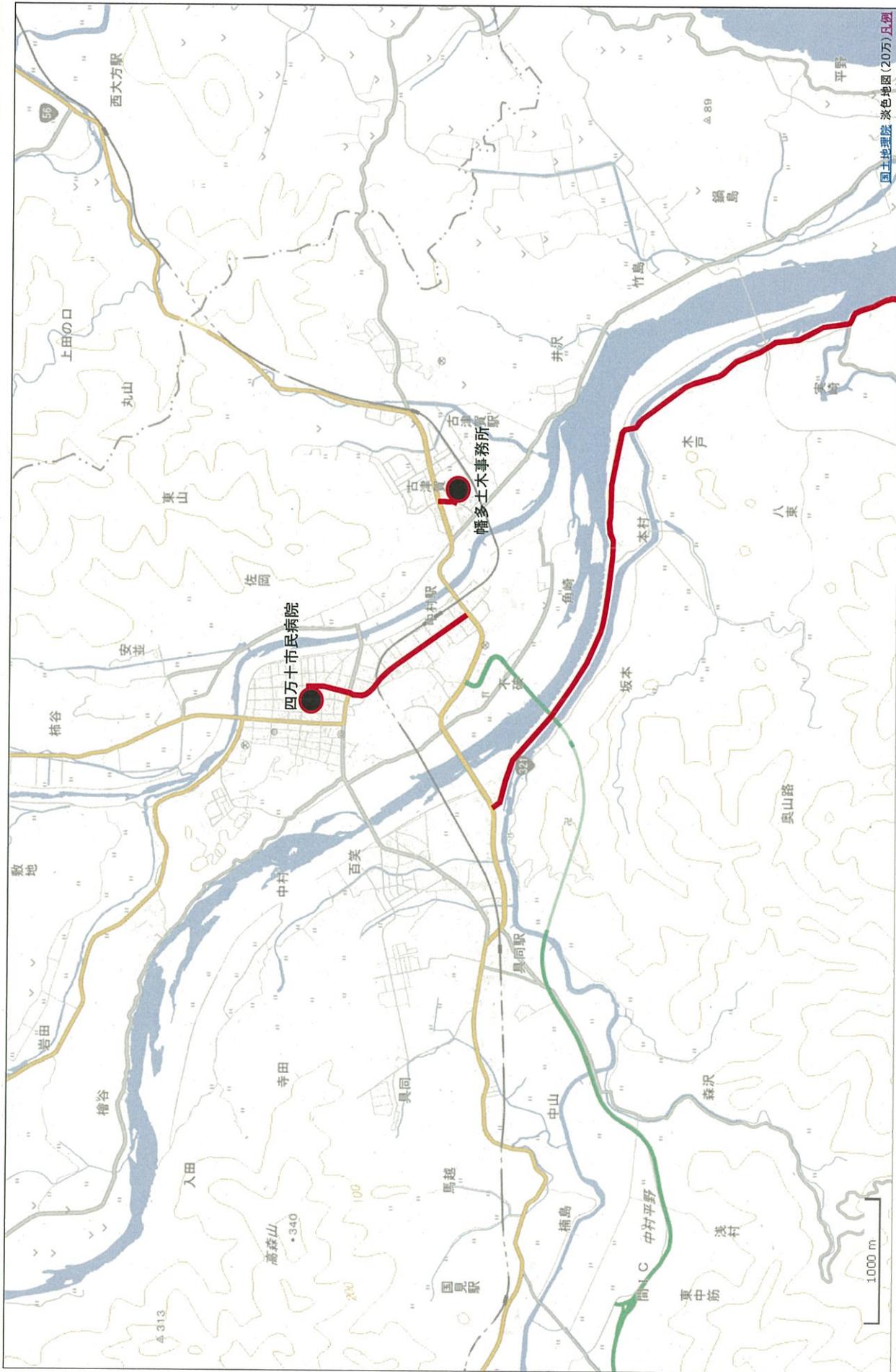
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情植、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

四万十町道山手線・県道19号窪川船戸線・四万十町道宮ノ越線・四万十町道香月が丘西本通線、
県道325号上ノ加江窪川線



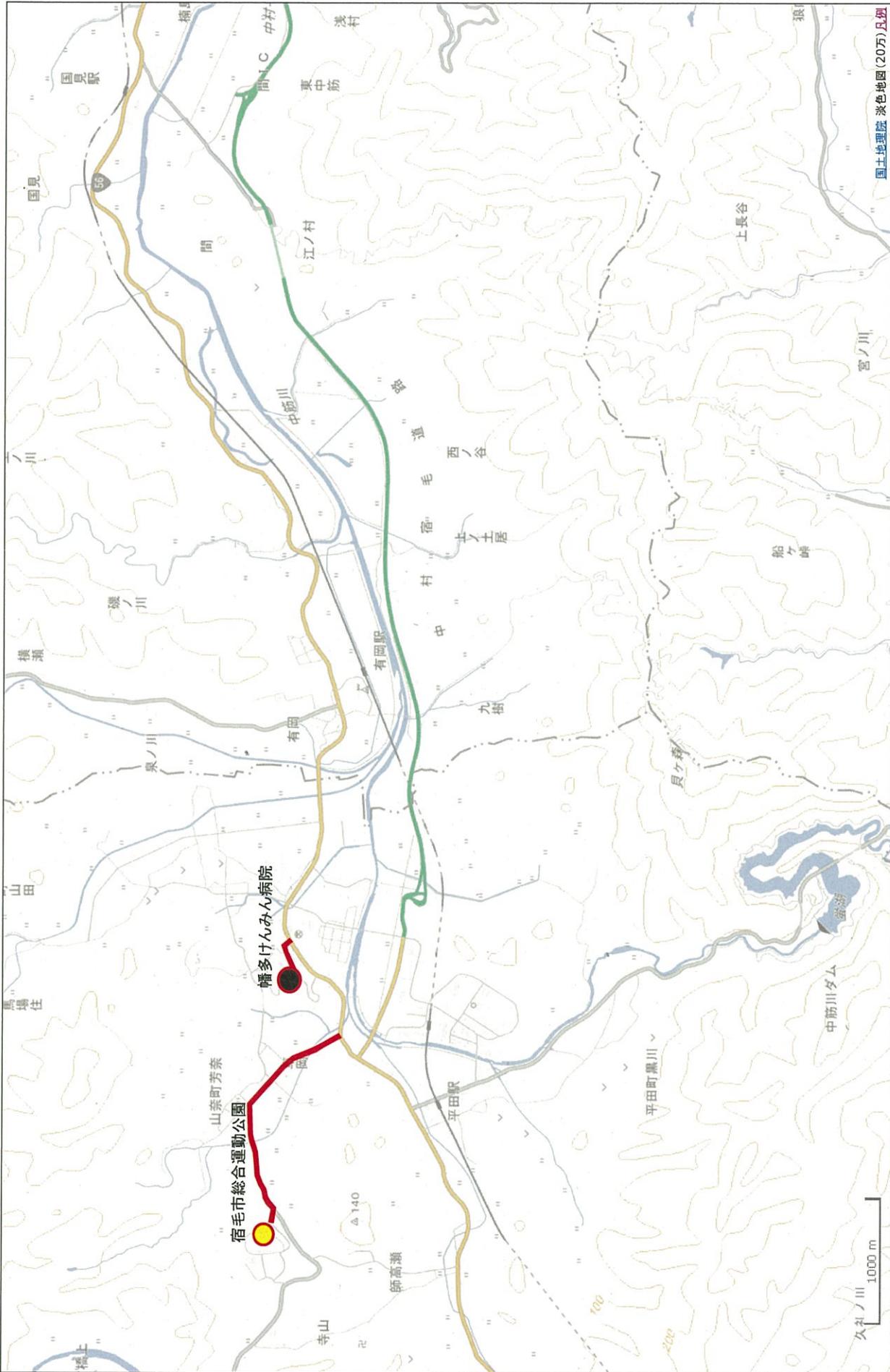
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

四万十市道古津賀中央線、国道439号・四万十市道旭通線、国道321号



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地区を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

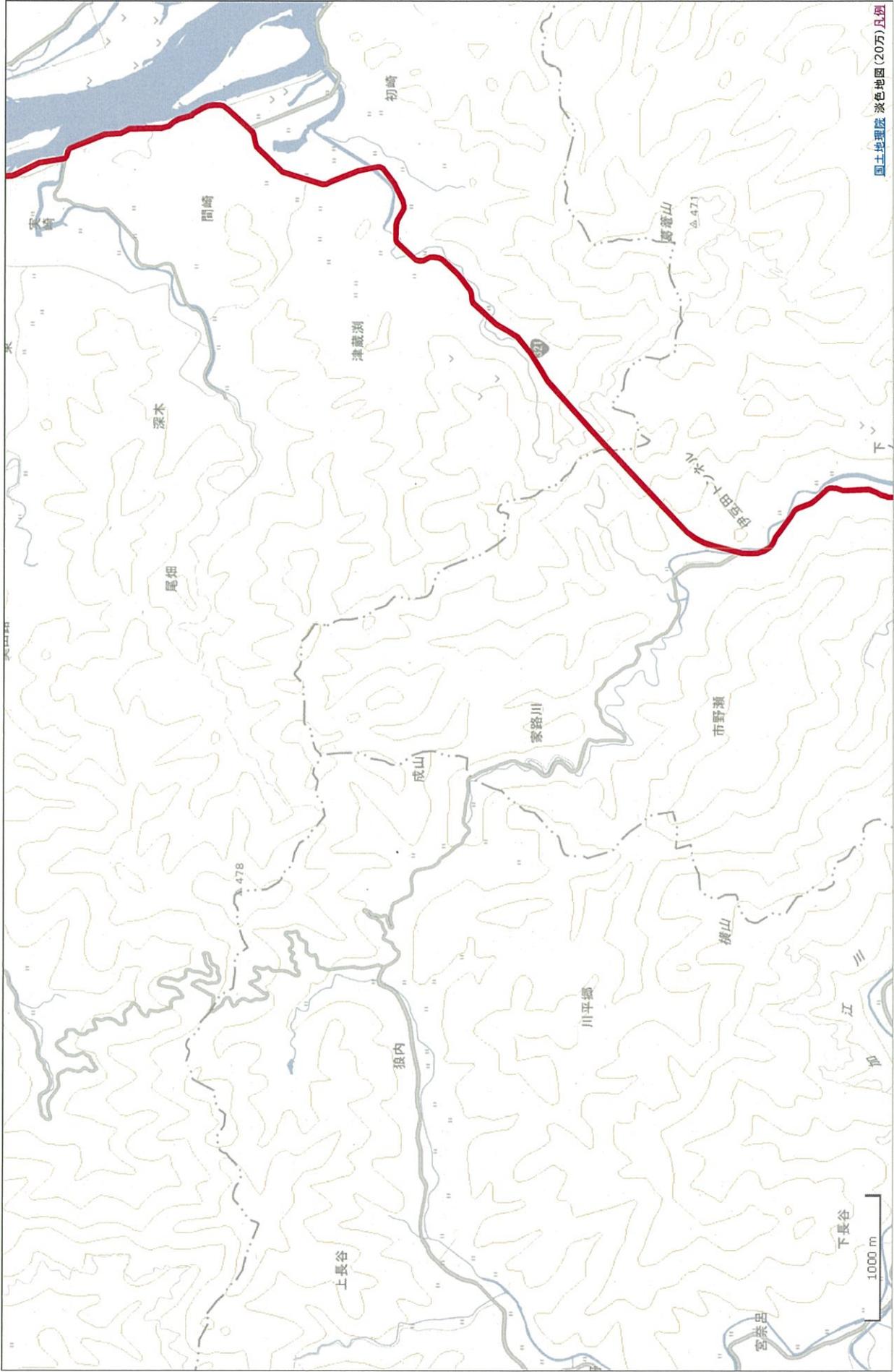
宿毛市道大道車岡線、県道353号橋上平田線



国土地理院 淡色地図(20万)尺例

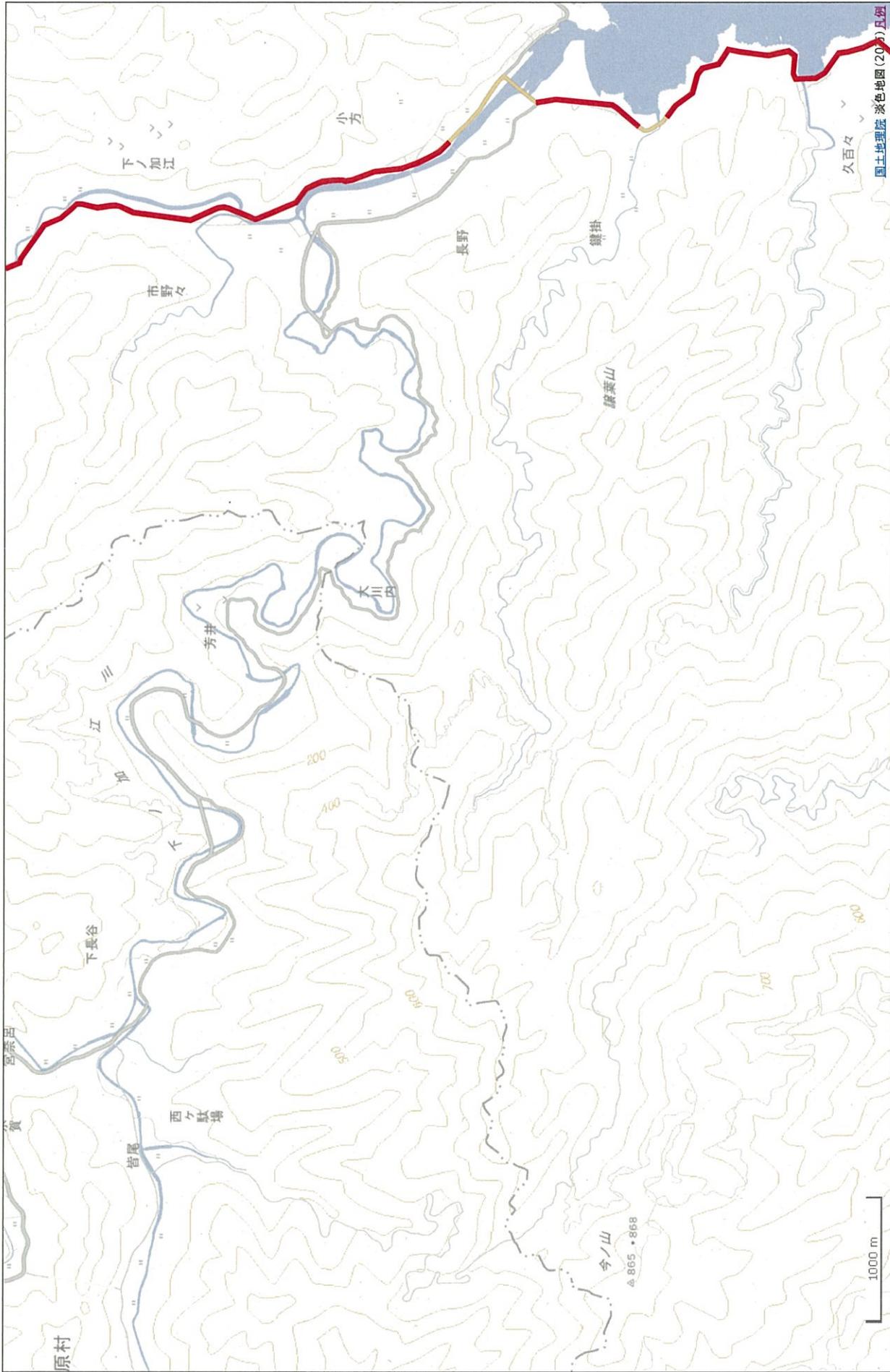
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

国道321号



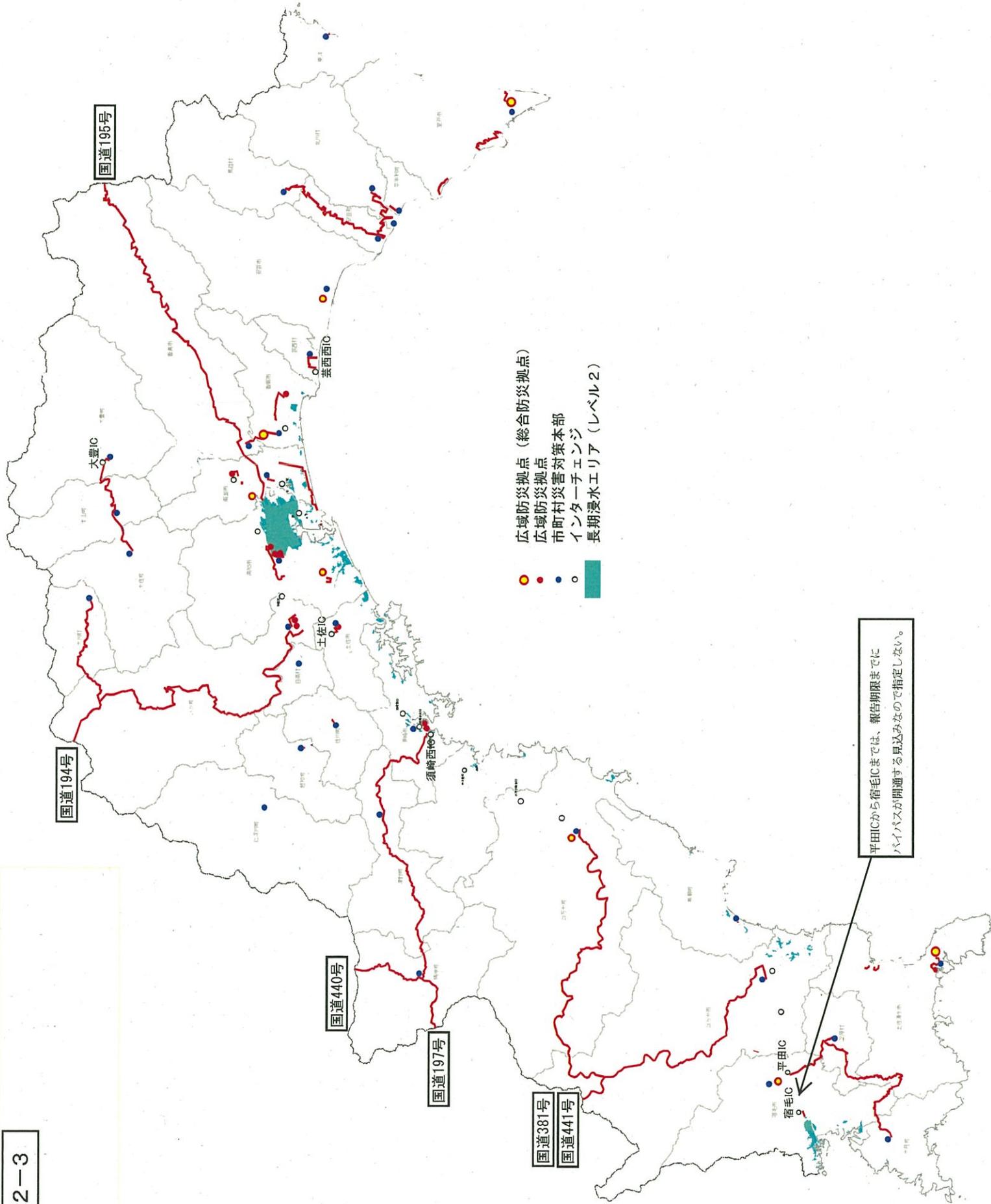
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

国道321号

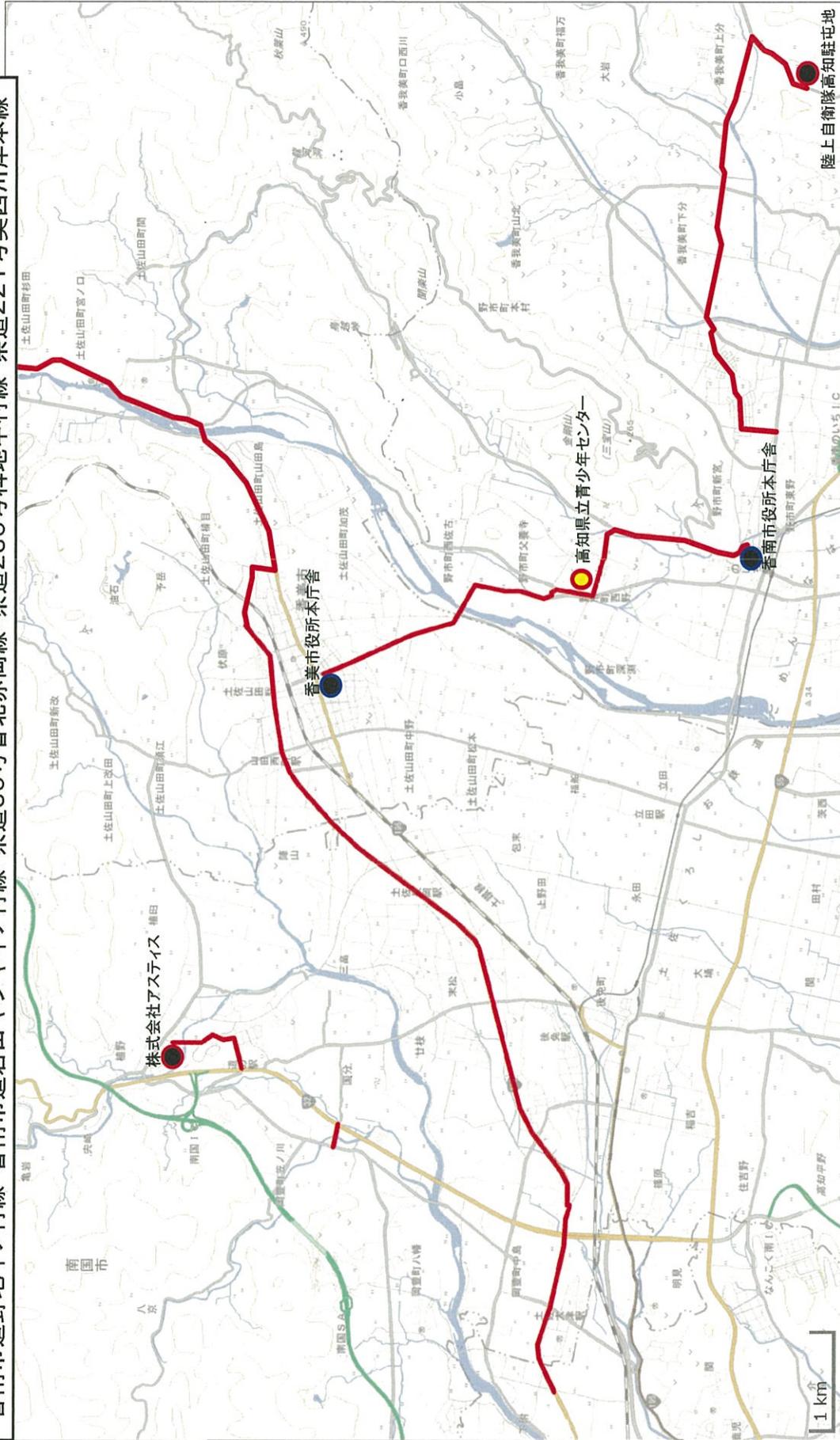


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

図2-3



国道195号(あけぼの街道)・県道31号前浜植野線・香美市道楠目1号線・国道195号、
 県道256号久礼田笠ノ川線、県道31号前浜植野線・南国市道双葉台植野線・南国市道蛸が丘1号線、
 県道234号土佐山田野市線、香南市道坂本父養寺線・県道22号龍河洞公園線、
 香南市道野地中ノ村線・香南市道岩田ヤシキ中ノ村線・県道30号香北赤岡線・県道221号奥西川岸本線



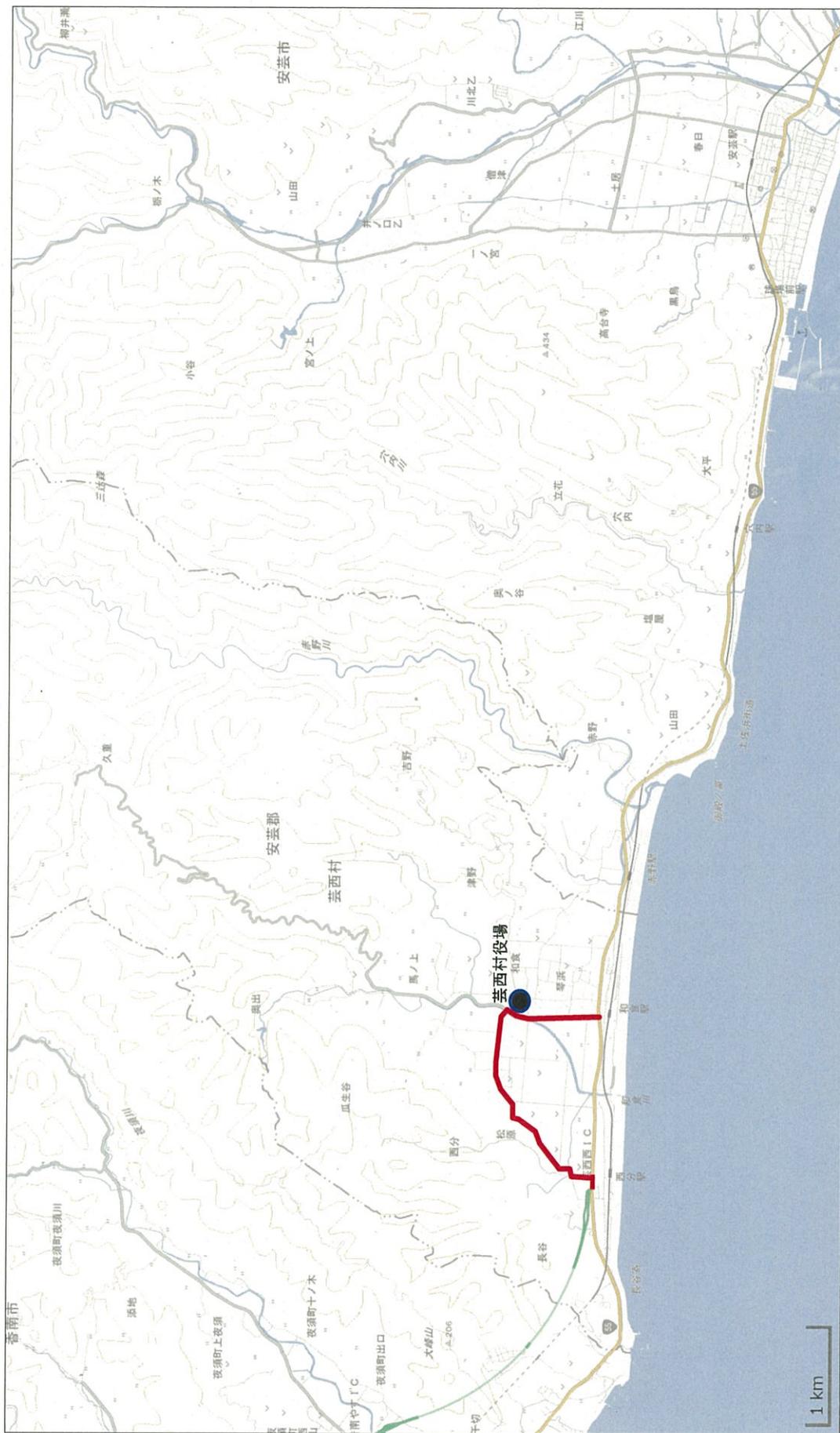
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)」
 「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

南国市道南国129号線・南国市道市役所東工業線・南国市道稻吉1号線、
南国広域農道・県道14号春野赤岡線・南国市道久枝十市線・県道14号春野赤岡線(旧道)・
県道14号春野赤岡線(現道)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。」

国道55号・芸西村道江尻線・芸西村道西分線・芸西村道桜ヶ池線・県道216号羽尾琴浜線



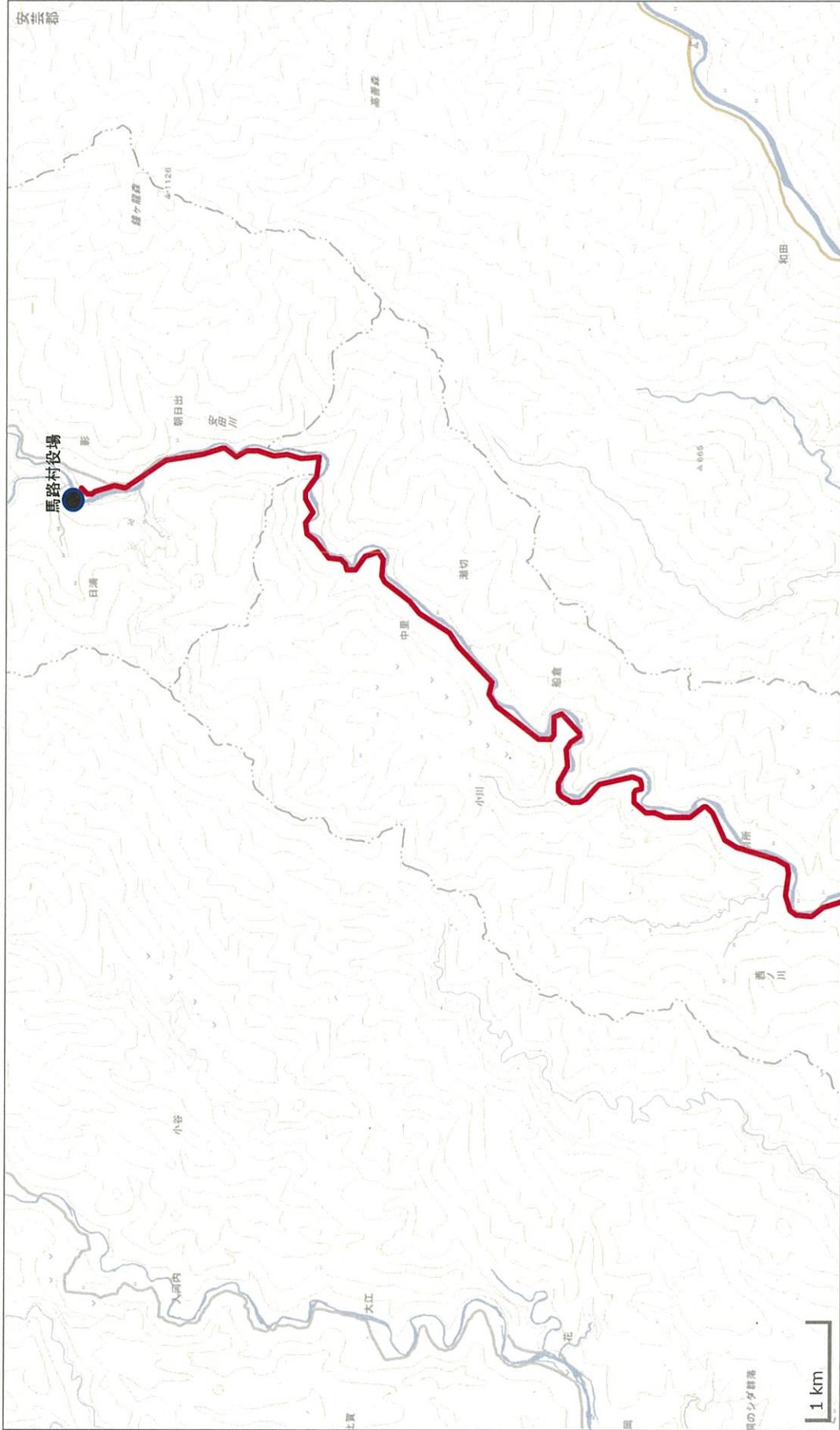
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

安田町道安田隆見線、県道12号安田東洋線・馬路村道五味有ノ木線、
 安田町道東西島線・安田町道東島与床線・安田町道西ノ久保野田川線・安田町道沖ノ沢線・安田町道沖ノ沢薬師堂線・
 広域農道東島線・田野町道立岡桃山線・県道206号西谷田野線・田野町道中央線、
 県道206号西谷田野線・農道野友加茂線・国道493号・北川村道東野友線、国道493号、奈半利町道役場前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第251号)」
 「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。」

馬路村役場 馬路村道五味有ノ木線



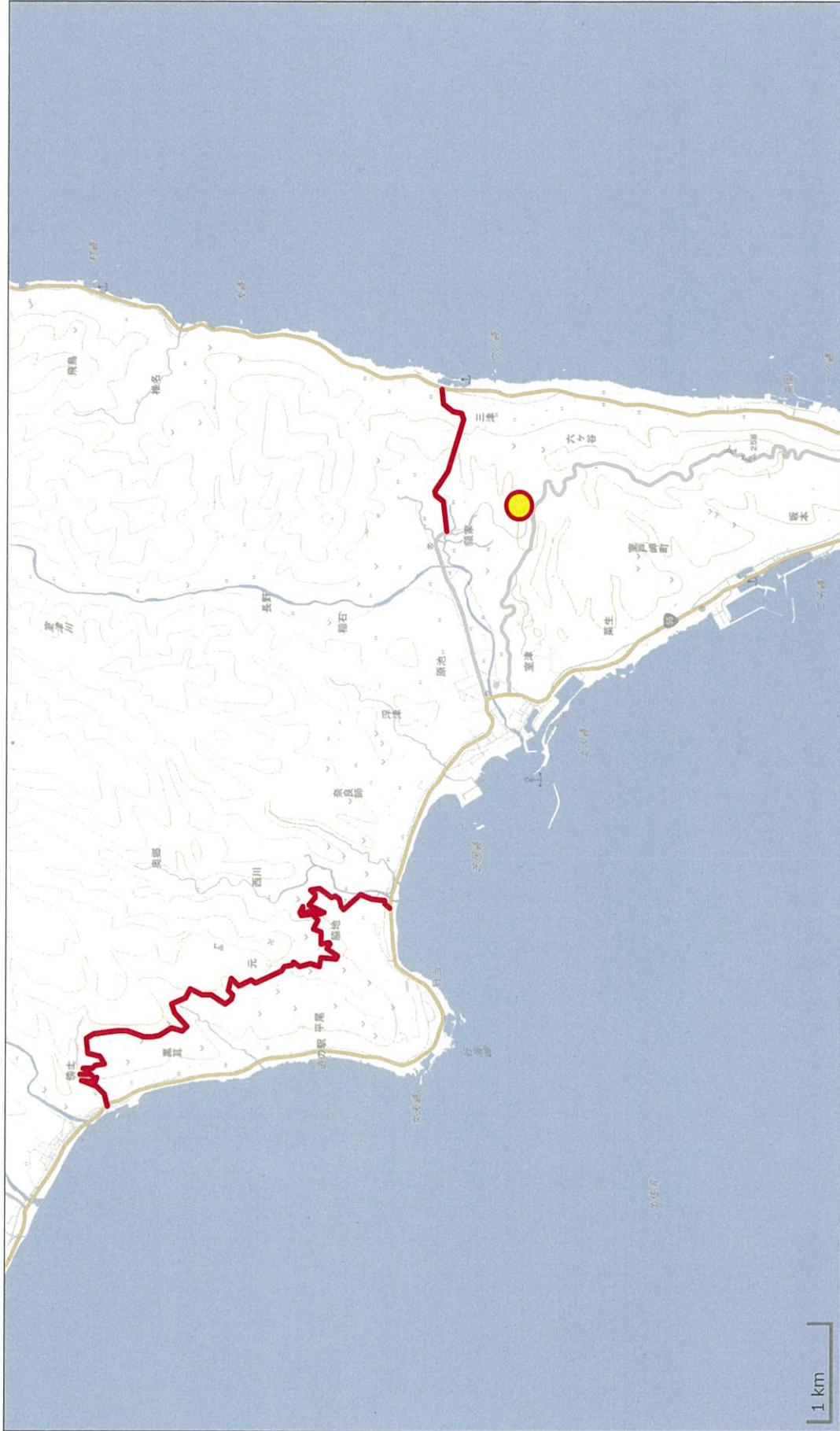
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

室戸市道羽根本線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

農免崎山傍士線・室戸市道向江自然の家線・室戸市道岩戸元線、県道202号椎名室戸線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

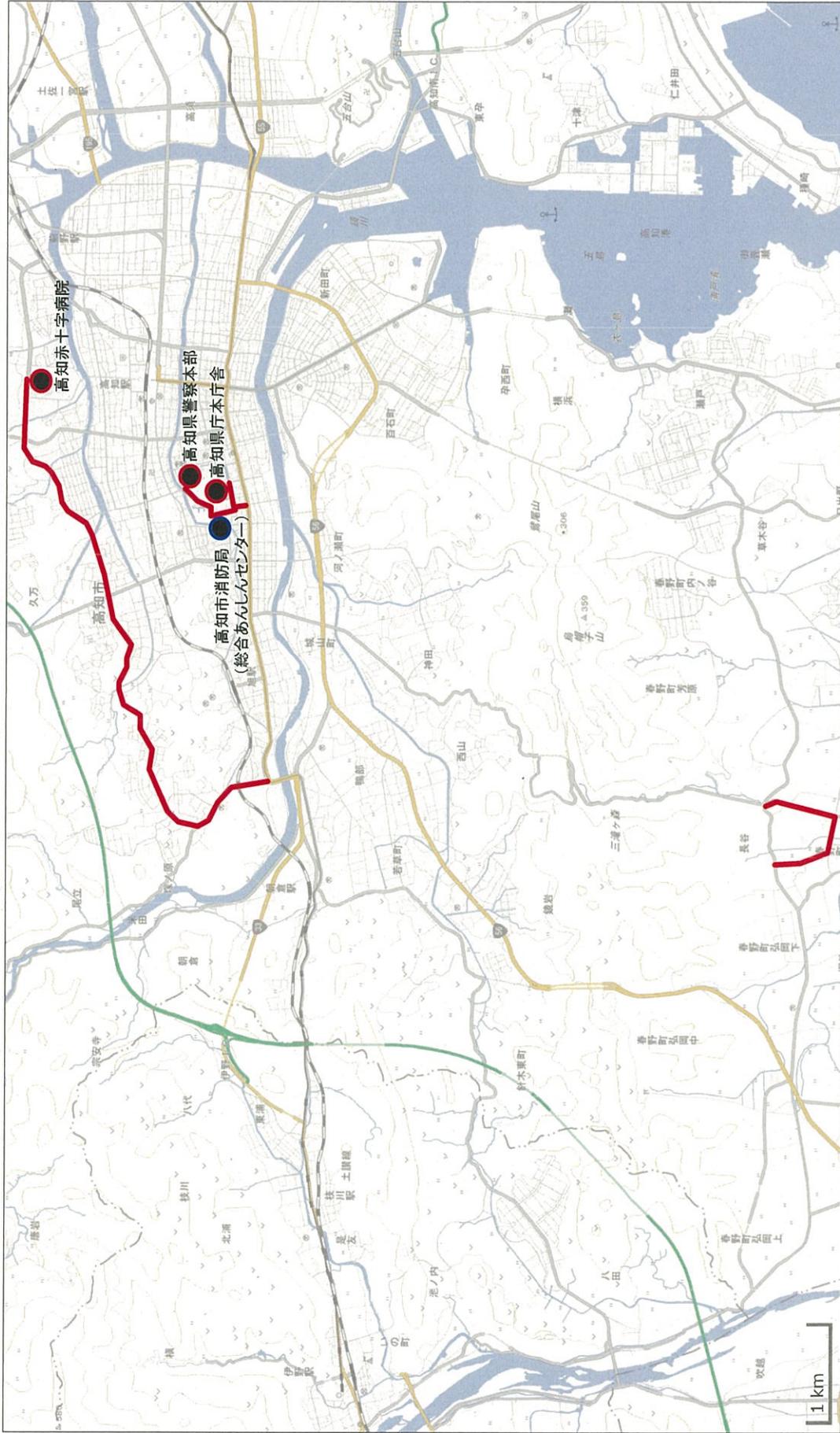
東洋町道生見10号線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

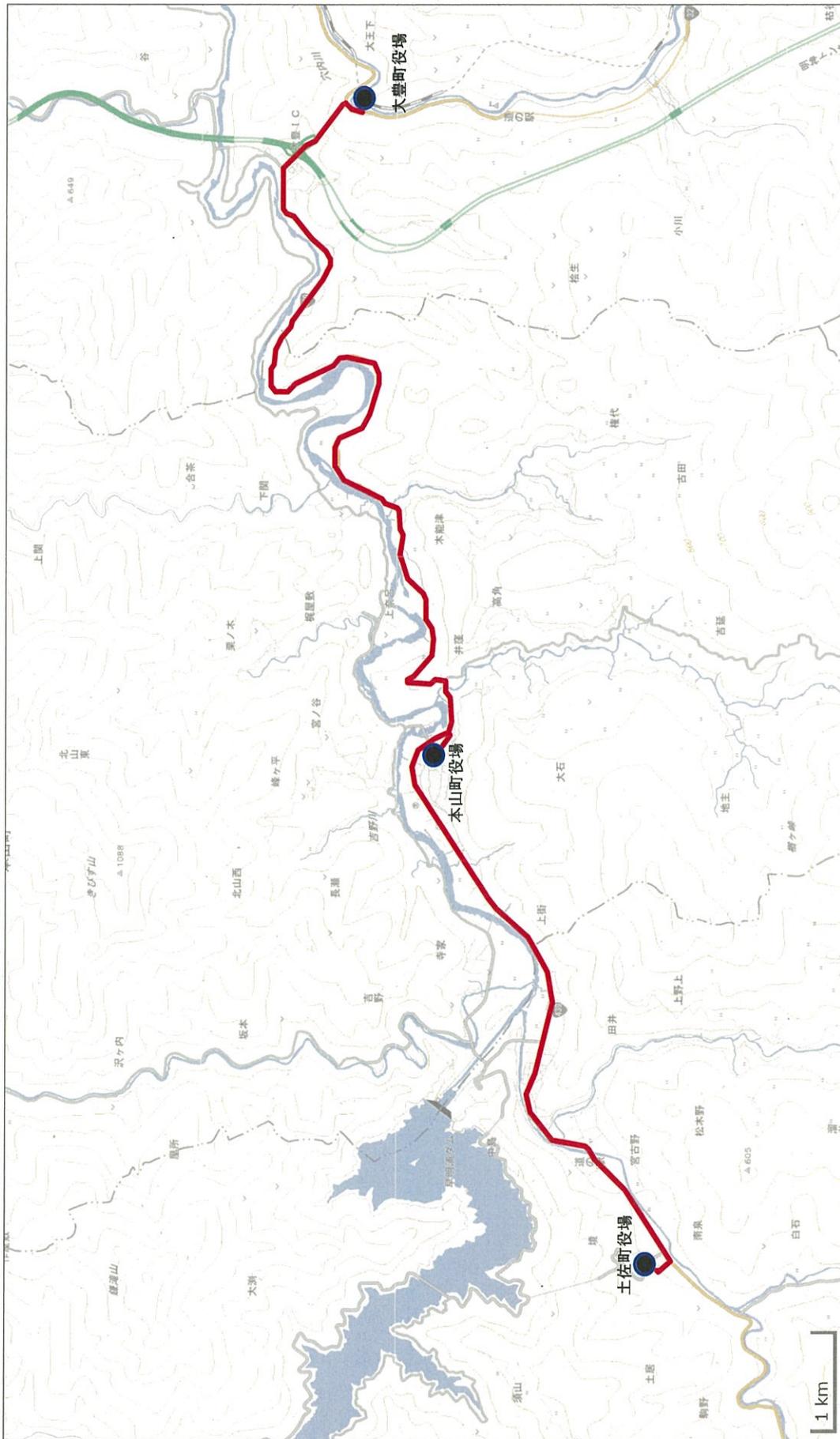
図2-3

県道44号高知北環状線・国道33号・高知市道高知街12号線・高知市道高知街2号線、
高知市道高知街2号線・高知市道高知街10号線・高知市道高知街8号線・高知市道高知街86号線、
高知市道春野町511号線・高知市道春野町594号線・農道大津鷺尾線・県道37号高知春野線



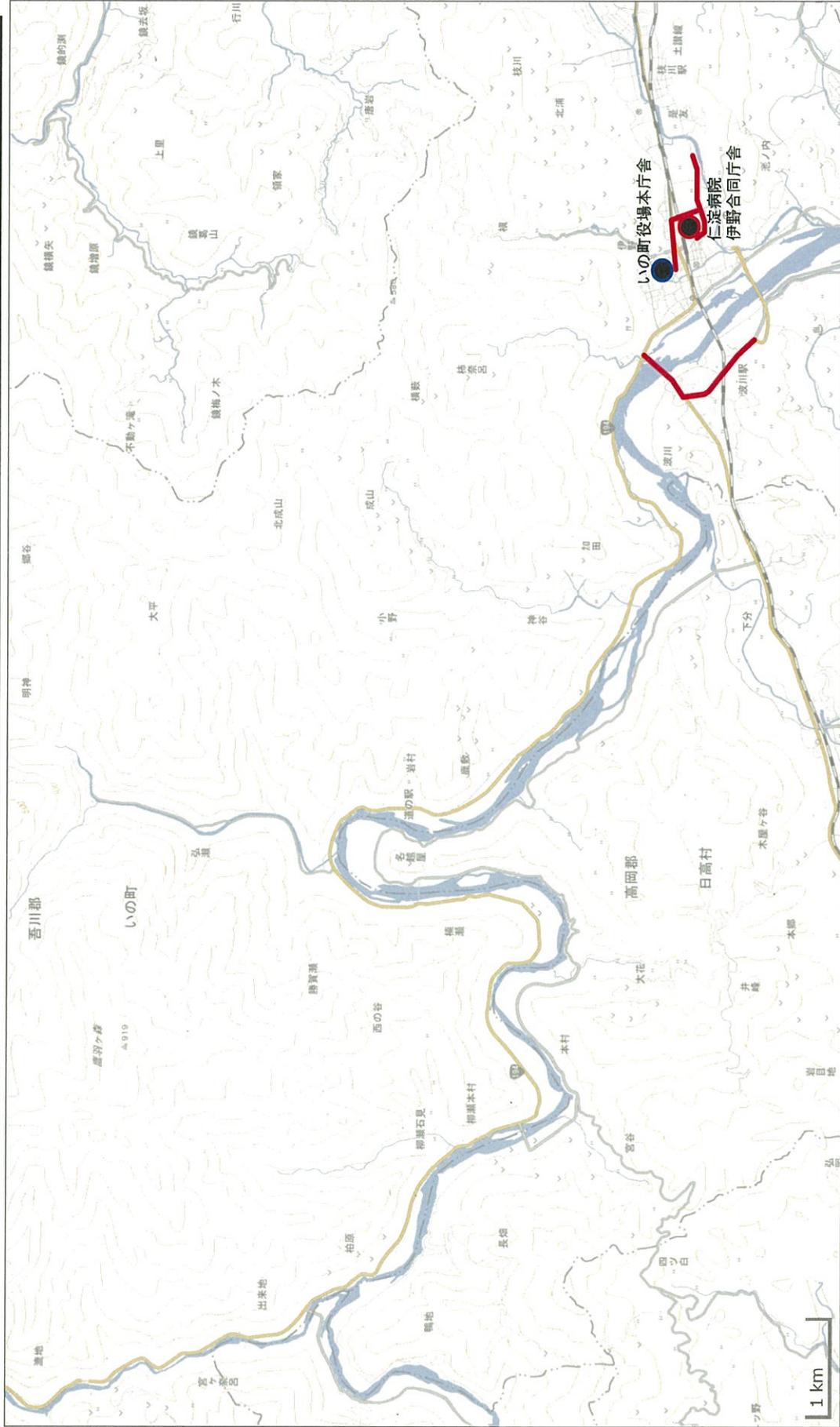
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

国道439号・国道32号、国道439号・本山町道本山中央線・本山町道横道町通り線、
国道439号・土佐町道中村線



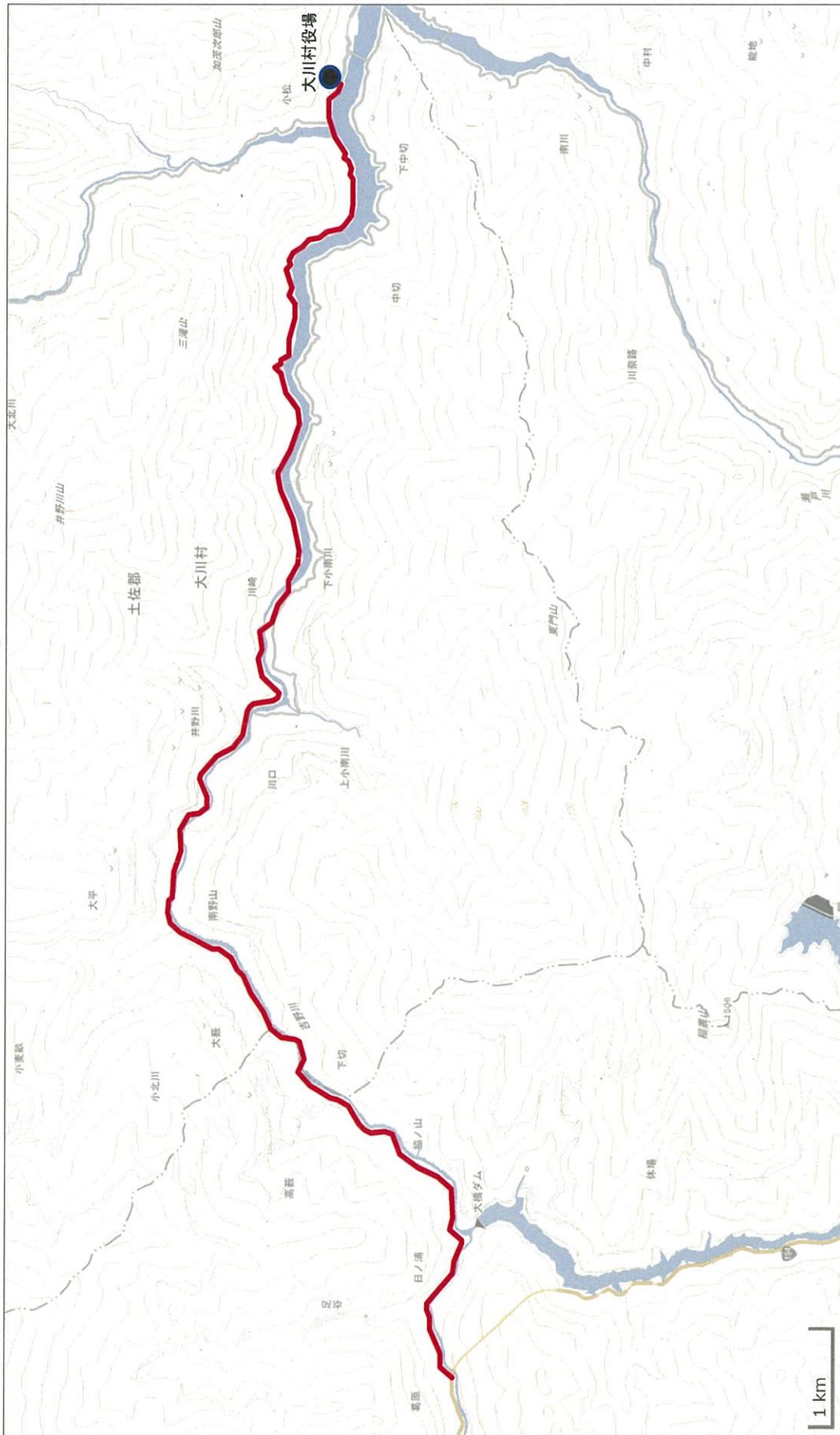
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

いの町道諸枝是友線・いの町道ヒズメ線、いの町道中沢搭ノ向線・国道33号・国道33号南国伊野線・いの町道本町線、国道33号、国道39号土佐伊野線



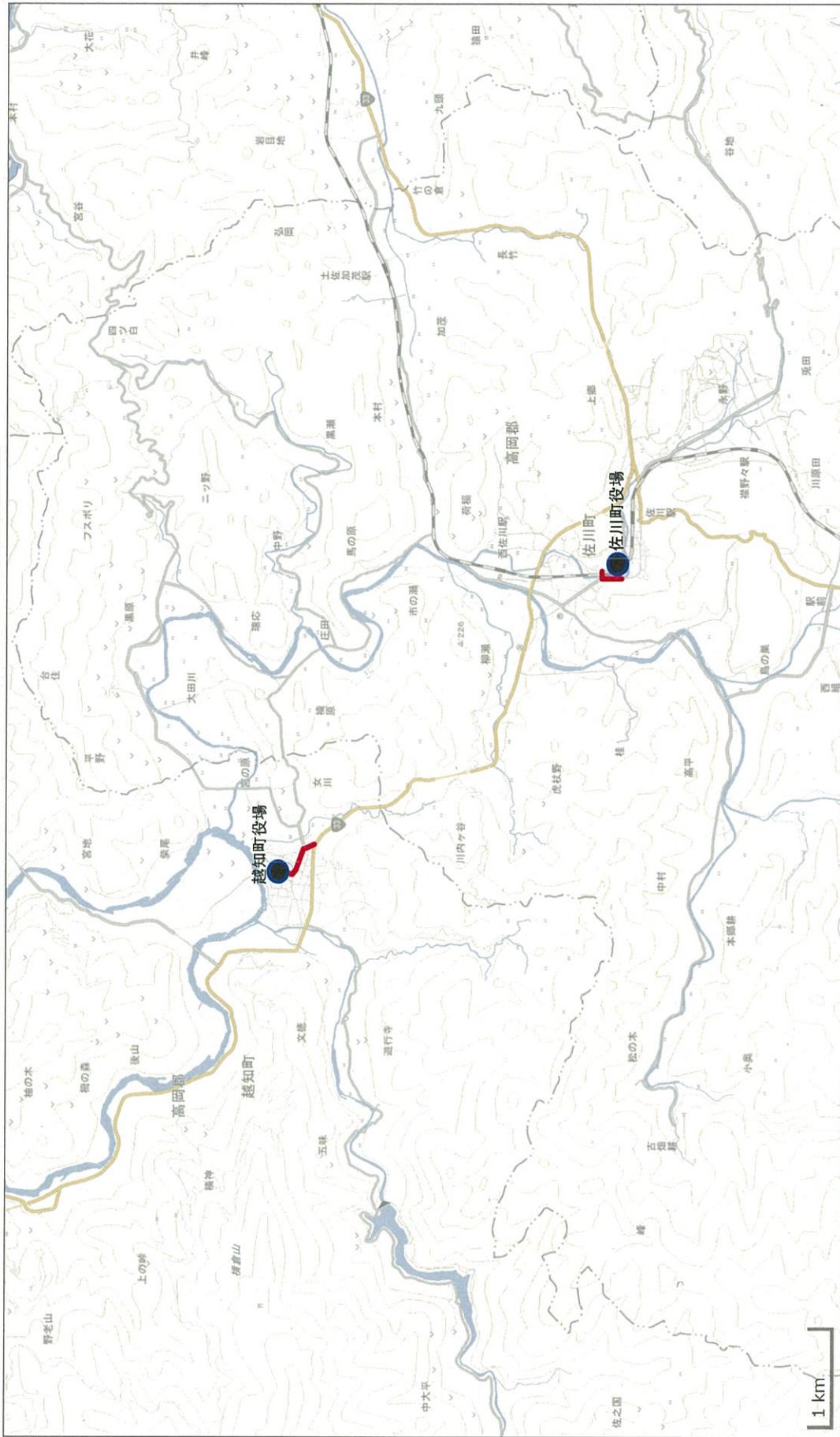
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

県道17号本川大杉線



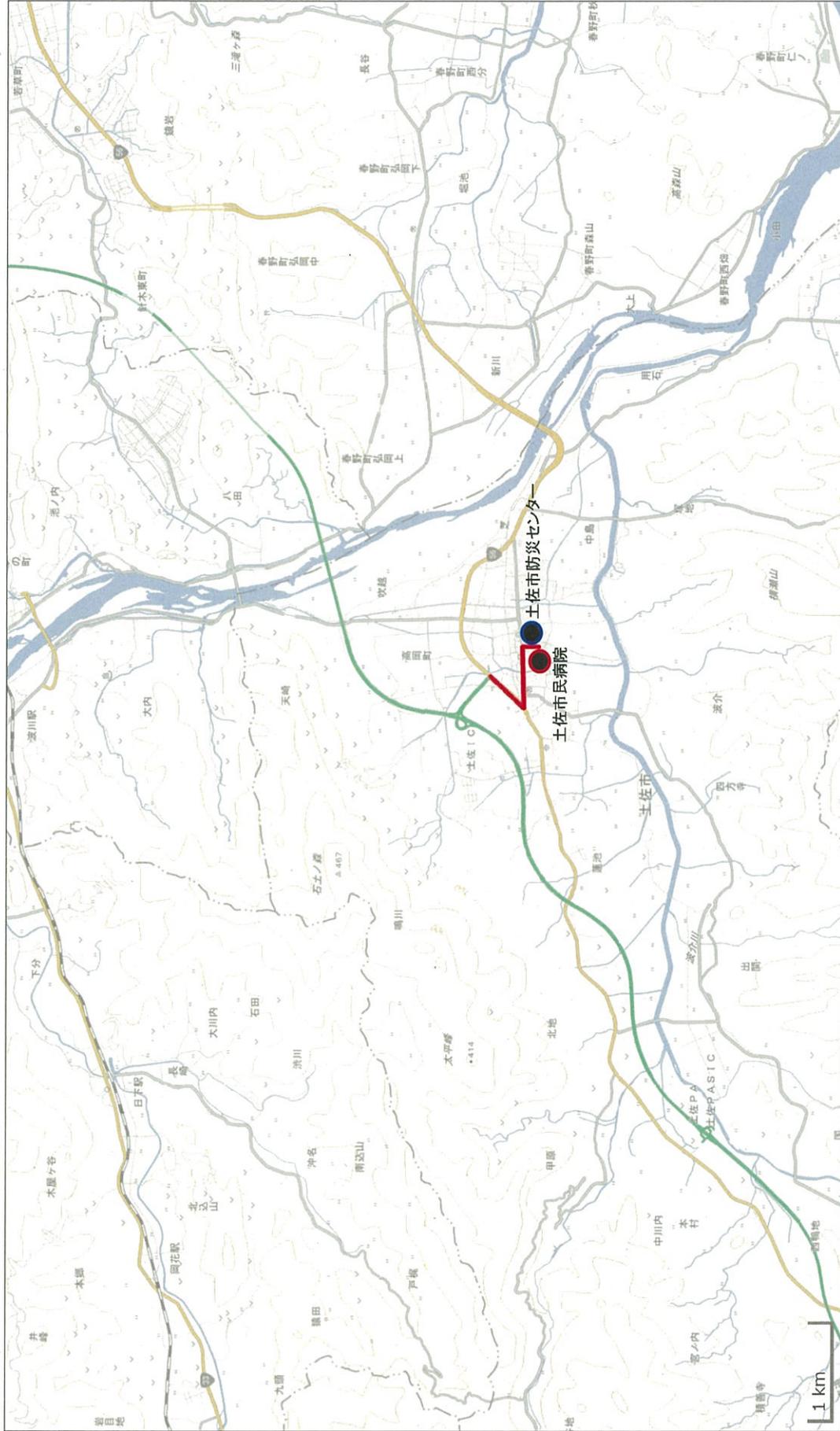
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道302号長者佐川線・佐川町道東町松崎線、
県道298号下山越知線・越知町道中央線・越知町道下川窪役場前線



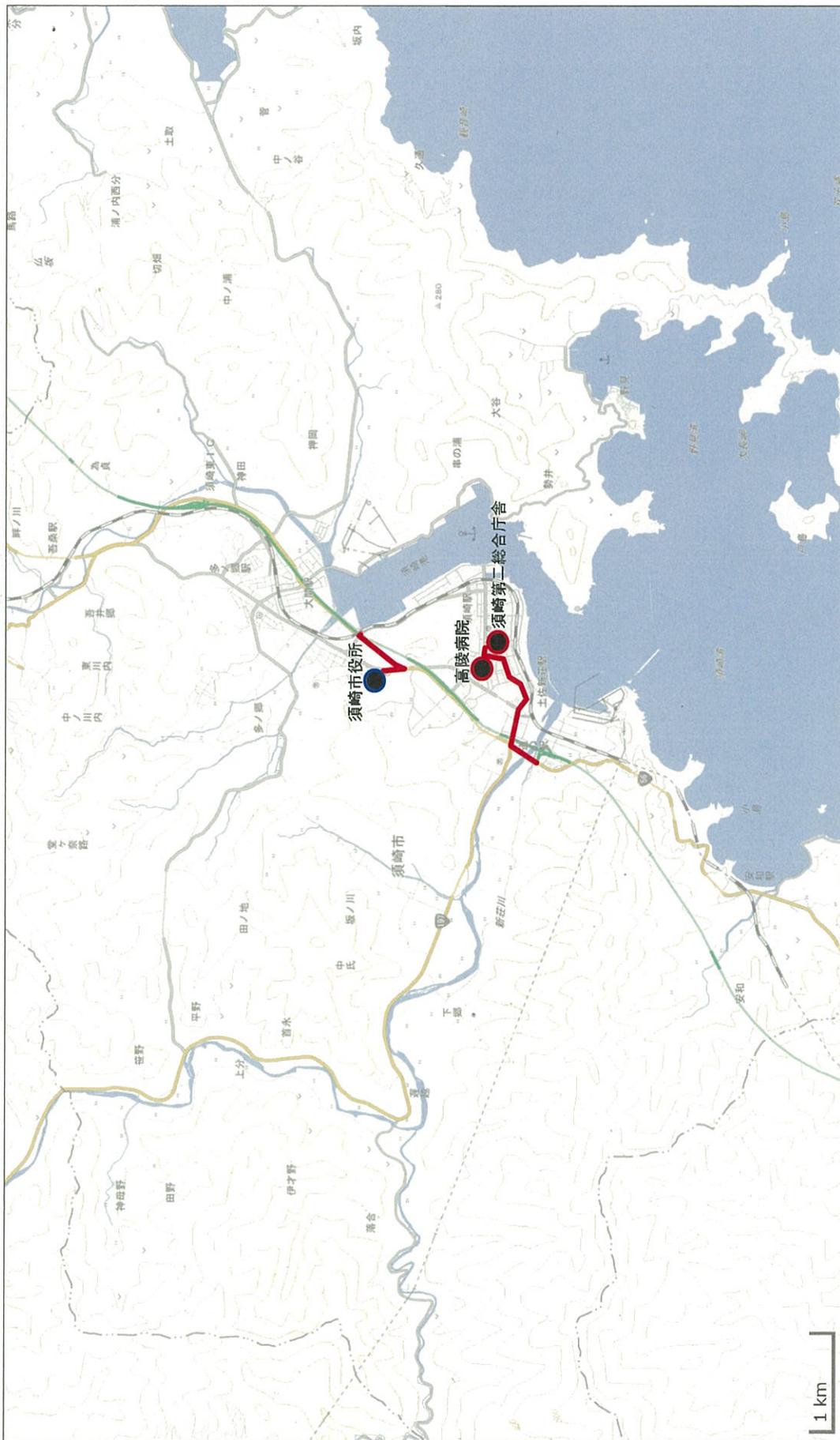
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

国道56号・県道39号土佐伊野線・土佐市道市民病院前線



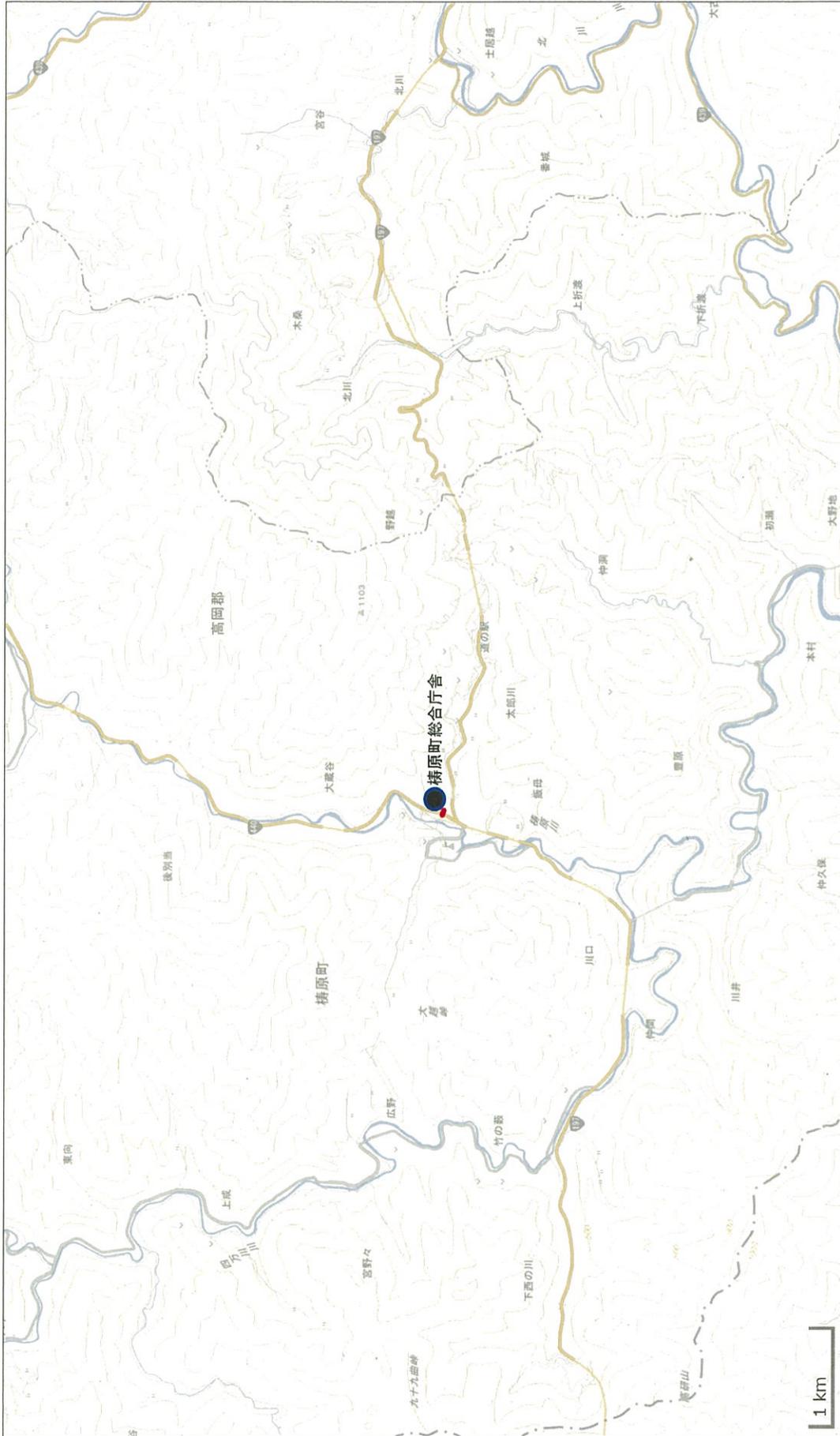
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

国道56号・県道388号吾井郷下分線、国道56号・県道388号吾井郷下分線・須崎市道浜町西町3号線・須崎市道中町1号線・須崎市道横町中町線・県道310号須崎停車場線



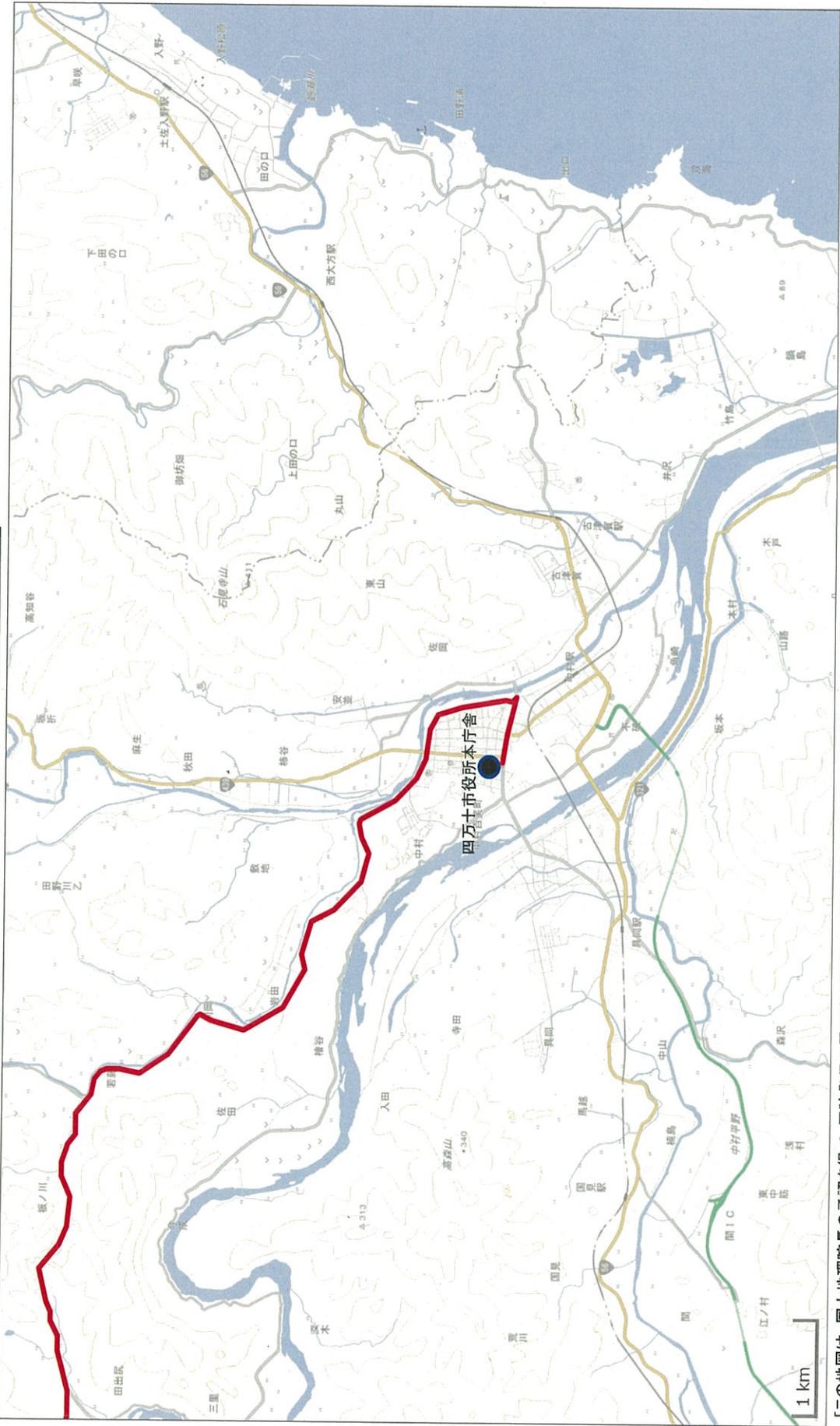
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第251号)」
 「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

栲原町道町西路線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

国道441号・四万十市道堤防廻り線・県道333号安並佐岡線・
国道439号・県道330号中村下ノ加江線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

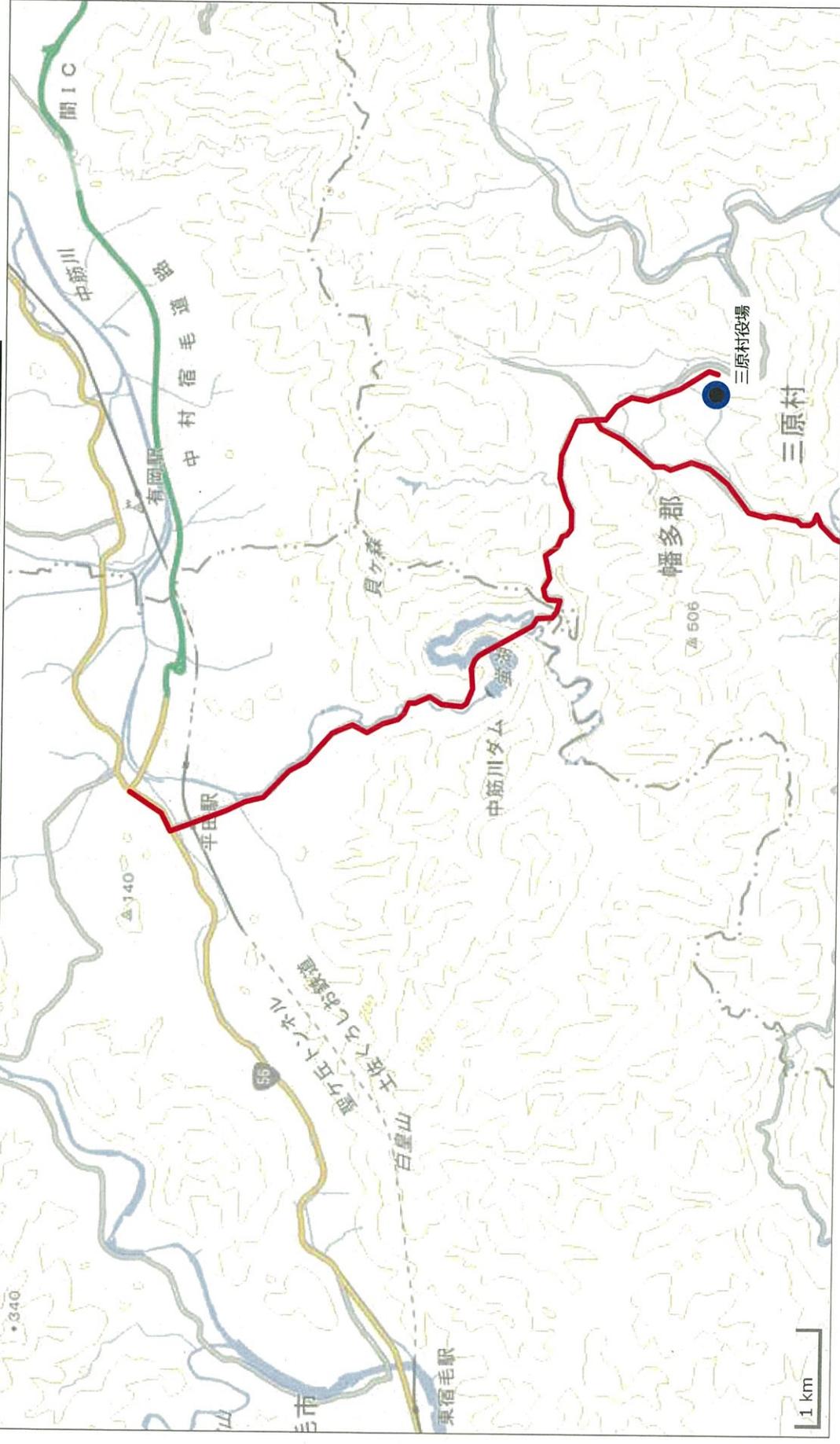
図2-3

都市計画道路大通線・区画道路5号線・土佐清水市道清水山手1号線、
都市計画道路中央通線・土佐清水市道天神町4号線



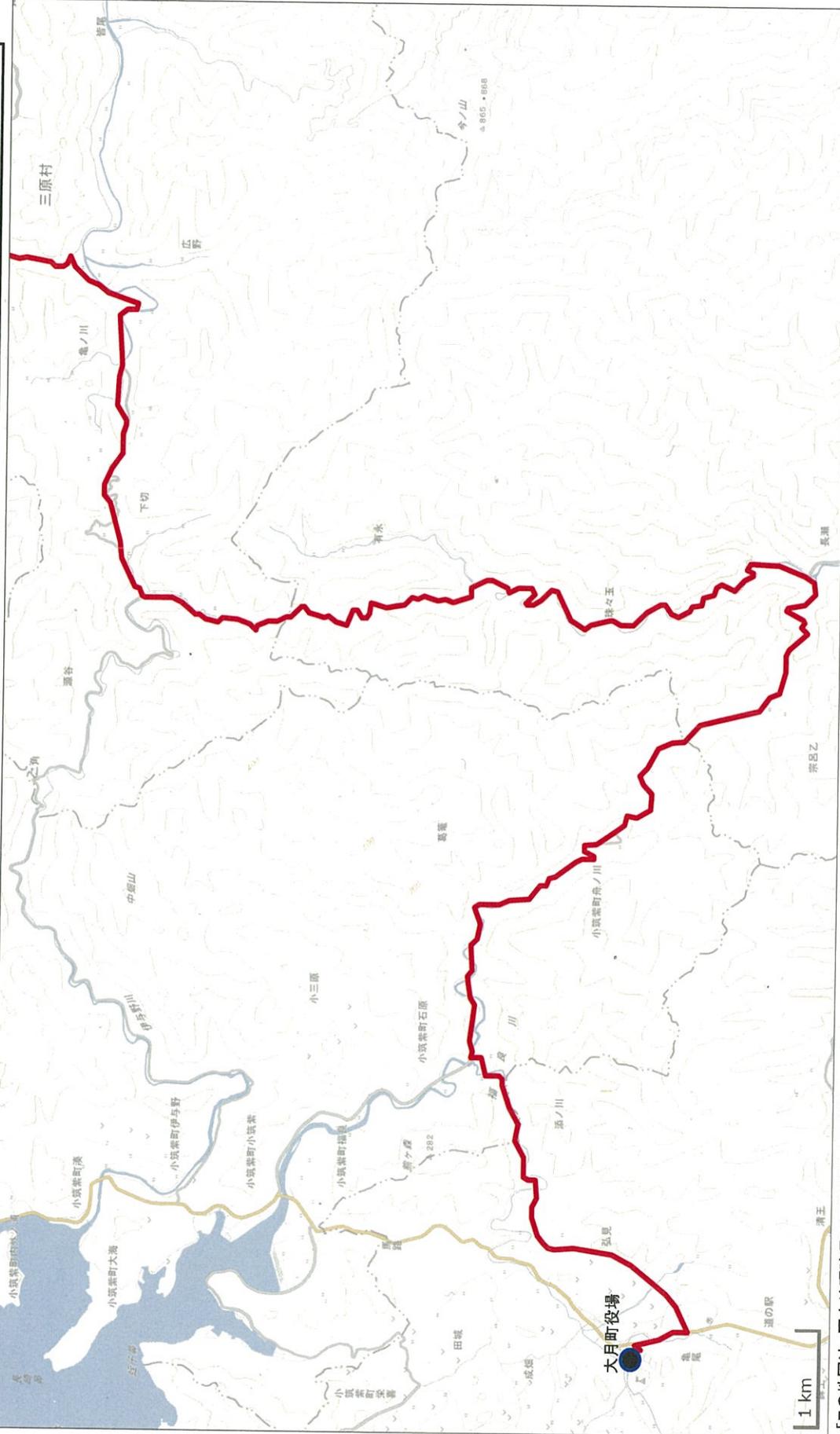
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情復、第251号）」
「この地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。」

国道56号・県道21号土佐清水宿毛線との交差点・三原村道来栖野線



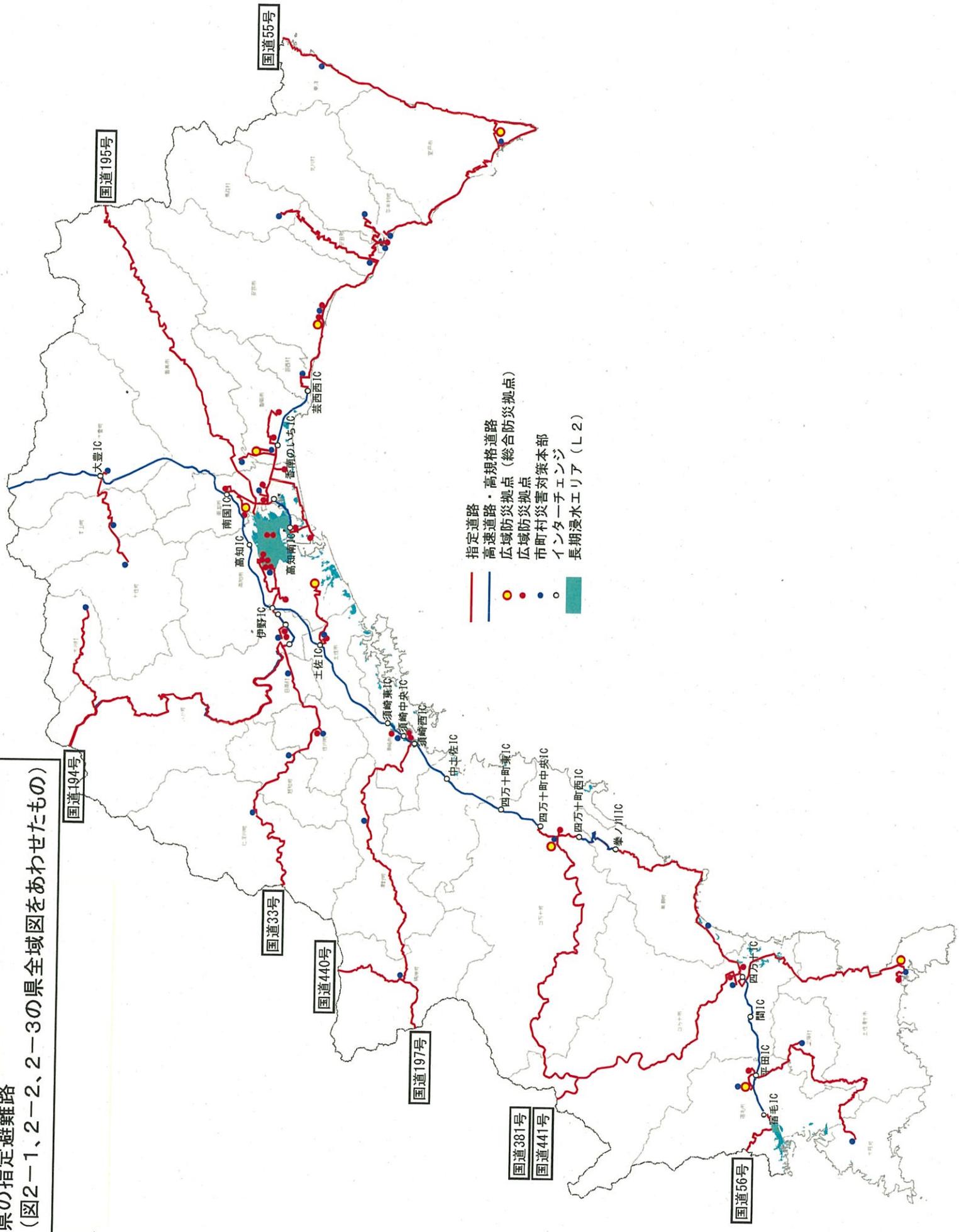
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第251号）」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県道46号中村宿毛線・県道344号宗呂中村線・県道28号宿毛宗呂下川口線・宿毛市道添ノ川線・大月町道添ノ川線・農道弘見添ノ川線・国道321号・大月町道弘見中学校前線



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第251号)」
「この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

県の指定避難路
 (図2-1、2-2、2-3の県全域図を合わせたもの)



- 指定道路
- 高速道路・高規格道路
- 広域防災拠点 (総合防災拠点)
- 広域防災拠点
- 市町村災害対策本部
- インターチェンジ
- 長期浸水エリア (L2)

別 添 資 料

別添資料

別添資料 1：特定建築物に係る制度変更概念図

別添資料 2：定期報告対象建築物一覧

別添資料 3：特定建築物一覧

別添資料 4：想定される地震動及び建物被害想定
(第2次高知県地震対策基礎調査(H18.7)による)

別添資料 5：建築物の耐震化率推計の国の考え方

別添資料 6：公共的建築物の耐震化の進め方
(南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み(H19.2)による)

別添資料 7：県有建築物の耐震化の進め方(同上)

別添資料 8：協議会組織概要

別添資料 9：木造住宅の耐震化促進のための支援事業の概要

別添資料 10：応急危険度判定とは

別添資料 11：緊急輸送道路ネットワーク計画図
(高知県緊急輸送道路ネットワーク計画(H9.3)による)

耐震改修促進法に基づく特定建築物

■ 指導・助言対象

《改正前》

学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸住宅等多数利用の建築物

用途にかかわらず一律
3階・1000㎡以上

《改正後》

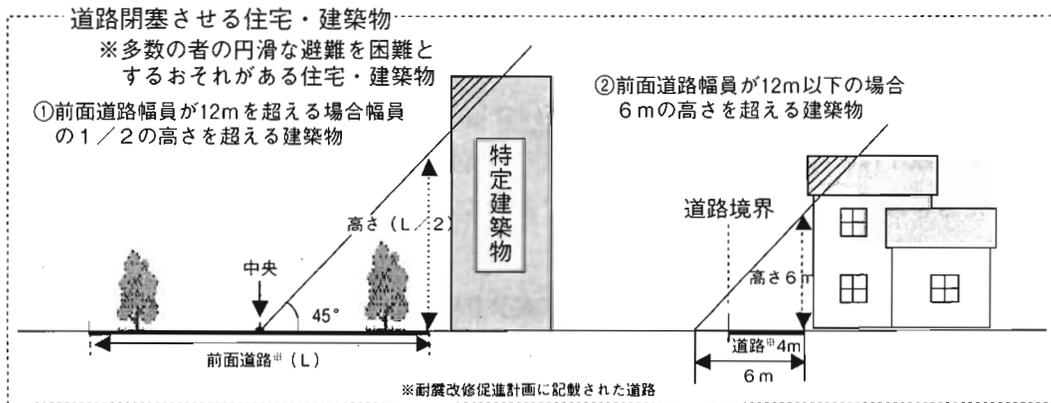
【特定建築物の（用途に応じた）規模の引き下げ】

- 避難弱者の利用する建築物の規模を引き下げ（※1）
- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 幼稚園・保育所 : 2階・500㎡以上
- 小・中学校等 : 2階・1000㎡以上（※2）
- 老人ホーム等 : 2階・1000㎡以上
- 一般体育館 : 1000㎡以上（階数要件なし）
- その他の多数利用の建築物 : 3階・1000㎡以上（現行どおり）

- ※1 : これらの規模要件の引き下げにより、これらのほとんどの施設が指導・助言の対象となる。
- ※2 : 学校の体育館の規模は1,000㎡未満のものが多く、床面積を「体育館と校舎と床面積の合算」という解釈を明確化することにより、ほぼすべてのものが指導・助言等の対象となる。

【法改正により追加した特定建築物】

- 道路閉塞させる住宅・建築物（政令により一定の高さ以上のものと規定）※下図参照
- 危険物を取り扱う建築物（政令により危険物の種類・量を規定）



■ 指示・立入検査対象

《改正前》

病院、劇場、百貨店等不特定多数利用の建築物

用途にかかわらず一律
3階・2000㎡以上

《改正後》

【特定建築物の（用途に応じた）規模の引き下げ】

- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 一般体育館 : 2000㎡以上（階数要件なし）
- その他の不特定多数利用の建築物 : 3階・2000㎡以上（現行どおり）

【法改正により追加した特定建築物】

- 避難弱者の利用する建築物の規模を引き下げ
- 幼稚園・保育所 : 2階・750㎡以上
- 小・中学校等 : 2階・1500㎡以上
- 老人ホーム等 : 2階・2000㎡以上
- 危険物を取り扱う建築物 : 500㎡以上

定期報告対象建築物一覧

用 途	規 模
劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外觀覧場を除く。)又は公会堂	客席の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの又は主階が避難階にないもの
集会場	客席の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は主階が避難階にないもの
キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの、地階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗	3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの、地階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館(簡易宿所を含む。)	3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの、地階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの
病院、診療所(患者の入所施設のあるものに限る。)又は児童福祉施設(保育所を除く。)等	3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの
学校(公立学校を除く。)、体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの
共同住宅(公営住宅及び改良住宅を除く。)又は寄宿舎	3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの
事務所その他これに類するもの	階数が 5 以上で延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもののうち、3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は地階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの

特定建築物とは

下表の用途で に該当する現行基準に適合していない建築物は、特定建築物といい、所有者は診断・改修努力義務があり（法6条）、所管行政庁による指導・助言を受けることがある（法7条1項）。また、特定建築物のうち に該当するものは所管行政庁による指示を受けることがある。

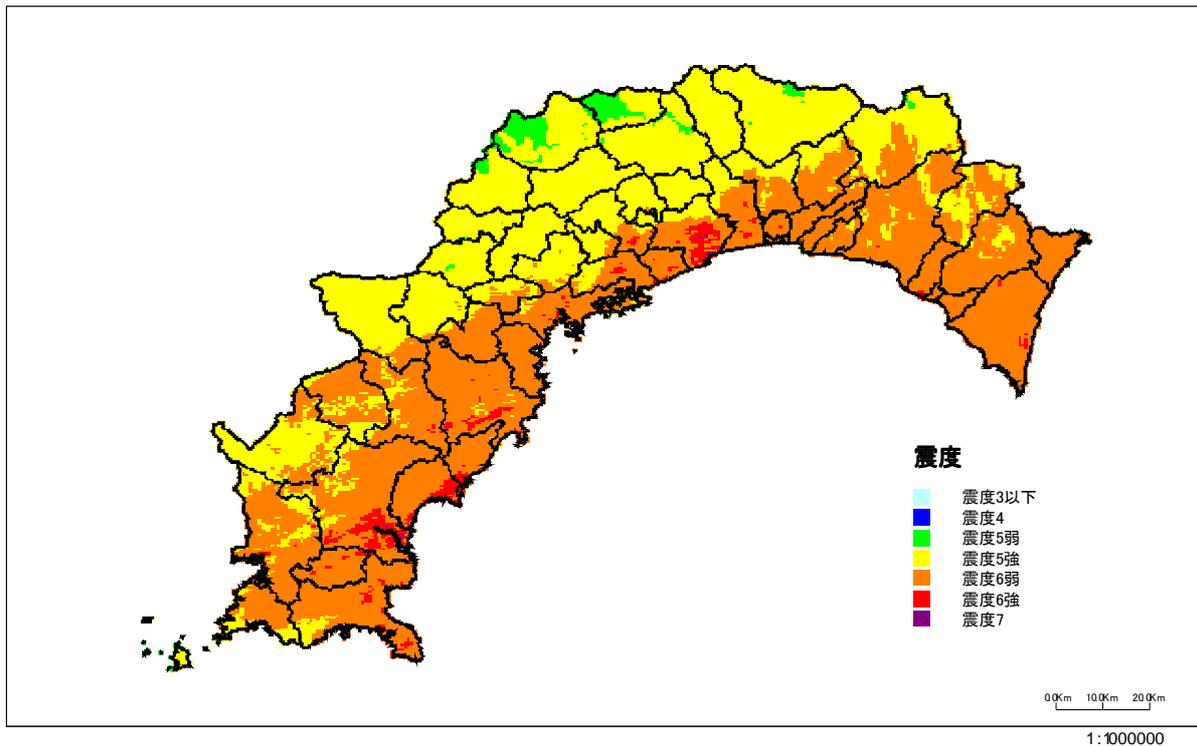
用 途				
1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上 * 屋内運動場の面積を含む	
		上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	
2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000 m ² 以上	
3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	
4	病院、診療所			
5	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
6	集会場、公会堂			
7	展示場			
8	卸売市場			
9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
10	ホテル、旅館			
11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
12	事務所			
13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの			階数2以上かつ 1,000 m ² 以上
14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			2,000 m ² 以上
15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500 m ² 以上	
16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	
17	遊技場			
18	公衆浴場			
19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
24	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		2,000 m ² 以上	
25	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	
26	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷他が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		すべての建築物	

地震動の決定

高知県としては、地震動解析による検討の結果、国の中央防災会議が採用している震源モデル（東南海・南海地震が同時に連動して発生するケース）よりも、震度が大きく、揺れの強い安政南海地震（1854年、マグニチュード8.4）を再現した震源モデル（南海地震が単独で発生するケース）を被害想定等のための震源として想定することが地震対策上適当と考えました。

高知県モデルによって求められた震度分布は、図-1 に示します。

図-1 震度分布



市町村境界線は平成16年4月1日時点

建物被害の想定

地震動及び津波による建物被害の想定結果を表-3に示します。

地震動による建物の被害としては、揺れによる被害、火災による被害、がけ崩れによる被害、液状化による被害をとりあげました。地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代(揺れ)、木造・非木造の構成比や木造建物の密度、地域の消防力(火災)、地域の危険度ランク(がけ崩れ、液状化)などを考慮し求めました。

また、津波による建物の被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深(津波により浸水する深さ)と被害区分との関係から求めました。

表-3 建物被害の想定結果

市町村名 (18.4.1現在)	旧市町村名	建物棟数			揺れによる 建物被害(棟)		火災による 建物焼失(棟)			がけ崩れによる 建物被害(棟)		液状化による 被害(棟)	津波による 建物被害(棟)	
		総数	内訳		全壊	半壊	冬18時	冬5時	春夏秋 の昼	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊
			木造	非木造										
県合計		532,941	414,814	118,127	31,191	50,983	14,042	2,712	8,329	9,942	23,189	2,132	35,735	11,750
高知市		110,497	65,483	45,014	7,516	10,339	5,337	1,091	3,237	1,182	2,758	630	7,454	718
	高知市	106,895	62,256	44,639	7,495	10,232	5,337	1,091	3,237	1,113	2,598	629	7,454	718
	鏡村	1,956	1,654	302	13	61	-	-	-	46	106	1	0	0
	土佐山村	1,646	1,573	73	8	46	-	-	-	23	54	-	0	0
室戸市		21,464	19,711	1,753	1,209	2,937	303	14	129	487	1,136	54	1,136	591
安芸市		20,935	18,544	2,391	2,133	3,515	852	154	502	164	383	86	4,188	1,267
南国市		47,944	36,547	11,397	3,102	5,206	1,171	184	671	327	762	157	777	1,760
土佐市		27,668	23,167	4,501	2,135	3,378	995	199	599	528	1,232	120	353	1,182
須崎市		23,294	17,963	5,331	2,487	3,043	1,795	476	1,158	659	1,537	111	4,493	691
宿毛市		17,551	13,330	4,221	952	1,688	207	29	116	689	1,607	66	1,494	325
土佐清水市		11,435	10,522	913	1,209	1,480	344	85	212	514	1,199	57	2,242	171
四万十市		23,166	15,281	7,885	2,366	2,445	919	218	575	889	2,075	166	944	393
	中村市	21,039	13,303	7,736	2,365	2,436	919	218	575	817	1,906	163	944	393
	西土佐村	2,127	1,978	149	1	9	-	-	-	72	169	3	0	0
香南市		30,352	23,606	6,746	1,009	2,664	181	8	74	62	146	87	2,779	1,090
	赤岡町	2,275	1,723	552	56	175	51	3	26	1	3	5	706	508
	香我美町	9,326	7,616	1,710	252	805	15	-	3	36	83	38	591	264
	野市町	12,583	9,285	3,298	538	1,172	112	5	44	8	19	26	46	71
	夜須町	4,739	3,979	760	148	462	2	-	-	16	38	16	782	74
	吉川村	1,429	1,003	426	15	50	1	-	1	1	3	2	654	173
香美市		21,942	19,312	2,630	252	982	3	-	-	235	548	15	0	0
	土佐山田町	11,759	10,461	1,298	133	481	1	-	-	56	130	14	0	0
	香北町	7,534	6,302	1,232	99	407	2	-	-	113	265	1	0	0
	物部村	2,649	2,549	100	20	94	-	-	-	66	153	-	0	0
東洋町		2,127	2,037	90	118	270	3	-	-	251	586	8	434	33
奈半利町		3,328	2,891	437	129	339	42	1	21	14	32	13	412	446
田野町		3,241	2,803	438	150	382	78	9	43	4	9	13	817	474
安田町		5,106	4,589	517	314	728	93	16	52	91	212	31	600	350
北川村		621	474	147	22	59	-	-	-	71	166	2	0	0
馬路村		819	803	16	30	77	-	-	-	8	18	1	0	0
芸西村		1,748	1,348	400	7	26	-	-	-	11	27	5	213	70
本山町		5,154	4,555	599	14	87	-	-	-	114	265	2	0	0
大豊町		11,932	11,177	755	24	168	-	-	-	346	807	-	0	0
土佐町		2,213	1,906	307	3	15	-	-	-	220	512	-	0	0
大川村		259	210	49	-	1	-	-	-	27	63	0	0	0
春野町		11,534	8,709	2,825	1,136	1,572	110	5	47	41	96	56	1,005	221
いの町		24,993	20,663	4,330	780	1,663	466	76	270	545	1,270	93	0	0
	本川村	742	674	68	1	7	-	-	-	19	44	0	0	0
	伊野町	17,771	14,373	3,398	748	1,485	466	76	270	270	629	93	0	0
	吾北村	6,480	5,616	864	31	171	-	-	-	256	597	-	0	0
仁淀川町		5,013	4,682	331	22	124	-	-	-	344	804	-	0	0
	池川町	1,169	1,145	24	4	23	-	-	-	143	333	0	0	0
	香川村	2,107	1,919	188	8	49	-	-	-	114	267	-	0	0
	仁淀村	1,737	1,618	119	10	52	-	-	-	87	204	-	0	0
中土佐町		11,389	10,610	779	724	1,338	455	68	258	268	624	49	2,386	1,264
	中土佐町	8,732	8,200	532	644	1,102	430	68	249	224	522	45	2,386	1,264
	大野見村	2,657	2,410	247	80	236	25	-	9	44	102	4	0	0
佐川町		16,108	13,618	2,490	133	542	4	-	-	82	191	67	0	0
越知町		9,904	8,123	1,781	54	269	-	-	-	124	290	16	0	0
檜原町		5,984	5,534	450	55	229	2	-	-	49	114	3	0	0
日高村		7,025	5,413	1,612	44	219	2	-	-	299	698	26	0	0
津野町		2,943	2,863	80	64	155	-	-	-	158	366	13	0	0
	東津野村	1,107	1,075	32	11	46	-	-	-	85	197	1	0	0
	葉山村	1,836	1,788	48	53	109	-	-	-	73	169	12	0	0
四万十町		26,179	22,059	4,120	1,656	2,792	355	42	192	516	1,203	112	613	169
	窪川町	20,119	16,687	3,432	1,507	2,350	349	41	188	89	207	105	613	169
	大正町	2,184	2,092	92	77	200	6	1	4	209	488	3	0	0
	十和村	3,876	3,280	596	72	242	-	-	-	218	508	4	0	0
大月町		4,920	4,271	649	122	338	6	-	-	141	330	8	21	10
三原村		931	895	36	72	114	-	-	-	56	130	6	0	0
黒潮町		13,222	11,115	2,107	1,148	1,799	319	37	173	426	993	59	3,374	525
	佐賀町	1,643	1,330	313	65	131	2	-	-	308	718	7	219	254
	大方町	11,579	9,785	1,794	1,083	1,668	317	37	173	118	275	52	3,155	271

(注)表中「-」は、若干ですが人的被害が生じる可能性があることを表しています。

(注)市町村合計は端数調整により誤差が生じる場合があります。

特定建築物の耐震化率の推計方法

特定建築物の耐震診断結果による耐震診断合格率

	耐震診断実施数			
		耐震性あり確認数	耐震診断による耐震性あり割合 [b]	
総数	43,305	18,979	43.8%	
用途	学校	24,033	7,154	29.8%
	病院・診療所	706	297	42.1%
	社会福祉施設	960	428	44.6%
	ホテル・旅館等	212	76	35.8%
	店舗・百貨店	435	208	47.8%
	賃貸共同住宅	9,109	6,926	76.0%
	その他	7,850	3,890	49.6%

※診断実施数及び耐震性有り確認数は都道府県アンケートによる(H16.3)

特定建築物の耐震性の有無の推計

	特定建築物(S56以前建築)						
	総数 [a]	耐震性あり割合 [b]	耐震診断による耐震性あり推計数 [c=a*b]	耐震改修実施数 [d]	耐震性あり推計数 [e=c+d]	耐震性なし推計数 [f=a-(c+d)]	
総数	183,564	43.8%	88,082	9,814	97,896	85,668	
用途	学校	48,896	29.8%	14,555	7,420	21,975	26,921
	病院・診療所	6,543	42.1%	2,753	86	2,839	3,704
	社会福祉施設	4,092	44.6%	1,824	53	1,877	2,215
	ホテル・旅館等	7,263	35.8%	2,604	118	2,722	4,541
	店舗・百貨店	10,163	47.8%	4,860	89	4,949	5,214
	賃貸共同住宅	32,697	76.0%	24,861	834	25,695	7,002
	その他	73,910	49.6%	36,625	1,214	37,839	36,071

※総数及び耐震改修実施数は都道府県アンケートによる(H16.3)

全特定建築物数の推計

全特定建築物数はS56以前の棟数に1.934を乗じて、183,564棟×1.934=355,013棟(約36万棟)

新耐震による建築物は推計で355,013-183,564=171,449棟(約17万棟)

※1.934は、(財)日本エネルギー経済研究所の建築物ストック量と建築統計年報の用途別規模別着工数をもとに推計

特定建築物の耐震化率の推計

耐震化率=(新耐震推計数+耐震性あり推計数)÷全特定建築物推計数 ※耐震性あり推計数 97,896=約10万棟

= (約17万棟+約10万棟)÷約36万棟

=約75%

耐震化率の将来推計

平成27年の全特定建築物数は平成16年3月の棟数に1.11を乗じて、399,105棟(約40万棟)

平成27年までの特定建築物の減失数は過去のトレンドから1.6万棟(約2万棟)

※1.11は、(財)日本エネルギー経済研究所の建築物ストック量と建築統計年報の用途別規模別着工数をもとに推計

耐震化率を9割とするためには、耐震性あり:約40万棟×0.9=約36万棟、耐震性なし:約40万棟×0.1=4万棟

従って、H16.3現在の耐震性なし9万棟を4万棟に減少させることが必要。

耐震改修の必要数は、H16.3耐震性なし(約9万棟)-減失数(2万棟)-耐震改修数=H27耐震性なし(約4万棟)

これを解いて、この期間の耐震改修数:約3万棟

公共的建築物の耐震化の進め方

公共的建築物の耐震化の進め方

市町村(一部事務組合を含む)・民間の有する学校、病院や社会福祉施設、役場・消防庁舎などの施設は、災害時には、応急救助活動の拠点や避難場所など重要な役割を担うことから、これら建築物を「公共的建築物」と位置付け、その耐震化を進めるための具体的方策について、利用者の安全及び施設機能の確保の両面から検討した。

【「公共的建築物の耐震化の促進」検討チーム報告書(抄)】

1 検討対象

建築物の規模及び構造(木造・非木造)に関わらず、旧耐震基準で建築された建築物のうち、次の建築物を対象とした。

災害時に公共的な役割を担う施設

- 災害時の情報収集や災害対応を行う建築物(災害対策本部、支部を設置する市町村の庁舎)
- 消火、救急・救助活動等を行うための建築物(消防本部、消防署(所))
- 災害時に住民等の避難場所として使用されることを目的に市町村の地域防災計画で指定された建築物(学校校舎・体育館、公民館、コミュニティセンター、研修センター、津波避難ビル等)
- 医療救護活動等を行うための建築物(医療機関)
- その他災害時に重要な役割・機能を果たす建築物(電気、ガス、水道、輸送、通信、放送などの公益的事業を営む法人の中核機能施設)

その他の公共的施設

- 災害時に自らの力で避難することが困難な要援護者及び子どもが日常的に利用する建築物(社会福祉施設、学校校舎・体育館)

2 耐震化を促進するための当面の取り組み

(1) 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- 耐震改修の先進事例の紹介
- 南海地震に関する啓発による注意喚起
- パンフレット等の配付、広報誌による広報等の実施
- 耐震診断・改修に係る情報提供(シンポジウム・説明会等の開催)

(2) 相談指導体制の充実

- 施設台帳による耐震診断・改修の進捗状況の把握と、所有者等に対する個別の指導・助言、働きかけ
- 施設の状況に適した専門家による相談等に関するアドバイス

(3) 所有者等の費用負担の軽減

- 国の現行、又は新たに創設された助成制度や税制上の優遇措置の積極的な活用・周知
- 助成制度や税制上の優遇措置の拡充についての国への働きかけ

(4) 計画的な耐震診断・改修の推進

- 耐震化計画の作成
- 耐震化率の目標の設定
- 施設台帳による耐震診断・改修の進捗状況の把握と対策効果の検証
- 建築物の耐震診断の実施状況や実施結果の住民への公表・周知（まずは県有建築物から実施）

3 引き続き検討を行っていく事項

- 病院、社会福祉施設、避難場所等の「耐震診断助成制度」の創設
- 耐震改修促進法に基づく指導の強化
- 恒常的・組織的な相談窓口体制の整備

県有建築物の耐震化の進め方

県有建築物の耐震化の進め方

南海地震発生時に多くの県有建築物は、利用者の安全確保だけでなく、応急・復旧対策の拠点としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められている。

限られた財源の下、効率的・効果的に耐震化を進めていくには、優先度の高い建築物から順次進めていくことが重要であると考え、平成 16 年度及び 18 年度の 2 段階の検討を重ねて、県有建築物の耐震化に係る具体的な優先順位を整理した。

【「公共建築物の耐震化計画の策定」検討チーム報告書（抄）】（平成 16 年度）

【「県有建築物の耐震化実施計画策定」検討チーム報告書（抄）】（平成 18 年度）

1 県有建築物の分類（グループ化）による耐震化の推進（平成 16 年度検討）

（1）相対的な優先度による分類（グループ化）

対象建築物

- 昭和 56 年以前の建築基準法に基づいて建築された県有建築物のうち、次のもの。
- ・木造以外の建築物で 2 以上の階を有し、又は延べ面積が 200 m²を超える建物
 - ・木造の建物で 3 以上の階を有し、又は延べ面積が 500 m²、高さが 13m 若しくは軒の高さが 9 m を超える建物

対象建築物の分類（グループ化）

「想定震度」と「地震発生時に考慮すべき建物の用途等」の 2 つの指標により、次の表に当てはめて、優先度別に 3 つのグループ（優先度順に 1 G、2 G、3 G）に分類。

優先度		建物の用途等		
		3項目以上	2～1項目	0項目
想定震度	6強以上	1G	1G	2G
	6弱	1G	2G	3G
	5強以下	2G	3G	3G

想定震度：当該建築物が立地している場所の想定震度
地震発生時に考慮すべき建物の用途等：以下の 7 項目

- ・多数の者が利用する建物
- ・県営住宅、入所施設、寄宿舎など利用者が日常の生活を営んでいる建物
- ・災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）の利用を目的とする建物
- ・災害応急・復旧対策の拠点となる建物（災害対策本部・支部等を設置する建物）
- ・災害応急・復旧対策を実施する建物（拠点となる建物を除く）
- ・避難所に指定されている建築物や災害時要援護者の入所施設など避難所等になる建物
- ・津波で浸水が予想されている区域にある 3 階以上の建物（津波避難ビルの指定候補含む）

（2）耐震化にあたっての目標

平成 26 年度末を目標に、「1 G」の優先を基本として、耐震補強に取り組む。

2 耐震化実施計画（以下「計画」という。）の策定（平成 18 年度検討）

（1）計画策定の趣旨

平成 16 年度に掲げた目標の達成に向けて、全庁的に耐震化の優先順位付けを行い、計画的に耐震化を進めるため、原則として「1G」に属する県有建築物を対象に計画を策定（「2G」の建築物で、災害時に果たす役割が大きいものは、個別具体的に判断した上で対象に追加）。

(2) 計画における優先順位の考え方

「利用者の安全性の確保」と「地震発生後に果たすべき役割の重要性」の両面を考慮した上で、優先順位付けを行うこととし、基本的な考え方として、「重点建築物」()に該当するものを優先することとし、具体的には、現状の使用形態や地震発生後の果たすべき機能など固有の実情を考慮する必要から、知事部局、教育委員会、警察本部

()重点建築物とは

		建物の用途等	建築物の例
置用 及途 びに 優よ る先 度設	a. 機能確保が 必要なもの	復旧拠点施設	県・市町村災害対策本部等 消防署、警察署、災害拠点病院
		避難施設	避難所に指定された学校・公民館等
		ライフライン管理施設	水道・ガス・電気等の管理施設等
	b. 災害時要援護 者が利用するもの	各種福祉施設	老人保健施設、老人ホーム、養護学 校、児童福祉施設、保育所等
びに規 優よ る模 度設 び定 地及 域	c. その他	規模：3階以上かつ2,000㎡以上の建築物 地域：密集住宅事業等により防災上特に重要な区域と位置付 けられた場合、その区域の建築物	

(出典：建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「既存建築物耐震改修促進・実施計画」(H15.12作成))

の3つの組織別に整理した。

<知事部局> (~ は優先順位)

応急・復旧対策の拠点となる建築物

災害時要援護者が利用する施設のうち入所施設

災害時要援護者が利用する施設のうち通所施設

長期的又は緊急的な避難施設（現時点での避難場所の指定の有無に関わらず、地域の実情等により避難施設としての確保が必要と判断された建築物）

3階建て以上かつ延べ床面積 2,000 ㎡以上の建築物、又は密集住宅事業等により防災上特に重要な区域と位置付けられた場合の当該区域内の建築物

応急・復旧対策を実施する建築物（ を除く）

<教育委員会>

多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、基本的に「学校施設」を優先することとし、具体的には、盲・聾・養護学校（平成 19 年度からは特別支援学校）を優先しつつ、学校単位で優先順位付け。学校以外の施設については、利用者や建物の状況等を勘案して、優先順位付け。

<警察本部>

地震防災活動の拠点として、県民の生命・財産の保護、治安の維持を目的とする「警察署」を優先して耐震化を行うこととし、「警察署」については、管轄地域の規

別添資料7
(県有建築物の耐震化の進め方)

模(管内人口等) 建築年順及び津波による被害等を勘案して、優先順位付け。

3 計画のローリング(見直し)等

- ・当該計画は、南海地震に備えるために整理するものであり、個別の整備(改築等)計画がある場合には、これによらないものとする。
- ・具体的な工法(耐震補強、免震等)の選択や改築の必要性については、一部のものを除き、計画による耐震化の順位が到来した時点で検討する。
- ・今後、耐震診断結果等を踏まえて、当該計画をローリング(見直し)していく。

4 耐震化実施計画(平成19年2月推進本部決定)

(知事部局)

	施設名	棟名	所在地(市町村)	建築年月	建物構造	階数(階)		面積(m ²)		耐震化の実施(予定)年度		
						地上	地下	建築面積	延床面積	診断	設計	工事
1	県庁本館等	庁舎等	高知市	S37.10	RC	2-6	1	4,536	21,425	H8、16	H19-20	H21-23
2	安芸総合庁舎	庁舎	安芸市	S44.3	RC	3		1,280	3,354	H8	H20-21	H22-24
3	幡多総合庁舎	庁舎	四万十市	S41.2	RC	3	1	768	3,386	H8	H24	H25
4	中央東土木事務所庁舎	庁舎(2棟)	南国市	S45.3、S51.3	RC	2		411	821	H19	H24	H25
5	中央東福祉保健所庁舎	庁舎(旧棟)	香美市	S49.12	RC	2		618	1,200	H19	H24	H25
6	高知土木事務所庁舎	庁舎	高知市	S47.3	RC	3		345	1,036	H19	H24	H25
7	療育福祉センター	本館・難聴幼児通園棟・発達障害者支援センター	高知市	S51.3	RC	2		3,956	7,623	H20	H24	H25
8	高知県保健衛生総合庁舎	衛生研究所・精神保健福祉センター	高知市	S48.2	SRC	5		1,348	4,967	H20	H24	H25
9	須崎総合庁舎	庁舎	須崎市	S45.2	RC	5		646	3,218	H8	H24	H25
10	中村高等技術学校	本館 他5棟	四万十市	S45.3-S45.8	RC、S	1-2		2,332	2,915	H22	H25	H26
	高知高等技術学校	本館 他4棟	高知市	S57.3-S58.9	RC、S	1-3		2,962	4,373	H22	H25	H26
11	牧野植物園	ガラス展示温室	高知市	S44.11	S	1		495	495	H23	H25	H26
12	永国寺ビル	事務室	高知市	S42.3	RC	4		297	770	H24	H25	H26

(教育委員会)

優先順位	施設名	棟名	所在地(市町村)	建築年月	建物構造	階数(階)		面積(m ²)		耐震化の実施(予定)年度		
						地上	地下	建築面積	延床面積	診断	設計	工事
1	中村養護学校	校舎(本館) 他3棟	四万十市	S54.10-S56.2	RC、S	1-3		2,631	5,090	H16-19	H17-20	H18-21
2	若草養護学校	校舎(特別教室棟) [本館及び体育館]	春野町	S54.9	RC (一部S)	2		933	1,865	H15	H19	H20
3	幡多農業高等学校	校舎・専門第2棟	四万十市	S48.3	S	2		714	1,551	H17	H19	H20
4	窪川高校	体育館	四万十町	S47.10	S	1		1,044	1,044	H17	H19	H20
5	高知江の口養護学校	校舎(1期工事分) 他2棟	高知市	S49.3-S55.3	RC (一部S)	3		1,796	5,092	H15-17	H20-21	H21-22
6	盲学校	本館 他3棟	高知市	S54.3-S56.3	RC (一部S)	2-4		2,764	6,955	H15-18	H18-21	H19-22
7	若草養護学校	校舎(普通教室棟) 他1棟	春野町	S54.3、S55.3	RC	2		1,814	4,196	H15、16	H21、22	H22、23
8	日高養護学校	校舎(第1校舎) 他4棟	日高村	S44.3-S47.3	RC	2		2,005	4,073	H15-18	H22-24	H23-25
9	山田養護学校	校舎(高等部棟)	香美市	S56.2	RC	3		388	1,130	H16	H21	H22
10	高知ろう学校	実習棟(産工被服実習棟)	高知市	S49.5	RC	2		394	787	H15、20	H21	H22
11	高知工業高等学校	校舎1号館(1期工事分) 他16棟	高知市	S32.3-S57.3	RC、S	1-4		6,083	15,351	H18-20	H22-24	H23-H26
12	県民体育館	体育館	高知市	S48.10	RC	2		6,094	8,901	H19	H22	H23
13	高知追手前高等学校	校舎(本館) 他5棟	高知市	S6.9-S56.1	RC、S	2、3		5,342	11,914	H17-20	H15-24	H22-H26
14	高知丸の内高等学校	南校舎 他2棟	高知市	S41.3-S42.3	RC	4		1,388	5,501	H19	H22-25	H23-H26
15	永国寺第2ビル	こどもの図書館・会議室	高知市	S47.8	RC	3		366	1,010	H20	H24	H25
16	中村高等学校	C校舎(1期工事分) 他3棟	四万十市	S43.3-S56.2	RC	2、3		1,650	3,931	H15-19	H22-24	H23-H25
17	幡多農業高等学校	校舎・南舎 他8棟	四万十市	S47.3-S57.4	RC、S	1-3		4,587	7,452	H15-20	H23-25	H24-26
18	高知農業高等学校	校舎(本館:1号館) 他8棟	南国市	S51.3-S56.3	RC、S	1-4		5,996	15,257	H15-20	H23-25	H24-26
19	幡多青少年の家	青少年教育施設	黒潮町	S54.9	RC	2		1,094	1,192	H20	H25	H26

(警察本部)

優先順位	施設名等	棟名	所在地(市町村)	建築年月	建物構造	階数(階)		面積(m ²)		耐震化の実施(予定)年度		
						地上	地下	建築面積	延床面積	診断	設計	工事
1	高知警察署	警察庁舎	高知市	S47.2	RC	5	1	683	4,198	H8	H19	H21-22
2	南国警察署	警察庁舎	南国市	S48.3	RC	2		559	1,333	H18	H20	H22-23
3	宿毛警察署	警察庁舎	宿毛市	S51.3	RC	3		386	1,073	H18	H21	H23-24
4	香南警察署	警察庁舎	香南市	S52.3	RC	3		368	990	H18	H22	H24-25
5	本山警察署	警察庁舎	本山町	S49.3	RC	2		379	1,084	H18	H23	H25-26
6	警察本部布師田別館	交通機動隊勤務庁舎	高知市	S55.10	RC (一部S)	4		535	1,923	H19	H23	H25-26
7	下知交番	交番庁舎	高知市	S53.3	RC	2		43	65	H22	H24	H26

建物構造: RC(鉄筋コンクリート)、S(鉄骨造)、SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)

高知県既存建築物耐震対策推進協議会規約

平成 16 年 6 月 22 日
一部改正 平成 21 年 2 月 10 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、高知県既存建築物耐震対策推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、県内の既存建築物に関する耐震改修を推進するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して、既存建築物の耐震性の向上並びに、被災建築物の応急危険度判定の実施に係る体制整備を行い、既存建築物の地震に対する安全性の向上と、余震による二次災害を防止することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1)木造住宅の耐震改修の促進に関すること

- ア 「木造住宅耐震診断事業」の円滑な推進
- イ 住宅耐震相談窓口の整備
- ウ 「住宅耐震改修技術者育成事業」の円滑な推進
- エ 木造住宅耐震診断士養成及び講習会の実施

(2)特定建築物等の耐震改修の促進に関すること

- ア 「既存建築物耐震改修促進・実施計画(高知県版)」の円滑な推進
- イ 県、市町村及び建築関係団体の相互支援・協力体制の整備
- ウ 耐震診断及び改修に関する技術者の養成及び講習会の実施
- エ 耐震診断及び改修に関する普及啓発及び相談窓口の整備

(3)被災建築物応急危険度判定の体制整備、推進に関すること

- ア 市町村における実施体制の整備、応急危険度判定士への連絡体制の整備
- イ 県、市町村及び建築関係団体との相互支援・協力体制の整備
- ウ 全国・中四国応急危険度判定協議会等との連携
- エ 被災宅地危険度判定制度との連絡・協力体制の整備

(4)その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員の構成)

第 4 条 協議会の会員は、高知県、県内市町村及び建築関係団体等により構成され、別紙会員名簿のとおりとする。

第 3 章 役員

(役員、職務)

第 5 条 協議会に、次の役員を置く。

- 会長 1 名
- 副会長 1 名
- 部会長 4 名(1 部会に 1 名)

2 役員は、協議会において会員のうちから選任する。

- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会の会務を執行する。

第 4 章 会議

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、協議会の会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第 5 章 部会

(部会)

第 7 条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、「木造住宅耐震診断相談部会」、「木造住宅耐震改修技術者育成部会」、「特定建築物等耐震対策部会」及び「応急危険度判定部会」の 4 部会を設置する。

- 2 部会の運営に関する事項の決定並びに部会のメンバーの選任は、協議会が行う。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。
- 4 部会長は、必要に応じて部会の活動内容を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会の事務を処理するため、部会毎に事務局を置く。

第 6 章 雑則

(事務局)

第 8 条 協議会の事務を処理するため、高知県土木部住宅課及び建築指導課に事務局を置く。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

木造住宅の耐震化促進のための支援事業の概要

次期南海地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存木造住宅を対象に高知県木造住宅耐震対策推進事業を実施します。

【木造住宅耐震診断補助事業】

高知県木造住宅耐震診断士が行う住宅耐震診断への補助

対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工された

木造住宅（平屋、又は2階建てまで）

個人負担額3千円が必要

【木造住宅耐震改修費補助】（平成19年度より拡充予定）

上記の耐震診断の結果、「倒壊の可能性がある」と診断された住宅の補強工事費への補助

対象住宅：耐震診断の結果評点が1.0未満と

診断された住宅

補助金額：最高60万円

【耐震改修設計費補助】（平成19年度より新設予定）

市町村の実施した耐震診断の結果、「倒壊の可能性がある」と診断された住宅を補強工事を実施することを前提とした、工事の設計書作成にたいする補助

対象住宅：耐震診断の結果評点が1.0未満と

診断された住宅

補助金額：最高30万円

個人負担3万円が必要

耐震診断評点分布

		1.5～	1.0～1.5未満	0.7～1.0未満	0.5～0.7未満	0.3～0.5未満	0.3未満	合計
H15	棟数	0	8	52	260			320
	率	0.0%	2.5%	16.3%	81.3%			100.0%
H16	棟数	2	53	207	331	604	393	1,590
	率	0.1%	3.3%	13.0%	20.8%	38.0%	24.7%	100.0%
H17	棟数	1	31	127	267	435	335	1,196
	率	0.1%	2.6%	10.6%	22.3%	36.4%	28.0%	100.0%
計	棟数	3	92	386	2,625			3,106
	率	0.1%	3.0%	12.4%	84.5%			100.0%

木造住宅耐震診断・改修事業実績棟数

番号	補助事業 主体名	耐震診断事業				耐震改修事業	
		H15 実績	H16 実績	H17 実績	累計	H17 実績	累計
1	高知市	2 (1) 199	38 (8) 642	14 (4) 510	54 (13) 1,351	9	0 (0) 9
2	室戸市		10	12	22		
3	安芸市		50	32	82		
4	南国市	105	100	100	305	1	1
5	土佐市		50	50	100		
6	須崎市		56	12	68		
7	宿毛市		2 (1) 20		2 (1) 51		
8	土佐清水市		21	25	46		
9	四万十市			4 (1) 37	4 (1) 137		
10	(中村市)		100				
	香南市				252		
	(赤岡町)		20	9			
	(香我美町)		27	15			
	(野市町)		54	33			
	(夜須町)		50	24			
11	(吉川村)		15	5			
	香美市				121		
	(土佐山田町)		30	50			
	(香北町)	16	10	10			
	(物部村)		2	3			
12	東洋町		20	5	25		
13	奈半利町		17	2	19		
14	田野町		14	8	22		
15	安田町		20	11	31		
16	北川村		5	5	10		
17	馬路村		8	10	18		
18	芸西村		5	7	12		
19	本山町		5	8	13		
20	大豊町				0		
21	土佐町		5	1	6		
22	春野町		50	45	95		
23	いの町			16	68		
	(伊野町)		50				
	(吾北村)		2				
24	中土佐町				49		
	(中土佐町)		32	12			
	(大野見村)			5			
25	佐川町			18	18		
26	橋原町			16	16		
27	日高村				0		
28	津野町			12	22		
	(東津野村)		10				
29	四万十町				45		
	(窪川町)		10	10			
	(大正町)			5			
	(十和村)		10	10			
30	大月町				0		
31	黒潮町				102		
	(佐賀町)		30	10			
	(大方町)		40	22			
合計		2 (1) 320 321	40 (9) 1,590 1,621	18 (5) 1,196 1,209	60 (15) 3,106 3,151	0 (0) 10 10	0 (0) 10 10

上段 書きは共同住宅戸数を示す。
中段 ()書きは共同住宅棟数(内数)を示す。
下段 耐震診断実施棟数(共同住宅含む)を示す。
最下段 書きは耐震診断実施戸数(共同住宅戸数を含む)を示す。

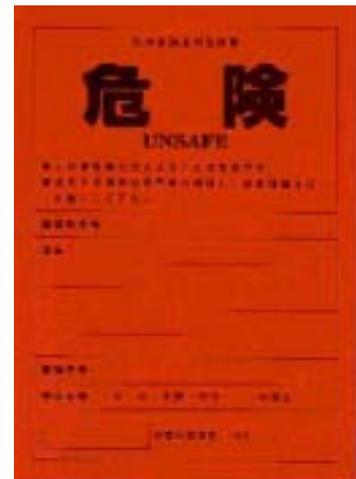
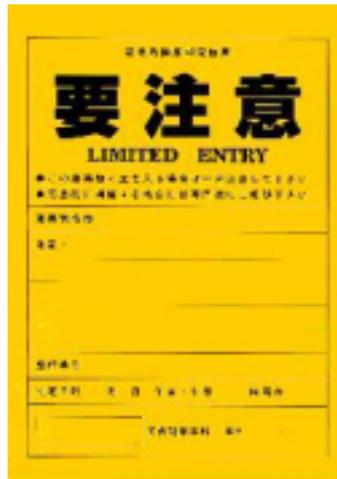
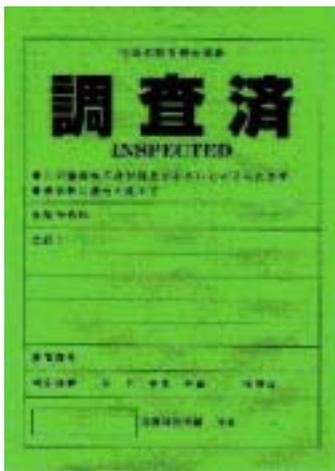
応急危険度判定とは

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。



その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしています。

また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれています。

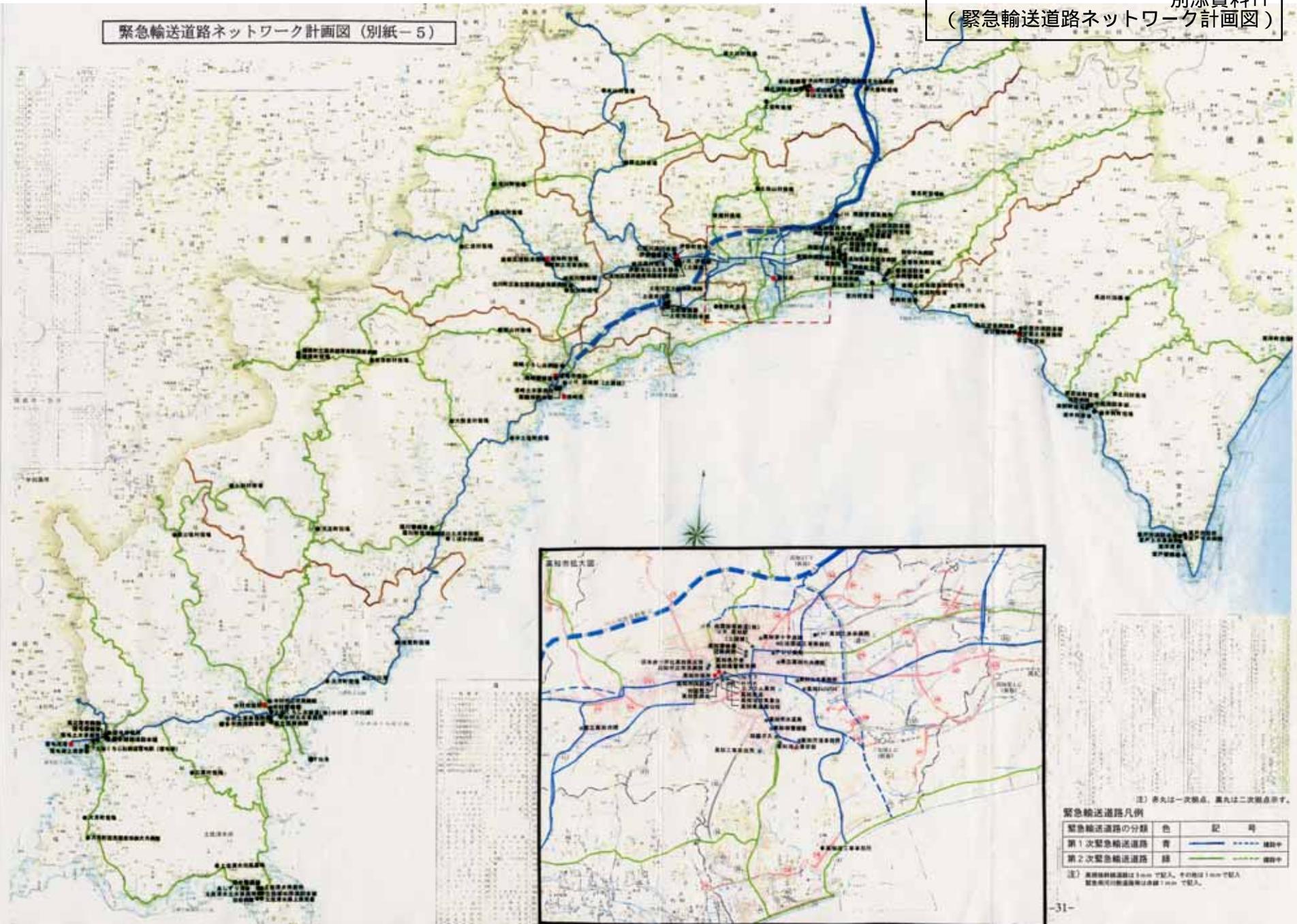


『 判定ステッカー 』

応急危険度判定士とは

応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきものですが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられます。そこで、ボランティアとして協力していただける民間の建築士等の方々に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことなどにより、「応急危険度判定士」として都道府県が養成、登録を行っています。

緊急輸送道路ネットワーク計画図 (別紙-5)



注) 赤丸は一次拠点、黒丸は二次拠点を示す。

緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の分類	色	記号
第1次緊急輸送道路	青	—— (実線) / - - - - (虚線)
第2次緊急輸送道路	緑	—— (実線) / - - - - (虚線)

注) 実線は幹線道路は3.0mで記入、その他は1.0mで記入
緊急輸送道路は身幅7.0mで記入。

「建築物の耐震改修促進に関する法律」に基づく
高知県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月

平成 21 年 3 月一部改正

平成 27 年 8 月 13 日一部改正

平成 27 年 11 月 24 日一部改正

平成 28 年 2 月 12 日一部改正

平成 28 年 6 月 24 日一部改正

高知県土木部建築指導課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
電 話 (088) 823-9891
F A X (088) 823-4119
ホームページ [http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/
172901/shidou-k-sidou.html](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172901/shidou-k-sidou.html)
Eメール 172901@ken.pref.kochi.lg.jp

※文中において、該当担当部署が明確な場合には、「担当課：〇〇」のような記載をしています。

※参考文献：「山口県耐震改修促進計画案」、「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み（平成 19 年 2 月改定）」